

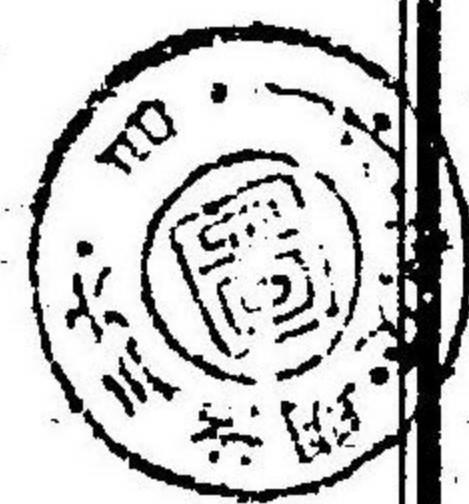
4X 28

大阪府誌 中1編

39-87

緒

言



明治三十三年五月十五日勅令第七十六號を以つて第五回内國勸業博覽會を明治三十六年三月一日より同年七月三十一日迄大阪府大阪市南區天王寺冷宮に開設の事に定められき開設地の屬する我が大阪府たるもの豈出品する所なきして可ならん哉。翻りて我が府管轄内の古今の状態を通觀するに、昔一度開けしより本邦の關門となり幾句の咽喉を占め、工業を興り商業を興り行はれ大阪府及び堺市は古來の商業地として商業に關する習慣沿革を有する事極めて多く、其のみならず交通運輸の利便は維新以後に於いて殊に著しく其の發達を促し今や殆全國商工業の中心たるが如き盛況を呈するに至れり。然り而して本府は商工業の製作者ならず農林産の生産者ならず、彼等を督し彼等を奨め又彼等に進歩發達の途を示すの責任を有せる者たり。將來を圖らんこそば先過去を知るを要す、其の商工業に關する習慣沿革及び現況等を主とし併せて農業林業畜産業等の概況各種公共事業の起因及び其の效果並に我が府に於ける富力生産力を査覈し書冊圖表となし出陳せんとする實に此の故なり。

緒言

明治三十三年十二月通常府會開會に際し時の知事菊池侃二は前述の趣旨に基づき編成せる自明治三十三年度至同三十六年度大阪府聯帶勸業費繼續年期及び支出方法の議案を提出し其の可決を得き豫算總額は金貳萬千六百九拾貳圓九錢九厘にして明治三十三年度支出額は金千六百參拾八圓七拾錢四厘明治三十四年度支出額は金五千七百七拾圓七拾六錢四厘明治三十五年度支出額は金壹萬參千六百貳拾五圓參拾六錢壹厘明治三十六年度支出額は金六百五拾七圓貳拾七錢なり同時に臨時勸業委員設置規則並に臨時委員費用辨償額及び其の支給方法の兩議案を可決し直ちに内務大臣に稟請して其の許可を得尋いで設置規則第三條に依り委員選舉を爲し明治三十四年十二月辭任同月島津佐助補關當選三谷軌秀森久兵衛向井新治郎三杉長兵衛南源十郎當選せり是に於いてか書記官西澤正太郎を臨時勸業調査委員長に參事官安河内麻吉技師足助好生府屬及び府吏員各若干名を舉げて臨時勸業調査委員を命じ府會議員より選出せる臨時勸業委員と共に調査に従事せしめ翌三十四年一月臨時勸業調査委員規則並に大阪府名譽職委員處務規程を定め各委員は委員規則第六條に依り設置せる各部に分屬し第一部は府郡市町村の財政に關する事項及び繼續勸業費の會計に關する事項第二部は商業工業

農業、林業、水産業等に關する事項第三部は名勝舊蹟に關する事項第四部は教育、警察、衛生、監獄、測候及び他部に屬せざる事項を分掌し各部の細目を定めて事に從ひ其の實際調査に着手せしは明治三十四年一月なりき尋いで富力及び生産力調査の標準を協定し其の幾部分を郡市區役所町村役場に依囑し又商工業の習慣沿革及び現況等の調査を組合並に工場主に依囑せしに何れも熱心に其の調査に従事して是れが結果を報告せり其の他商業、工業、農業、林業、水産業、鑛業及び名勝舊蹟等の調査に關し郡市區役所町村役場を煩しもの頗多し明治三十五年二月知事菊池侃二休職を爲り高崎親章知事に任せられ同時に委員長書記官西澤正太郎の兵庫縣書記官に轉任するや書記官山田新一郎代りて委員長を爲る此の月文學士長谷川福平に臨時勸業調査事項編纂主任を囑托し五月從來の組織の外に幹事四名を置く事とし委員長山田書記官は委員たる參事官安河内麻吉同屬熊野秀之輔同屬吉住元策及び編纂主任囑托長谷川福平を指名して之れに充つ七月委員參事官安河内麻吉鳥取縣警部長に轉任し參事官石川啓其の後を襲ぐ翌八月豫て編纂發行の計畫なりと歐文案内記は本府之れを編纂し而して第五回内國勸業博覽會協賛會に於いて印刷發行するの約成りき

此の時、開會期日漸切迫して而も調査いまた完了せず編纂脱稿後印刷に多數の日子を要し期に後るゝの虞あるを以つて委員長は各委員を督勵し各委員は夜以つて日に繼ぎ孜々勤勉本月に至り調査完了編纂稿を脱して印刷に付するを得、其の實業、財政、各種公共事業、富力、生産力及び名勝舊蹟等一般の事項に渉れるを以つて題するに大阪府誌を以つてせり、抑、本書の如きは從來其の類例甚多からず、故に之れが調査に當りては頗困難を感じ明治三十四年一月初めて調査に着手せしより或ひは古書に徴し耆宿に就き或ひは行政廳及び當業者の調査に據り或ひは實地を踏査する等努めて事實を網羅するを旨とせしが、調査事項の範圍廣きに拘はらず調査の期間は頗短きを以つて各事項中完備せざるもの又は全く缺如せるもの等あるを免れざるは深く遺憾とする所なり。

本書と共に博覽會に出陳せんとするものは富力及び生産力の模型、各般の統計圖、氣象圖、苗代圖、生産物比較圖、銀行會社製造所沿革圖等なりとす。終に臨み臨時勸業調査委員を命せられたる府屬及び府吏員の姓名を擧ぐれば左の如し。

明治三十三年十二月十六日より

屬 宮崎 豊次

同 屬 熊野 秀之輔

同 屬 有田 策郎

明治三十三年十二月二十六日より

屬 辻 啓一郎

明治三十四年三月五日より

屬 井田 徳夫

明治三十五年四月二十五日より

屬 小島 友吉

明治三十四年十二月二十五日より

屬 山田 美稻

明治三十三年十二月十六日より

屬 吉住 元策

明治三十三年十二月二十六日より

屬 杉原 宣雄

明治三十四年一月十日より

屬 並河 直廣

同 屬 貴志 留吉

同 屬 井上 正雄

同 屬 大島 仲太郎

明治三十三年十二月二十六日より

技手 白井 憲親

明治三十四年一月十日より

屬 吉田 九一

同 屬 河 新太郎

明治三十四年二月十二日より

府吏員 山田 秀太郎

明治三十四年一月二十五日より 府吏員 片岡長信
 明治三十三年十二月二十六日より 府吏員 鵜澤逸民
 明治三十四年六月二十六日より 府吏員 土岐保太郎
 明治三十四年六月七日より 府吏員 山中久太郎
 明治三十五年四月十八日より 府吏員 井原恒也
 明治三十五年五月十三日より 府吏員 三輪正輔
 明治三十五年七月二日より 府吏員 宮脇重晴
 明治三十五年十月二十九日より 府吏員 大柏清三郎
 明治三十四年八月二十七日より 府吏員 杉森長太郎
 明治三十五年八月二十六日より

明治三十五年十二月

總論

地勢及び氣候

我が大阪府は帝國本土の中央に位して攝津國の内大阪市及び西成東成三島豐能の四郡並に河内和泉の兩國を管轄し實は畿内を二分して其の一を有せり疆域北は丹波に境し東北は山城に接し東南一帯は山嶽連亘して紀和の境を劃し西北は兵庫縣下攝津國川邊郡と犬牙錯綜し西南は茅渚海を隔てし遙かに淡路島と相對せり管内地域の北端攝津國豐能郡根根莊村大字天王は北緯三十五度二分十九秒南端和泉國泉南郡多奈川村は北緯三十四度十六分四十秒東端河内國北河内郡氷室村大字穗谷は諸威東經百三十五度二十九分三十秒西端和泉國泉南郡多奈川村大字小島は諸威東經百三十五度七分四十秒にして北は零度四十五分三十九秒に涉り東西は零度二十一分五十秒に廣がり面積凡百八十八方里餘山脈は東南に起り蜿蜒して北に馳せ西は一帯平原相連なりて數流の河川其の中央を貫流し而して河川中最大なるものを淀川及び大和川とす。

淀川は源を近江の琵琶湖に發し山城の諸川を合し河内攝津の國境を貫きて西流し江口に至りて二流となり西するを神崎川と云ふ而して本流は長柄に至りて二たび中津川を分岐し本流は南下して大阪市に入り土佐堀川堂島川の兩流に分かれ堂島川は一たび曾根崎川を分岐して復これと合し又土佐堀川と會して更に安治木津の二流となり木津川は又尻無川を分岐し三流共に大阪灣に朝す。本

川に集注する水は山城、大和、河内、攝津、丹波、近江、伊賀の七ヶ國より來たるが故に一朝大雨あるときは沿岸の地水害を被ひること屢なりと雖平時は舟筏の往來絶えずして漕運の利最多く殊に大阪市に在りては上記の諸流の外天滿堀川、西横堀、百間堀、海部堀、江戸堀、立賣堀、京町堀、阿波堀、薩摩堀、堀江川、道頓堀等の溝渠縦横に通じ淀川の流水を分岐して水上の公道を開けるを以つて漕運の便甚多しとす。然れども時に水害の臻るはいまだ免るべからざるを以つて明治二十九年淀川改修の工を起し流道を變更して河幅を廣めんとし、今や着々其の歩を進め完成の期將に二星霜を出でざらんとす。若夫れ竣工を告ぐるの日に至らばよく積年の患を除き一般利福を増進するの多大なる素より論を俟たざるなり。

大和川は源を大和國に發し金剛生駒の連山を横斷して本府管内に入り、船橋にて石川に合して西流し楠本村に至り和泉攝津の國界をなし堺市の北端に於いて海に入る。淀川に次ぐ大河なれども河心年を逐ひて淺淤となり舟楫の便を缺きて又往々氾濫の憂あり。

管内池沼尠ならず或ひは山間の低地に在り或ひは平原に存在せりと雖天然のものに至りては極めて少なく多くは田圃灌漑の用に供せんがため開鑿せられしものなりとす。其の殊に大なるものは和泉國泉南郡の久米田池にして周圍一里二町全面積六十三町四反之れに次ぐを狭山池とす。狭山池は河内國南河内郡に在りて周圍三十三町面積三十五町八反前者と共に田畝を溉灌する數千頃に及び無量の利益を河泉の野に與へて實に府下第一の好池たり。

元來、本府管内は地勢大概平坦なるを以つて陸上交通の便頗宜しく諸方に通ずる街道數條ありて何れも車馬を通ずるを得、まかのみならず軌道は縦横に貫通して其の線路の多き全國に冠し四通八達の途普く開けて海に陸に交通至便を極め殊に四疆の山嶽中最高なる東南隅の金剛山もなほ海

抜千二百三十七米に過ぎず之れに次ぐ北隣の葛城山は千〇二十一米、七越山は九百九十九米、其の他生駒山、交野山、飯盛山の如き東境に在るものは何れも六百四十九米乃至二百八十九米にして北方に在りて最高に誇れる妙見山も九百八米に止まれるを以つて峻容壯姿の特に見るべきものあらざれども西南より來たる合汽雲の進行を阻滯せしむること少なく隨ひて氣候溫和にして極暑の候といへども寒暖計華氏の九十度以上に昇ること稀にして嚴寒の時も氷點を下る事なく、晴天多くして雨雪霰雹等の降水量は既往十箇年に於いて一千七百六十六耗一を出でたる事なく、河川の流勢また急激ならずして水害の度これを四境に峻嶺高峯を仰ぎ一朝降雨に際會せば急湍直下し堤塘を決潰し沿岸の田畝を流失するが如き悲惨の光景を呈する地方とは固より同日の論にあらざるなり。

氣壓の變化は冬季に最高くして夏季に最低く、一日又二回の高低を示し季節各多少の差異ありと雖一箇年の平均に依れば午前九時に於いて第一の最高を示し漸次低下して午後三時に於いて第一の最低となり、二たび上昇して午後十時に於いて第二の最高に達し又低下して午前四時に於いて第二の最低を示せり。

氣温の變化は一月に最低を呈し八月に最高を示し、而して一箇年平均と同度に達する季節を四月下旬乃至五月上旬及び十月上旬とす。一日亦二回の最高最低を呈し冬季に於いては午前六時乃至七時に最低を呈し爾後上昇して午後二時頃最高となり晝夜平均の度に達する時刻は午前九時と午後八時とに在り。又夏季に於いては午前四時乃至五時に最低を呈し爾後上昇して午後二時最高を呈し晝夜平均の度に達する時刻は午前八時と午後七時となり。

降水の量は年々の差甚多く明治十六年より同三十四年に至る十九箇年の平均の降水量は千三百三十六耗(一耗の水は三匁に當る)にして最多きは明治二十九年の千七百六十六耗、最少きは二十七年の

九百四十耗、即兩極の差は八百二十六耗の多きに達せり。又一年中の降水量變化には二回の最大最小あり、即六月及び九月に於いて最大を呈し十二月に於いて第一の最小を呈し八月に於いて第二の最小を呈せり。

風の速度は一年中一回の最大最小ありて冬季に最大を呈し秋季に最小を呈せり。然れども強暴なるは殊に秋季に多しとす。

天氣は明治二十五年より同三十四年に至る十箇年平均に於いて雨雪霰雹の日は百三十八日、曇天百三日、快晴は僅に四十五日にして餘は其の他の風霜雷霧の日なりとす。

地質は之れを類別すれば火成岩及び水成岩の二より成り火成岩を區別して深造岩、火山岩の二とし、深造岩は更に花崗石、閃綠岩、石英斑岩に分かれ火山岩は、即英雲安山岩にして水成岩は片麻岩、古生紀層、中生紀層、第三紀層、第四紀古層、第四紀新層の六とし、他に石灰岩ありて古生紀岩層中に露出せり。

人口

人口は國家成立の要素にして其の増殖の多寡は以つて市郡の發達進歩を測るの尺度たるべしと雖我が國古來正確なる調査をなしたることなきが故に偶々舊記に之れを載するものあれども未遑に信憑する能はざるなり。試に大阪市の人口を見んに米商舊記によれば寛永二年二十七萬九千六百十人、内僧九百九十一人、寛永九年四十萬七千三百〇四人、此の外他所より輻湊する旅人、帳外、乞食、非人、數を知らずとあれども當時果して斯の如き多數の人口ありしや否やは容易に信難し、況二百有餘年後の明治十二年一月の調査によると僅に二十九萬五千五百六十有五人なるに於いてをや。又明治四年始めて戶籍法の制定ありて茲に人口調査の基礎立ち、明治五年正月廿九日現在として明治七年二

月戶籍寮より公表せし所によれば現今の本府管轄に屬する地域の人口は男四十八萬七千三百七十七人、女四十九萬三千六百六十人、合計九十七萬七千七百三十七人にして之れに明治三十四年十二月末現在の現住人口男八十九萬六千七百四十三人、女八十三萬三千八百九十九人、合計百七十三萬〇五百六十二人を比すれば男は一倍八分四厘、女は一倍七分、男女を通じて一倍七分七厘の増殖となり三十年間に於いて殆ど二倍に近き増加をなしたるの計算となれども是れ亦果して正確なりや否やは疑はし。然れども爾來法規も次第に整ひ調査の方法亦年を逐ひて周密となれるが故に次第に事實に近づき來たりしは信じて疑はざるなり。今や國勢調査の實行も既に法律によりて發表せられ、明治三十八年を以つて第一回の實施を見るべければ此の時に至り始めて精確なる調査をなし得べけれども其の以前の調査は到底正確なりと謂ふを得ず。然れども唯大數に於いては大差なきものと認め左に明治五年以降明治三十四年に至る三十年間に於ける大阪府全管内(現今の區に據る)人口増殖の趨勢を示さん。

年次	男	女	計	前年に比し増加
明治五年正月二十九日調	四八七、三七七	四九〇、三六〇	九七七、七三七	—
同 六年一月一日調	四九〇、〇六九	四九二、二五八	九八二、三二七	四、五九〇
同 七年一月一日調	四九四、三九〇	四九六、四六九	九九〇、八五九	八、五三二
同 八年一月一日調	五〇二、四一九	五〇八、六六四	一、〇一一、〇八三	二〇、二二四
自明治九年至同十一年	調査を缺く			
明治十二年一月一日調	五三九、二二二	五三五、九二二	一、〇七五、一三四	—
同 十三年一月一日調	五三七、九五二	五四〇、五三七	一、〇七八、四八八	三、三五四
同 十四年一月一日調	五三九、六一一	五四一、五八六	一、〇八一、一九七	二、七〇九

明治十五年一月一日調	五五八、一一三	五四三、七一〇	一、一〇一、八三三	二〇、六二六
同 年 末 調	五八六、七五三	五五七、一八四	一、二四三、九三七	四二、一一四
同 十六年 末 調	五八六、〇〇〇	五六六、〇七七	一、一五二、〇七七	八、一四〇
同 十七年 末 調	六〇四、〇七七	五八一、七八一	一、二八五、八五八	三三、七八一
同 十八年 末 調	六二四、一二五	五九五、九七九	一、二二〇、一〇四	三四、二四六
同 十九年 末 調	六三九、六五六	六一三、一三三	一、二五二、七八九	三二、六八五
同 二十年 末 調	六五一、八七八	六二七、四七五	一、二七九、三五三	二六、五六四
同 二十一年 末 調	六六五、〇〇四	六五一、五〇三	一、三一六、五〇七	三七、一五四
同 二十二年 末 調	六九七、五四八	六六七、二一三	一、三六四、七六一	四八、二五四
同 二十三年 末 調	六九七、五七六	六七〇、四八五	一、三六八、〇六一	三、三〇〇
同 二十四年 末 調	七〇六、二九四	六七三、〇三六	一、三七九、三三〇	一一、二六九
同 二十五年 末 調	七一七、〇五〇	六六七、〇五一	一、三八四、一〇一	四、七七一
同 二十六年 末 調	七一六、四五二	六七九、三四〇	一、三九五、七九一	一一、六九〇
同 二十七年 末 調	七一九、五〇五	六八九、七二二	一、四〇九、二二七	一三、四二六
同 二十八年 末 調	七四四、五七九	七〇〇、〇二二	一、四四四、六〇一	三五、三八四
同 二十九年 末 調	七六一、〇七六	七一八、八七二	一、四七九、九四八	三五、三四七
同 三十年 末 調	七九〇、八六三	七三七、八〇二	一、五二八、六六五	四八、七一一
同 三十一年 末 調	八二二、八八五	七六八、四四七	一、五九一、三三二	六二、六六七
同 三十二年 末 調	八四七、五五七	七九三、六九八	一、六四一、二五五	四九、九二三

明治三十三年 末 調	八六八、九六六	八〇九、四五六	一、六七八、四二二	三七、一六七
同 三十四年 末 調	八九六、七四三	八三三、八一九	一、七三〇、五六二	五二、一四〇

古今の變遷

神武天皇の軍旅を整へて東征の途に上り浪速を経て河内の白肩の津に着し、曾西陲高千穂の峯頭に於いて胸裏に書き給ひし青山四周の地に入らんと欲して途を生駒の嶮に取り、更に轉じて茅渚の海より紀伊を経て大和に入り諸賊を討滅するや地を畝傍山の東南榎原に相して都を奠め大御位に即かせ給ひき。浪速は即中州の地皇趾を印したる第一着實に其の關門にして玉趾是れより三州の野に普し。此の如くして三州の野は歴史に上り皇化の先と爲り皇都大和にわれども四方の出入皆此に頼る。故に我が國文明の賜と爲す外交も此の地に起源を發し其の他制度文物工藝美術より農商其の他百般の業に至るまで皆然らざるはなし。嗚呼我が國の發達二千六百年の古に溯りて三州に負ふ所何ぞ其れ多きや。

仔細に觀察を下せば陶業は既に神武天皇以來茅渚縣陶邑に起り崇神天皇の御代には此の地に陶津耳と稱するあり。陶邑は今の泉北郡の陶器各村にして其の後稀世の偉人僧行基も茲に陶を造り行基焼の名今に傳はり、往々千年の昔窯陶を掘出して珍と爲すものあり、工業斯の如く夙に著はれ天皇又農を天下の大本と爲し六十七年の七月詔して河内の狭山に巨池を開く、即今の狭山池にして附近の埴田水少なく百姓農を怠りしもの是れより民業寛かに稼穡宜しきを得、此の年又依網池を造ると、既に農を以つて國家の基本と定め一年二巨池を我が攝河に鑿ち範を天下に示し給へり。尋いで垂仁天皇は五十瓊敷命を河内に遣はし高石池及び茅渚池を作らしめて灌漑に便じ、二世相次いで叡慮を農

事に勞せさせ給ひしかば其の進歩最著しく遂に歴代の皇后にして又殿中に蠶を養ひ下民に奨勵し給ふ者あるに至れり殊に垂仁天皇は五十瓊敷命を茅渟菟砥川上の宮に居て劍一千口を造らしめ給ひき天皇の御慮を勞し給ひし此の如し故に皇化は三州の野より漸四方に沿く海内靜平に歸せり神功皇后の仲哀天皇崩御の後三韓を征服し金銀絹帛の朝貢額を定め師を整へて凱旋し給ふに及び先帝の庶子鹿坂忍熊の二皇子反を謀りて京師に自立せんと欲し皇后を播磨に要して陣を住吉に布く蓋其の意浪速の關門に據り一舉して皇后に當らんとせしなり然れども鹿坂皇子は鬪鷄野にして命を赤猪の牙に落し忍熊皇子亦武内宿禰の策に陥りて討たる是に於いて皇后躬づから政權を掌握し給ひ朝貢の船舶浪速の津に湊まりて皆大和の皇都に入れり橿原奠都以來歴世皇都を遷せども皆大和の地を離れざりしに應神天皇の大隅の宮に移り給ふに及び浪速の津は當に外國の朝貢船舶の出入する關門たるのみならず光景全く一變して帝都となり時に百濟より阿直岐王仁阿智使主其の子都加使主吳服穴服仁番酒造卓素等來たり跡を攝津國に遺し仁德天皇難波高津の宮に移らせ給ひて難波は兩朝相次いで萬機の樞府と爲り且天皇御慮を民生の事に傾け給ひ宮壁壘せず殿柱彫せず預垣破屋星光夜々御座を照せども顧み給はず民の炊烟揚がるを見て朕は富めりと爲し勤儉の徳は永く後世の鑑と爲り百姓感泣せざるはなく三州の民登殿の下に親しく此の恩波に浴し難波上古の盛事此の時を以つて最と爲す雄略天皇の御代工女漢織吳織衣縫兄媛弟媛及び革工等來たりて以後工藝發達し殊に織物の如き精巧を加へき繼體天皇は河内の楠葉の宮にして天位に即き後百濟より五經博士を召させ給ひ欽明天皇の御代には外國交通益々頻繁となり佛像經論より醫卜曆の博士及び儒釋方書樂器等の入りあり推古天皇は更に使を隋に遣はして彼の文物をも觀察せしめ給ひき神功皇后三韓征討以來百工技藝其の他有益なる事物の我に傳來する斯の如く其の幾干なるを知らず

歐洲の文明は皆遠征に依りて得たる賜なりと謂ふ果して然らば皇后の三韓征討に於ける亦之れに同じき乎然り而して是等文明の要素は皆難波の關門を経て入り其の跡を三州に遺すもの多し吳織漢織兄媛弟媛の猪名の里に於ける製織の業の服部連に於ける即是れなり難波關門の我が國の文化發達に至大の關係ある皇后の偉勳と共に忘るべからざるなり以後彼我が交通を頻繁ならしめ萬機の出づる樞府となり文學技藝の端緒と爲り又農商工業の根元たり此の頻繁なる彼我が交通は遂に其の間に大化の新政を胚胎す三州の地位亦高遠なりと謂ふべし大化の新政は又我が豐碯の宮より發して茲に一大革新は漸行せられ難波の津は依然一大阜頭として當に遣唐使一行の出入を此の地に依りしのみならず外賓の來朝する亦茲に上陸せざるはなく鴻臚館は設置せられ四方の船舶は來集す故に特に攝津職を置き津頭出入の船舶を司り難波宮の職司を兼ね當時既に外國貿易盛に行はれ市店販賣行はれ行商又行はれき後世の大坂貿易の起因は實に此の時に萌せりと謂ふとも不可なきなり稱徳天皇の河内の弓削に都するや大和の帝都に對して此を西京と稱し給ひき然れども降りて管原道真の奏して遣唐使を廢せしより爾後唐土の交通を疎隔し貿易全く杜絶するに至り太平久しきに慣れたる御代も威權漸弛廢して京師の光景亦昔日の如くならず難波も亦商賈貿易の地たらず長袖緩帶の鉅公名卿の住吉天王寺に詣るもの海水に浴するもの紀州に行くもの任に筑紫に趨くもの間々此を過ぐる而已にして纔に盛時の餘喘を保ち却りて江口は盛昌を極めて遊女の澱江上下の客を待つありき僧西行が夢と詠せし一句當時の光景を寫して餘蘊なしと謂ふべし以後數百年間は三州の地特に記すべきものなし南北朝に入るや堺の工人に初めて春慶塗を發明するあり蓋元弘の塵戦は是れより先一縷の命脈を繋ぎし支那貿易を全く廢絶せしが工業中刀劍業は特に發達し陶漆器の製作いまだ衰へざりしに由る足利氏の世腥風臘雨全土を蔽ひ商工の業全く萎

徹し三州の野は殆ど戦闘の巷となり難波の地其の消息は杳として聴く可からざるに至る。況、地方農工の業豈其の發達を望むべけんや。然れども武人只掠奪の一途のみにしては到底持久に堪へず。心ある武將は漸財源涵養の要を悟り或ひは商業保護の施設を爲すあり或ひは糧食供給の途を開くあり。大内氏、北條氏、織田氏、即是れなり。然り而して此の間に在りて暗々裡に都市の組織を爲し發達したりしを泉州堺とす。堺の地たる、一面海に瀕して畿内及び東海北陸の或部分と南海、西海、山陽の諸國との間に於ける取引を媒助するに極めて適し、而も世の擾亂に關係少く、稍獨立市府の姿を爲したりしを以つて四方流離の商旅にして來たり集まるもの多く、而して彼等は港灣を利用して其の本國との取引を周旋せしが故に貨物の聚散頻繁となり、當時東西兩洋の航路開けたるを以つて外船の茲に來たりて通商するあり又我れの出でし彼れと貿易を營むあり和泉の商人は又倭寇の一に數へらるゝに至れり。彼の紹陽、利休、機織部様と稱する物の相誼いで起りしも實に此の時にして、我が國商業の中心となり商估日に増加して繁榮日に加はり榮耀を一市に集めて實に好運の寵兒たりき。當時(明應四年)本願寺の僧運如難波の地生玉の莊内石山の地を相して一寺を建つ、即有名なる石山本願寺是れなり。爾後大阪の稱世に著はれ寺を城構となし數年間信長と兵を構ふに及び秀吉の攻むる所となり世人の記憶を離れし難波の都を二たび拓開して施政の樞府と爲し、大阪の名是れより秀吉の威名と共に天下に傳はり干戈の裡に在りて能く農工商の業を奨勵し將に平安以前の難波を面りせんとし、堺も亦布政所のあるあり兩々相對して大いに聲價を掲げよく金襴、緞子、縮緬の製織發明者を出ださしめき。ついで徳川氏の諸侯を江戸に集めて大阪京都堺の豪商を移すや、慶長元和戰役の餘弊と共に兩市の繁華は其の幾分を殺がれしと雖商業は尙我が大阪を以つて最盛なりとせり。是れ蓋秀吉の攝府を茲に置き商制を自治に任せ天下の富を溘めしと天然の恩恵の海陸運輸の便を與へたるに由ると雖

又大阪城代松平下總守忠明の銳意力を市政の施行に盡し、に因らずんば非ず。即忠明は流離の人民を招集して昔日の堵に安せしめ更に總年寄の祖安井道順に命じ東西横堀の間南は三津寺の近傍まで約方四百五十間餘の地に家屋を建設して町割を爲し以つて伏見に居住せる二百餘町の市民を移らしめき。以後定飛脚起り振手形始まり菱垣廻船開け兩替屋は設られ金銀の相場を立つる。皆大阪人士の考案に成る。商業の全權を掌握する夫れ斯の如し。工業是れに伴なひ織物の如き玉器硝子の如き皆精巧を加へ、殊に和泉に製作せし望遠鏡の如き頗巧緻を極め以つて本邦に於ける天文觀察望遠鏡の嚆矢と爲せり。農業は鎌倉政府の意を民政に用ひし結果として大いに發達し當時田地の拓けたるもの頗多く全國の田地九十四萬六千六百六十町に及び府下三州の如き面積を以つて是れに比せば最拓けたるものにして加ふるに江溝の灌漑を便するありて收穫する所多額に上り、足利氏より織田豊臣氏の謂はゆる尙武時代は農民稼穡に安する能はざるに徵發の急なるものあり民業の衰頹其の極に達せしが徳川氏に入るや力を民政に盡し府下の旗下及び諸藩是れに倣ひ荒蕪の田圃の二たび開拓せらるゝもの多く、山頭丘隴も尙鋤犁の痕を印し堤坊を修め流水を導き大いに面目を改めたり。徳川氏は上は制度文物より下農工商業に至る迄銳意改善奨勵を加へ尙武時代の頹勢を挽回せしが、二百年堅く鎖國の弊は諸般の事業其の設計規模狭少に失し今にして之れを見れば殆ど兒戯に類するの觀なき能はず。維新の革命に至り歐米諸國と通商貿易の行はるゝに至り制度文物より農工商其の他百般の技藝長を彼に採り我が短を補ひ法令は是れが奨勵指導を爲して其の進路を誤らざらしむ。是に於いて各藩及び旗下其の他と分領せられ各其の施設を異にせし三州の地は面目全く一變して各種の事業の規模は恢弘せられ維新以前と全く日を同じうして語るべからざるに至る。由來慧眼なる大阪人士は良く機先を制して商業に將工業に益々盛況を致し、近時工場は六百に上り職工男女を

合して四萬有餘に及び工業諸會社の資本額は是れを全國に比して其の七分一強に當れり。今商工の貨物の市に集散するものを算すれば其の惣價額は六億萬圓にして通貨を假に三億萬圓とせば恰二倍に上り我が國の外國貿易を五億萬圓とせば尙一億萬圓の上に在り而して市の輸入は年々二三千萬圓を超過しつゝあり堺市の位置は今や商業を以つて天下に立つは非なれども四方平坦にして道路鐵道の四通せるあり加ふるに地價の大坂に比して頗低廉なるは最工業に適し茲に工場を設け此の港灣を利用し此の道路鐵道に依頼し呼べば應ふる大坂と相須たば優に發達の途あるべし又府下の農業は土地整理の如き害蟲驅除の如き其の端を開き殊に害蟲驅除の如きは天下に率先して之れを實行し一時多額の費を投せしが收獲の上に於いて優に得る所は失ふ所を償ひて餘あり造林の業も植栽保護に意を傾くるに至り漸禿山を塞ぐに至る更に一層の經營を爲さば大いに見るべきに至るべし水産の業は府下の西南瀕海の延長十六里に亘り海水の溫度流潮の消長頗魚族の生殖集棲に適し漁撈の事既く平安の朝に發達して天厨に上り生殖期の漁事を禁じて繁殖を圖りしことあり徳川氏の時初めて法規を以つて漁區を限り維新以後は此の獨占の制を解かれ漁民の濫獲と爲り彼我の論争と爲り漁獲の數量を減せしが現時互に覺る所ありて平和に復し大阪灣内の漁獲は年々増加の趨勢を示されども又甚しく減退に傾かず鑛業の如きも奈良朝に起り中世の盛時多田鑛の名を聞けば人をして天下の富力は此に存するかと思はしめき今や衰殘して纔に命脈を保つに過ぎざれども採掘精煉の改善せらるゝあらば又全く絶望すべきものならじ蓄産亦生活程度の昂進に隨伴して前途頗有望なるに似たり然り而して國の施設と府の設備とを論せず過去に徴し現在に鑑み而して將來の徑路を誤なからしめば管に府民の幸而已ならず國家の發達に貢獻する亦尠なからざるべき乎。

徳川幕府時代の管地及び現今の町村

徳川氏の政畧畿甸に雄藩及び外様大名を置かず故に府下は幕府の所領各藩の提封犬牙錯綜し麾下の采地及び社寺領等其の間に點在せり國內の藩は其の數都べて七曰はく高槻曰はく麻田曰はく狹山曰はく岸和田曰はく吉見曰はく伯太曰はく丹南其の殊に大なるは岸和田藩にして草高五萬三千石現石三萬四千餘石と稱せらる國外の藩にして本府内に領地を有せしもの亦十有餘土浦館林沼田膳所神戸下館半原館野小田原田安淀加納小泉高德芝村の諸藩是れなり後徳川氏の大政を奉還するに及び明治元年正月二十二日初めて大阪鎮臺を置き攝津(今の本府に屬す)河内和泉大和の四ヶ國を管せしめ同月二十七日鎮臺を廢して大阪裁判所を置き主として攝河泉三國を管せしめしが同年五月二日裁判所を改めて大阪府となし翌六月大阪府を割きて更に堺縣を置き和泉一國を管せしめ而して大阪府の下に南北司農局を置き府下郡村の事を處理せしめ本府は専大阪府の事を處理せり超えて明治六年正月二十日大阪府を割きて攝津河内の二縣を置き攝津縣(同年五月十日豊)をして攝津國を管せしめ河内縣をして河内國を管しむ即南北司農局を特立せしめしなり而して大阪府は専大阪府街及び其の附近を管せり同年八月二日河内豊崎二縣を廢して更に前者を堺縣に後者を兵庫縣に併せ同年九月二十日兵庫縣の内西成東成住吉の三郡を割きて大阪府に合併せり以上は維新後諸政草創の時に於ける分合の状況にして當時府縣の民政も尙國內全部に及びたるものにあらずして幕府及び守護職所司代城代の所領并に藩地采地を收め漸次高槻大洲兩藩の預所宮堂上上中下大夫の給所に及びしがいまだ全く府治に歸せざりしものありまかのみならず其の間時々管轄區域の變更ありて頗錯雜の狀を呈し施政其の難を極めしが明治四年に至り漸藩府縣の行政區劃初めて整

然たるを得たり。同年七月十四日藩を廢し府縣を置くに當り本府は大阪府及び堺、伯太、岸和田、吉見、丹南、高槻、麻田の諸縣並に淀外十九縣の飛地に分かれ、同年十一月二十二日大阪府、高槻、麻田の一府二縣及び芝村外五縣の飛地を廢して更に大阪府を置き堺、伯太、岸和田、吉見、丹南の五縣及び淀外十三縣の飛地を廢して堺縣を置けり。是に於いて徳川時代に於ける區劃の痕跡全く一掃して府縣の區域截然として明かなり。明治五年一月九日兵庫縣の内豐島、島上、島下、能勢の四郡を割きて大阪府に合併す。降りて明治十四年二月七日堺縣を廢し大阪府を擴張して大和、河内、和泉の三國を編入し明治二十年十一月四日大和國を割きて奈良縣を置く。是に於いて本府の管するところ和泉河内の二國及び攝津國西成、東成、住吉、島上、島下、豐島、能勢の七郡となる。即現今の區域なり。郡は舊來西成、東成、住吉、島上、島下、豐島、能勢(以上攝津國)、大和、和泉、南、日根(以上和泉國)、石川、八上、古市、安宿、部、錦、部、志紀、丹南、丹北、河内、高安、若江、大縣、澁川、茨田、交野、讚良(以上河内國)の二十七郡なりしが明治二十九年三月郡制實施に依り石川、錦、部、八上、古市、安宿、部、丹南及び志紀(三本木村を除く)の八郡を合して南河内郡を置き、丹北、大縣、高安、河内、若江、澁川の六郡及び志紀郡三本木村を合して中河内郡を置き、茨田、交野及び讚良の三郡を合して北河内郡を置き、大和、和泉の二郡を合して泉北郡を置き、南日根の二郡を合して泉南郡を置き、東成、住吉の二郡を合して東成郡を置き、島上、島下の二郡を合して三島郡を置き、豐島、能勢の二郡を合して豐能郡を置けり。凡べて九郡是れ現今の郡數なり。而して從來郡の區域變更は數度有りしが明治二十九年七月大阪府附近の東成、西成、兩郡の町村を割きて大阪府に編入したるの外別に著しきものなし。町村は從來廢置分合を行ひしもの多からず、明治二十二年末の現在に依れば大阪府五百十八ヶ町、郡部五百二十一ヶ町村にして、市町村制實施に及び合併して大阪府の二市三百二十二ヶ町村となり、從來の町村は市町村の大字と稱し、爾後又廢置分合ありて三市三百三町村たり。是れ現今の市町村數なり。

日本及び世界に於ける大阪の地位

明治維新以前京都の帝都として美術工藝の中心たるや我が大阪は商業の中心、貨物輻湊の樞府となりて其の殷盛優に彼を凌ぎ、全國の諸侯伯みな供給を吾に仰ぎて實に商界の霸主たりき。ついで帝都東に移りしより京都の繁榮また昔日の如くに非ずと雖も我が大阪の商況は日に進み月に榮ゑて常に冲天の勢を呈し、依然商界の霸主として天下に雄飛せり。是れ人爲の然らしむるものありといへどもまた天然の形勢與りて力なくんば非ず。殊に工業界に在りても偉大なる勢力を有せるに於いてをや。

試みに帝國の地圖を開きて之れを見よ。帝國の中央以南に位して前に茅渚海を控へ東西交通の衝路に當りて帝國の咽喉を占むるものは實に我が大阪に非ずや。南海岸に在りて北海岸に最近く幾條の鐵路其の間に蜿蜒して東北運輸の至便を獨占せるもの亦實に我が大阪に非ずや。貨物を輻湊するも大阪にして石炭等を吸集する亦大阪に在り、既に帝國の咽喉にして四方交通の衝を占む。假令、商工業の覇權を掌握せざらんとすとも豈得んや。況近年鐵道の敷設は愈々延長し船舶の來往益々多きを加へ大阪築港の完成も亦數年を出でず器械的工業も亦年を逐ひて發達し來たるが故に人口は彌々膨脹し、市の面積は次第に廓大せられて其の般富繁榮は將來那邊に至るべきか今容易に測り得べからざるなり。いでや進みて更に世界に於ける我が大阪の地位を觀ん。

人或いは曰ふ現今大阪と海外との貿易は清韓兩國に對するものを除くの外は主として神戸港を経由し、他に歐米若くは瓜哇等との間に行はるれども極めて僅少に過ぎずと。若夫れ大阪人士の關せる貿易

を以つて直ちに全く大阪貿易とする能はずとせば乃止む。然れども神戸港貿易額の大半は大阪商人の貿易額たるを知らば誰れか其の勢力の偉大なるに驚かざるものあらん。市民が二千有餘萬圓の大金を投じて築港に従事せるもの實に是れが爲なり。

貿易の現況夫れ此の如くなるを以つて現在に於いては大いに慄焉たらざるものありと雖我が大阪の地勢と過去の歴史とによりて將來を想像せば蓋大いに恬目して待つべきものあるが如し。然れども我が帝國と通商各邦との關係を考ふるに韓國は我が商權勢力範圍の内に在りて將來益々好望に、四億の人口を有し無盡の富源を有せる清國は今や迷夢を覺醒して益々我れに近づかんとし其の距離よりすとも歐米諸邦とは固より同日の論にあらず、其の他安南暹羅前後印度比列賓群島南洋諸島濠洲等に對しても我が日本は地勢上好位置を占め西比利亞鐵道東清鐵道の完成と共に歐亞の連絡一層接近し來たり、且歐洲と米洲太平洋岸との交通も亦太西洋線によらずして我が日本を通過するもの多きを加ふべく、而して其の徑路に當れる我が日本を經過するに當り西比利亞鐵道の終點たる浦鹽斯德港に至るは津輕海峽を通過するを最近とすと雖日本海の冬期風浪の激烈なると帝國南岸の繁盛なる寄港地多きとは自然我が大阪をして集合地たらしむべく、況東清鐵道の終點たる旅順大連灣等に廻航せんとするものに於いてをや、玄かのみならずニカラグ運河貫通し南北兩米洲を横斷して太西太平洋の最近連絡を得るの日は世界の航運上一大變動を起し我が帝國にも影響する所實に尠なからざるべく、殊に我が大阪に及ぼす波動の如何に重大なるべきかは贅せずして明らかならん。故に日本郵船會社の歐洲及び濠洲航路、東洋汽船會社の北米航路、大阪商船會社の南清航路、其の他一私人の浦鹽斯德航路等現に我が帝國臣民に於いて銳意經營せるもの尠なからざるのみならず歐米等幾多汽船會社の航路ありて四周環海の我が帝國が海事上の隆運は期して俟つべきなり。此の時

に當り我が大阪が如何に發展すべきか、府民は又如何なる態度を取るべきかは是れ識者の最研究を要すべき問題にして、我が府に於いて諸種の沿革を調査せんとする亦これが資たらしめんとするに因らずんば非ず。以下部を分ちて各種の沿革を記せん。

商業史目次

總說

- 一 商業組織 四
- 二 商人の種別賣買と物品運搬との慣習並に商家雇人使用法 五二

第一章 内國商業

第一節 藏屋敷

- 第一款 藏屋敷 七七
- 第二款 藏屋敷の起源附藏屋敷の位置等 七八
- 第三款 名代藏元銀掛屋並に用聞附人名 九七
- 第四款 産物賣捌き取引方法 一二三
- 第五款 藏元及び銀方の收入の概要 一二七
- 第六款 藏屋敷藏元對大阪の實力 一二八
- 第七款 藏元銀方の衰頽 一三三

目次

第二節 市場並に取引所		
第一款	天満青物市場	一三八
第二款	雜喉場生魚市場	二二三
第三款	市郡各市場	二四六
第四款	株式會社堂島米穀取引所	二七五
第五款	株式會社大阪株式取引所	三八四
第六款	株式會社大阪砂糖取引所	四五四
第七款	株式會社大阪油取引所	四六九
第八款	株式會社大阪三品取引所	四九六
第九款	株式會社堺株式米穀取引所	五二五
第三節 同業組合		五五二
第一款	堺米雜穀販賣商組合	五六六
第二款	堺材木問屋商組合	五七三
第三款	堺市吳服商組合	五七八
第四款	鹽問屋商組合	五八一
第五款	大阪肥物商組合	五八七

第六款	油卸賣商組合	五九五
第七款	鹽魚干魚鱉節商組合	六〇二
第八款	大阪吳服商組合	六〇五
第九款	堺綿仲買商組合	六一〇
第十款	大阪木綿太物商組合	六一三
第十一款	大阪竹商組合	六二八
第十二款	材木問屋業組合	六三二
第十三款	砂糖問屋業組合	六三五
第十四款	大阪穀物商同業組合	六三九
第十五款	大阪綿商問屋仲買組合	六四六
第十六款	堺肥物商組合	六四九
第十七款	荷請問屋二番組々合	六五二
第十八款	池田米穀商組合	六六三
第十九款	河内木綿商	六六五
第二十款	大阪漆商同業組合	六六七
第二十一款	皮革商組合	六七一

第二十二款	大阪鐵商同業組合	六七四
第二十三款	灰商組合	六七六
第二十四款	堺市木綿商組合	六七八
第二十五款	大阪蠟商組合	六八二
第二十六款	大阪藥種卸仲買商組合	六八五
第二十七款	船具商組合	六八八
第二十八款	藍商 <small>問屋組合 仲買業組合</small>	六九〇
第二十九款	大阪布海苔商組合	六九六
第三十款	大阪昆布仲買商組合	六九八
第三十一款	大阪炭問屋商組合	七〇三
第三十二款	繪具染料商組合	七〇六
第三十三款	北海道産荷受問屋組合	七〇七
第三十四款	堺糖問屋商組合	七〇九
第三十五款	堺市 <small>薪炭卸賣業組合 薪炭仲買商組合</small>	七二三
第三十六款	大阪麻苧商組合	七二五
第三十七款	内外總糸商組合	七二七

第三十八款	大阪靴卸賣商組合	七二八
第三十九款	洋服商工業組合	七三一
第四十款	大阪市綿子ル卸賣商同業組合	七三三
第四十一款	大阪石炭商組合	七三三
第四十二款	凍氷商組合	七三六
第四十三款	紡績綿商同業組合	七四一
第四十四款	藥種小賣商組合	七四三
第四十五款	砂糖商組合	七四四

第二章 外國貿易

第一節	開港以前の貿易	七五五
第一款	沿革の概略	七五五
第二款	糸割符取引	七六一
第三款	貨物一法	七六四
第四款	糸割符取引再興	七六五
第五款	大阪俵物會所	七七三

第六款	銅座	七七四
第七款	貨幣の變遷	七八五
第八款	唐物商	七八八
第九款	課税の種類	七九六
第十款	貿易の方法及び其の變遷の梗概	七九七
第二節 開港以後の貿易		
第一款	開港の沿革	八〇四
第二款	兵庫開港	八〇五
第三款	維新の外國事務局	八〇八
第四款	大阪開港	八一
第五款	通商司	八一
第六款	貨幣の變遷	八二二
第七款	明治初年に於ける輸出入物品	八二六
第八款	五厘金會所	八三二
第九款	交通機關の大概	八三九
第十款	取引の状況	八四〇
		八四二

第三章 物價の趨勢
 第十一款 消長の概略

商業史目次終

商業史

大阪府編纂

商業は交通機關と一に其の發達の歩武を同じうす。交通機關完備に趣くに隨ひて商業は益々隆盛の域に進み、商業隆盛の域に進みて茲に交通機關の發達を促す。果して然らば農を以つて國家の大本となし、自耕自活以つて足れりとする農業國の交通機關備はらずして商業の發達せざるが如き、又深く怪しむに足らざるなり。

我が國は實に此の農業國の一たり。尙古以來國家の大本とせし處は農に在りて商に非ず。否、寧ろ商業の如きは殆どこれを念頭に置かれざりき。既に念頭に置かず、誰か之れが發達を圖らんとするものあらん。古來朝廷は民に課するに主として田租を以つてしたりき。是を以つて兇年に際しては或ひは屢これを免じ、或ひは之れが延納を許し、事等、其の古書に見ゆるもの決して一二にして止まらず。然れども是れ農に關してのみ、いまだ當時商に關して此の類の事ありしを見ず。上世民度尙いまだ高からず、而も節約勤儉に富み、豐饒にして衣食に困憊せしこと甚稀に、一意農を以つて己の本分とし、又他を顧みるものなかりき。偶々商業をなししものありと雖、その範圍極めて狹隘にして、其の多くは一町村若くは一郡市内に止まりしを以つて、渾べて物品の運搬の如き、僅に人馬の力に籍りてし、其の他特に商業上の現象として見るべきものあらざりき。

然りと雖これ當時國內を通觀せし概況にして、全國各地悉然りしにあらざるなり。今、吾が大阪の歴史を見よ。神武天皇まづ上陸せられてより仁徳孝徳の二天皇ついで都と定められ、其の他代々の聖主に於て或は離宮を設け或は來遊せられしもの尠ならず。殊に推古天皇の御宇唐土との交通一たび開けてより晉に遣唐使一行の出入を此の地に依りしのみならず、外賓の來朝する皆此處に上陸せざるはなく、爰に鴻臚館の設置せられてより益々内外交通の要路たりき。大阪貿易の起原は既に此の間に胚胎せるものにして(詳しくは外國史の部を見よ)亦以つて當時商業上の消息を窺ふに足らんか。然り而して當時の商業は整然たる肆店を設けて營みしものにあらず、交通の要路に當りて時々賣買せしものにして、かの市をイチと訓するもの實に五十路より出でたるを以つて見ても明らかなり。日本武尊の東夷を征して歸途伊勢の能褒野に薨去あらせらるるや、後、河内國古市の御陵に葬られ給ひき。又、仲哀天皇の御陵は同河内國惠我にして、顯宗仁賢兩天皇の播磨に居て歌ひ給ひし御製中に惠我市あり(名所舊跡部、河内國、古市と惠我市とは相距る遠からず、而も一を惠我市と稱して他を古市と稱せるもの、蓋その故なくんばあらず、然れども此等の史に見え歌に見ゆるもの皆古市より早からざるに非ずや、若古市の稱の市場の意を含まざるものとせば即止む、其の他の諸例に徴して然るを知らば誰か其の起原の遠きに驚かざるものあらん、商業史上に於ける吾が大阪の位置、豈高からずや。然りと雖當時の制度方法は今得て知るべからざるなり、蓋大寶令は其の之れを制定せられし最初にして、同令に於いては市の開閉時間を定め、估價を限りて粗製濫造を抑制し、專保護干渉の政策を執りき。降りて稱徳天皇の神護景雲三年、車駕河内の由義宮に幸して假に肆廬を龍華寺以西の川上に建て、河内の市人を驅りて之れに居らしめ、萬乘の尊之れに菴み給ひしかば其の盛事は國風に依りて歌はるゝに至れり。

平安朝に及びては唐の文物に心酔し、上は官位官制より下は社會制度に至る迄多くは是れに則りて茲に一大改革は行はれ、恰維新の初に於いて廟堂のうへ極端なる歐化主義を以つて風靡せしと同じかりき。是に於いて商制亦確定し、京師に東西兩市を置きて各別廓を爲し、市門に執輪ありて其の開閉を司り、半月交代に市を開き、而して販賣すべき物品はおのづから定まりて互に相犯すことを許さず。市尹は毎月估價帳三通を作りて京職に進め、以つて市人の其の以外の價金を食るを禁遏し、專干渉の方針を取りしが又これに伴なひて保護の道もおのづから備はり、或は官人の佩劍して市に入るを禁じ、或は皇親及び五位以上の者の其の地位權力を弄して物品を購入するを制せり。斯く干渉保護二つながら行はれて市場の神聖を保ち、別に京師以外に於いても市場の制は嚴行せられて、棒の市、辰の市、飛鳥の市等の有名なる市場を見るに至り、今日諸地方に三日市、四日市、五日市、六日市、八日市、十日市、上市、下市、古市等の名稱の存するもの全く當時商業隆盛の市場たりし名残りなり。平安朝の初これの如く市場の監督を嚴にして發達せしめしは中央政府の權力能く地方に暢達せしに職由すと雖、又唐土の文物燦然たるに眩惑して設備したる一現象に外ならず、當時菅原道真は奏請して遣唐使を廢せり、蓋唐制の模倣漸效を收め、且唐末次第に亂るゝに至りしに由るものにして、唐土との公通も茲に中絶して貿易上に影響を及ぼし、もの大なるべく、我が難波の地も纔に其の餘勢を保ちしに過ぎざるべし。ついで四海波を揚げざりし平安の御世も久しきに及びて威權漸弛、鈍し、士民の氣風は益々倦怠に傾流して市場の如きも亦その神聖を潰され、源平二氏の時に及びて京師も荒涼を呈し、北條氏の源氏に代はりて世は鎌倉時代となるや、稍産業に留意して坐、即後世の謂はゆる株式の制を定め、又專賣權を許ししが却りて市場は寂寞を來たして、昔日の光景復、見るべからず。ついで南北朝の一統せられて室町幕府となりしが幾干もなくして所在に擾亂絶えず、人は殺伐を事として

腥風凄まじく、商工の業全く萎微して、劍影火光、獨熾なるに至れり。然れども永き此の戦國の世も諸家はたゞ掠奪の一途を以つて支持する事能はざりしかば、是に漸財源涵養の要を認むと同時に商業保護の施設を爲し、以つて糧食供給の途を開けり。中に就きて大内氏の市場の物品を盗品として押収するを禁じ、北條氏の商人に貸金あるものも市場に於いて督促するを止め、犯す者は之れを罰し、織田氏の市場に陣營を敷くことを禁じ、普請傳馬、徳政を免せしが如き最顯著なる事實にして、其の他は類例に乏しからざるなり。

以上は是れ實に徳川以前に於ける沿革の概畧なり。極めて簡にして明瞭を缺く甚しと雖、微すべき材料のあらざるを奈何せん。いでや進みて大阪商業の總説を掲げ、ついで各部分の研究に移らん。

總説

一、商業組織

總論に於いて既に大阪の概略を説けり。故に是れより直ちに進みて三百年來本邦に於ける商業の中心として商業界に雄飛し來たれる大阪商業各部分の研究に移らんとす。然れども之れに先だちて記せざる可らざるは其の商業を組成せる各部分の總説是れなり。蓋個々の沿革は以つて十分に商業の趨勢を知るに足らざればなり。

然りと雖これを組成せるもの決して一二にして止まらず。藏屋敷あり、市場あり、同業組合あり。其の他金融機關の如き亦その一たらずんば非ず。故に各部分を總説せんとせば以上を詳記せざる可からざるは勿論なりと雖、而も之れを悉一章の下に記せんは煩雜を招きて反りて明瞭を缺くの虞あるを以

つて多くは之れを各その章下に譲り今は最普通なる商株制度の概説にのみ止めんとす。商株制度の如何を知らずば殊に商業組合の如き了する能はざるなり。

そも大阪に於ける株の濫觴は今を去ること大凡三百二十餘年の昔に在りて、天正年中豊臣秀吉の城を大阪に築きて伏見堺等の商人を招致せし比に始まれり。商業組合の萌芽亦實に茲に存し、各地商人の輻湊するもの次第に増加して竟に商業繁榮の基をなすに至れり。

然るに慶長元和の役に當りて人民の其の堵に安んずるもの少なく、多くは四方に散亂して將に啓發せんとせし萌芽も爲に蹂躙せられ商況大いに衰頽の狀を呈せしが、幾干もなくして戦亂全く平らぎ庶民復來集するに及びて商況更に熾なりき。

ついで世の徳川幕府時代となりて諸般の事業其の緒に就くに及び元和の末年より各藩は其の藏屋敷を大阪に設け米穀その他産物を此處に輸致して商人に之れを入札せしむるに至りしかば、此の時より大阪は實に全國商業の中心となり、日に月に繁榮に赴くと共に其の他の産物も總べて當地に輻湊し、一に當地商人の手を埃つものあるに至りしより商人また著しく増加し、茲に遂に旺盛を極むるに至りて商人等は各仲間と稱する團體を設け規約を定め、一致の方針を以つて業務を取るに至れり。當時の營業種類、即、最古の商業として知らるるものは

- 灰商
- 魚商
- 竹商
- 木綿商
- 米穀商
- 砂糖商
- 材木商
- 綿商
- 漆商
- 肥物商
- 鐵商
- 薩摩荷受問屋
- 兩替商
- 吳服商
- 吹子商
- 諸國物産委託問屋
- 壘商
- 醬油商

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 雜菓子商 | 細工昆布商 | 索麵商 |
| 金銀銅吹業 | 金物商 | 足袋裝束商 |
| 糸物商 | 麻苧商 | 小間物商 |
| 團扇商 | 扇子商 | 白粉商 |
| 藥種卸仲買商 | 藥種小賣商 | 賣藥業 |
| 薰物線香商 | 佛具佛像佛壇商 | 酒類商 |
| 料理商 | 昆布卸小賣商 | 木桶商 |
| 薪炭卸賣業 | 牛馬賣買營業 | 藍商 |
| 繪具染料商 | 藍商仲買業 | 炭問屋商 |
| 油卸賣商 | 絞油商 | 蠟商 |
| 布海布商 | 荒物染草商 | 荒物商 |
| 醫療器械商 | 砥石硯商 | 紙商 |
| 酢受賣商 | 造酢商 | 味噌麴商 |
| 鹽問屋商 | 砂糖漬米糖掛物商 | 船具商 |
| 北海道産荷受問屋 | 荷受問屋三番組 | 皮革商 |
| 履物商 | 製綿商 | 提灯製造業共榮組 |
| 乾物商 | | |

等諸商の相踵いで起りし事亦前者の如く、享保年中より安永年中に至るの間は商況の最繁盛を極めたる時代なりき。

是れより先慶長年中、幕府は株と稱する營業權を設け、當地に於ける商業者に附與して商業上の弊害を脱却せしめ、併はせて之れが發達を助長せしめしが、明和年中に當り諸種の商業者は各その協議を遂げ幾多の冥加金を幕府に納め、營業者を結合して株と定めんことを幕府に請願したりしかば、幕府は直ちに之れが許可を與へき。是れ株の盛に行はるゝに至りし濫觴にして、當時商人中に行はれし商株の種類に二様あり、一を御免株と稱し一を願株と稱す。後者は冥加金を納め商人の願出により成立したるものにして、其の種類頗多く一々枚舉するに遑わらず、明和年中に起りしものは是れなり。前者は以前より在りて、公用を辨するもの若くは他の意味を含める者にして、唐物商、唐藥種問屋、同仲買、兩替屋、米方、材木屋、質方、古銅、古道具、古手方、反物、五軒問屋、油方、酒造、砂糖等の數種に限られ、而して此等は各種の商業に於いて其の人員を限り申合規則を立てき。今、油商に就き其の一例を示さば、油商は京口問屋二株、江戸口問屋四株、出問屋八株、仲買商百九十株等の規定ありて、京口問屋は京都へ、江戸口問屋は江戸へ積出すのみ。又、出問屋は攝河二箇國にて製造せしものを買集し、仲買商は出問屋より更に之れを購入すれども、必京口問屋の手を経ざるべからず。又、京口江戸口の兩販路外は各販賣するを得ざる等の慣例ありて、交互相侵すを許さざる規約を設けしが如し。而して各仲間には年行司、月行事或いは年寄、取締等を置きて仲間の事務を整理せしめ、其の撰擧の如き、或いは年番を以つて之れに充て或いは投票によりて之れを任じ、又或いは門地あるものをして直ちに代々其の事務を掌らしむる等、各自仲間によりて相同じからず。若くは又仲間にして規約を破るが如き者あらば仲間中に於いて之れを譴責し、或いは之れと取引を停止する等の慣例ありき。

又、新たに各株仲間に入せんとすとも、其の仲間により各その方法を異にせり。即、第一には仲間の人員に制限ありて増減する能はざるもの、第二には人員に定限無之とも官の裁可を得ずば進退する能

はざるもの第三には仲間の熟談を遂げて之れが増減を官に届出づるもの等にして、又、或ひは官に届出でずして自由に加入を許ししものあり、而して人員に限あるものは官より下付せられたる鑑札に定數ありて之れを増加する能はざるにより、仲間中の缺員を俟ち其の明、株を購ふにあらざる其の業を爲す能はず、又官の裁可を請ふ者は冥加上納金等に關係を有し、官に届出づるのみの者は冥加金其の他に關係なかりしものたり、又、或ひは雇人及び子弟等をして同業を營むを得しむるものあり、或ひは之れを得しめざるものあり、又、或ひは之れを得しむとも新株、或ひは新組、杯と稱し、仲間員と其の權限を區別せしものあり、然れども皆新たに加入する者は仲間振舞銀若くは顔合ハセ銀等を出だすを例とし、其の出費の如きは仲間によりて頗差等あるを免れず、又、婦女の株、仲間の業を營むを得ざるは堅く仲間規約の定むる所たり、故に、若、已を得ず、婦女を以つて戸主とするときは必代判人を立てざるを得ず、此の代判人を立つるには其の親族協議の上、至親若くは朋友懇意のものか、或ひは手代支配人等便宜の者を撰定し、順次に時の年寄、總年寄の手を経て奉行所に申請し、之れが認可を受くるものとす、而して其の代判人は株仲間に対して戸主同様の權限を以つて萬般の事を處理し得れども、仲間役人等の撰擧には毫も與かるを得ざりき、又、各株仲間以外の者の猥に同業を營むを得ざるは勿論にして、若、之れを犯す者あるときは株仲間より之れを官に訴へ之れが處方を請ひき。

以上は是れ株制の概略にして、素より營業の自由を束縛し、頗不可なるが如しと雖、而も當時幕府の措置宜しきを得て甚しく弊害を生せず、反りて之れに依りて商業上の信用を鞏固ならしめしこと決して尠ならずと云ふ。

後天保十三年諸物價頗騰貴を來たし、より幕府これ低落の方法を講じて種々の改革を施し、商株制度を廢し、冥加金上納を停め、商民一般隨意に營業を爲さしめしが、終に其の實を擧ぐる能はざりし

のみならず商法紊れて物貨の滯滞を來たし、商況次第に不振に陥らんとしたりしより、嘉永四年更に仲間再興を命ずるに至れり、然れども此の時より冥加金の上納は廢絶に歸し、仲間人員の制限は廢せられて大いに改良を加へられ、商況二たび振興して又憂ふべきもの無きに至れり、尙、左の數令を見よ。

三郷町々年寄共

一、去ル寅年株札並問屋仲間組合等停止是迄納來候冥加金銀上納ハ勿論無代納物無貸人足駆付其外冥加勤ノ類モ悉ク免除被仰付候處其以來商法相崩レ諸品下直ニモ不相成却テ不融通ノ趣相聞候ニ付此度問屋組合ノ義都テ前々ノ通り再興申渡爾以冥加金銀御上納ノ義ハ不被及御沙汰候間其旨ヲ存諸物價際立直段引下ケ賣買ハ不及申品劣リ掛目減シ等ノ義無之一切正路ニ賣買可致候且前々諸職人諸商人仲間組合取極候度毎新規加入ノ者有之候共差障リ申間敷候ハ勿論其者共ヨリ多分ノ禮金振舞等爲致候義は不相成旨其外取締方ノ義追々申渡有之義ニテ新規ニ商賣相初候義ヲ差構無之筈ニ候間此度問屋組合再興申付候途前々ノ如ク株札等相渡候義ニハ無之人數ノ増減ハ勝手次第ノ事ニ付不筋ノ申合手狭窮屈ノ自法相立候義ハ決テ不可致然シ其渡世柄ニヨリ無據人數不定候テハ差支候義有之品ハ吟味ノ上明白ニ其間無之候テハ容易ニ難聞届義ニ付其段相心得是迄ノ商法ニ不流質素儉約ヲ第一ニ致シ諸事奢侈借上ノ義無之様相愼ミ深ク太平ノ御仁徳ヲ奉仰分々ノ渡世永續致銘々安住ノ冥加ヲ辨ヘ四民慕シ方便利ノ義ヲ厚ク心掛實直ニ産業ヲ營ミ候様可致此上心得違一己ノ利得ニ迷ヒ申渡ヲ不用者有之候ハ、早速召捕途吟味嚴重ノ御仕置申付仕義ニヨリ家業取放候間聊カ不取締ノ義無之様精々厚可申合候右之通申渡候付テハ問屋組合共都テ前々年ニ不拘現在ノ姿ヲ以テ紛敷義無之様厚ク取調其町々年寄共ヨリ來月中諸色取締懸總年寄へ可申上其上得ト遂穿鑿亦々可及沙汰間夫迄ノ所

ハ諸商人諸職人共全ク當時ノ振合ニ相心得罷在右申渡以前家業筋ニ付何事モ訴訟申出候義不相成候若シ心得違及出訴候者有之候ハ、町役人共迄可爲出事

一町々床髮結之義無賃ニテ半屋番相勤候故ヲ以組合相立三郷通用旅籠屋之義モ御橋定請負重三郎先祖之者差配之義願請候節是又組合相立其助成ヲ以御橋之掛直シ大修葺共都テ無代ニテ取計來候處右夫々冥加勤之義先達テ免除申渡候上ハ右之分ハ勿論大阪川船一件モ去ル寅年以後取締方相立候義ニ付右廉々等ハ別段之義ト可相心得事

一去ル寅年取拂之上商賣替申渡候茶屋並風呂屋ト唱遊女屋同然之渡世致候類モ前々ハ組合相立有之候得共右ハ此度再興申付候間屋組合トハ懸隔之事ニ付心得違無之様可致候

右之通申渡候間夫々組合町々並諸職人諸商人共ハ不洩様可申通候
右被仰渡之趣町々不洩様可有違方候

亥三月廿一日

總年寄

同三月二十五日ノ布令

去ル丑年諸間屋組合停止被仰出候處其已來間屋組合商法取締相崩諸品下直ニモ不相成却テ不融通之趣モ相聞候ニ付此度間屋組合之儀都テ文化以前之通り再興可被申付候左候連元十組之者ヲモ冥加金上納等之御沙汰ハ彌以無之候間文化以來之商法ニ不流諸商人共物價引下方之義厚心掛實意ニ渡世相營候様得ト申諭取締方等精々可被申渡候

三月

右之通町奉行ヨリ申渡候間向々へ可被相觸候

右之通於江戸表同所町奉行へ被仰渡候段被仰下候條此旨三郷町中可觸知者也

三月

加賀 日向

總年寄

右二條の布令ありてより後四月八日に至りて又更に左の令違ありき。

去月廿一日年番町々へ被仰渡之趣猶又相違置候ニ付於町々取調可有之ト存候右ニ付心得方左之通

一先年株帳有之候仲間當時之名前尤先月廿日迄之分相調一商賣一職限年寄印形ニテ可被申出一町ニ幾商賣幾職有之候共其一商賣限書切差出可被申候事

但先月廿一日後之者之義ハ追テ伺出可被申候且又唐物ニ携候分又ハ米仲買米方兩替酒造屋廻船持之分ハ不及取調質屋古手屋道具屋之分總會所ニテ印形致遺有之帳面町限り取集明九日中三郷總會所へ可被差出候一應相改候上差送可申候

一前書名前調之義ハ來ル十四日五ツ時ヨリ九ツ半時迄之内總會所へ書付年寄持參可有之候尤調方疎略無之様篤ト相改可被書出候以上

取締係リ

亥四月

總年寄

右書出名前帳離形半紙ニツ折

何町

一何商賣

何屋誰

一何商賣

何屋誰借屋

何屋誰

總說

一何商賣

右取調候名前相違無御座候以上

亥四月

總年寄宛

年寄誰印

其の後同年七月町奉行より大阪諸商人及び諸職人に對し左の如く申渡をなせり。是に至りて初めて諸仲間再興し明治維新に至るまで大阪の商業往時に復して依然たりき。

去ル寅年中株札並問屋組合等停止是迄納來リ候冥加金銀不及上納旨等之義從江戸表御下知ヲ以テ相觸置候處其以來商法取締相崩諸品下直ニモ不相成却テ不融通之趣相聞候ニ付此度諸問屋組合ニモ都テ前々之通り再興申渡候左候テハ彌以冥加金銀上納之義ハ不被及御沙汰候間諸物價引下ケ方之義厚ク心掛實直ニ渡世相營候様大阪諸商人諸職人共へ申渡候就テハ在郷之義モ是迄町在入交ニテ仲間組合罷在奉行所一手ニ取締相立來候口々等前々之姿ニ再興申付候間一統其旨ヲ存諸物價引下ケ之義御趣意致貫通候様精々取計可申候委細之義ハ大阪元仲間組合之者共等ヨリ爲申通候間是又可存候

右之通り攝河兩國村々へ相觸候條此旨可存候

右之通三郷町中可觸者也

亥七月在府

左衛門

加賀

總年寄

右の改革ありてより諸仲間は天保以前の風に比して或ひは稱呼を異にせしものあり或ひは分離併合せしものありて幾多の變更なかりしに非ずと雖又甚しき差等のありしを見ず。今、天保以前株仲間と稱せしものを數ふるに大畧左の九十八種とす。

- 上 穀米屋株
- 本仲間兩替屋三郷錢屋仲間
- 出油屋
- 茶種綿實兩問屋
- 油問屋
- 青物問屋株
- 生魚問屋株
- 材木並竹問屋株
- 作用買次仲買株
- 同藥屋株
- 唐小問物屋株
- 沈香白檀伽羅商人株
- 蘇糖類同貨物商人株
- 蘇木丹柄商人株
- 蘭商人
- 砂糖類諸木胡椒商人
- 春米屋駄賣屋株
- 繰綿延賣買所
- 茶種絞リ油屋
- 綿實絞リ油屋
- 油仲買
- 同仲買株
- 鹽魚鯉節干魚問屋株
- 同仲買株
- 藥種屋株
- 唐反物問屋株
- 薩州小問物屋株
- 砂糖其外荒物商人株
- 鼈甲象牙唐木角類商人株
- 繪具商人
- 茶屋株

總說

一三

風呂屋株
 湯屋株
 煎雜喉問屋株
 綿問屋株
 綿買次問屋株
 三郷家請仲間
 糖問屋株
 鍋釜鎌鍬鞘鑄物師
 切石屋株
 薩州定問屋株
 江戸廻酒諸荷物積問屋株
 菱垣廻船諸荷物積問屋
 江戸三度飛脚屋株
 池田村魚屋株
 炭問屋株
 灰屋株
 荒和布仲買株
 生蠟絞リ屋株
 同晒蠟仲買株

炭賣屋株
 旅籠屋株
 同仲買株
 三郷綿屋株
 同買次積問屋株
 近在家請株
 同仲買株
 家普請ニ遣候石問屋株
 同仲買株
 近在掃除人株
 郷宿株
 京飛脚屋株
 伊豫砥石引受江戸積問屋
 近在相撲
 鍛冶炭仲買株
 筏為仲仕株
 植木屋株
 生蠟問屋株
 白革屋株

泉州路ヨリ絞リ出候油
 荷物運場ヨリ受

櫓權屋
 椀折敷家具一切塗師職
 毛綿問屋株
 同仕入商賣人
 白粉職
 打貫井戸株
 播州一ヶ國打貫井戸掘株
 麸粕豆腐粕干場
 水力車貸付株
 薪仲買株
 江戸積釘問屋
 鉄屋株
 繩蒔屋株
 薪土置場

河州在方出油人足繼場
 碗盃食籠木地職
 七島青蒔問屋株
 同仕入積問屋株
 北組仲買組 毛綿屋株
 天滿組
 粉挽水車
 眞鍮箔打職
 攝河兩國築貫井戸株
 柿澁糟干場
 田作用水道具株
 薪問屋株
 同上積問屋
 二十四組江戸積問屋
 船大工株
 糞灰引受株

以上株仲間の外に猶幾多の商業仲間ありて、或ひは興廢盛衰あり或ひは沿革變更ありて之れが詳細は得て知るべからずと雖左に列記する各種商業仲間は明治元年七月より同二年二月まで八ヶ月間大阪裁判所に於いて鑑札を下渡せしものにして、又、以つて其の商業の區分せる大畧を推知するに足らん乎。

本兩替
錢兩替
御爲換方
吹屋
二十四組江戸積問屋
古銅古道具屋仲間
古手屋仲間
眞鍮地銅屋仲間
銅錫鉛地金仲間
鐵鋼銑仲買
三郷錫屋仲間
大阪米仲買
同仲買
搗米屋仲屋
同仲買
餅屋仲間
三郷酒造
攝州玉造
酒小賣

南兩替
堂島米方兩替
御用錢兩替屋
十人兩替屋
同組ノ内九店
質屋仲間
金箔屋仲間
同吹職仲間
諸國鐵網銑荷請問屋
諸國廻着銑問屋
鋼折割職仲間
納屋穀物問屋
小麥挽粉屋仲間
糠問屋
糠灰小買
雜穀小賣仲間
町績在領
同傳法村
三鹽問屋

三鹽仲買
三郷市在造醬油並小賣
同仲買
豆腐屋仲間
出油問屋
油小賣
草木絞油問屋並仲買
菜種絞屋仲間
油糟屋仲間
同仲買仲間
爨附蠟燭仲間
同仲買
油榨仲間
同小賣仲買
天草寒天八軒組問屋
天滿市場青物乾物問屋
煎雜喉いかに問屋
煎雜喉いかに仲買
兩川口入津薩摩芋三步買請

味噌糍屋仲間
他所入津醬油問屋
攝河造醬油屋仲買
京口江戸口油問屋
油仲買
魚油魚蠟燭仲間
菜種綿實兩種物問屋仲間
五畿内播州綿實直賣仲間
生蠟晒蠟問屋
生蠟絞リ屋仲間
諸國蠟燭問屋仲間
張榨屋仲間
茶問屋
諸國茶問屋
寒天製作株
三步船宿仲間
天滿市場青物乾物仲買
蒟蒻玉
堀江青物市問屋

青物小賣屋仲買
乾物仲買
湯葉屋仲買
若松布仲買
布海苔染草荒物仲買
沈葛浮粉晒漿狀製造賣捌
雜喉塲生魚問屋
川魚問屋
蒲鉾屋仲買
五組問屋
同鯉節座組仲買
諸島問屋
鷄卵問屋
松前問屋
干鰯仲買
西橫堀昆布仲買
青昆布
同小問屋
藥種仲買

青物諸漬物仲買
同小賣仲買
昆布屋仲買
布海苔製法屋仲買
蕨屋仲買
沈漿狀買請仲買
同出買仲買
池田村魚屋仲買
鹽魚干魚鯉節問屋
鹽魚干魚鯉節仲買
貝殼仲買
同仲買
榮組鷄卵仲買
同船小宿
同堀江仲買
總組戎組昆布仲買
薩州定問屋
唐藥問屋
沈香線香屋仲買

藥種脇店仲買
藥種細末色粉製造問屋
和製舶來硝石仲買
煙草屋仲買
繪具仲買
墨製仲買
紅粉屋仲買
藍屋仲買
同仲買
同東國積問屋
同北國積問屋
三組砂糖仲買
金米糖衣羅掛類仲買
煎餅屋仲買
粉屋
焚俗屋仲買
足袋裝束仲買
木綿絞結職仲買
木綿手拭形糊附仲買

在方藥種脇店仲買
硫黃仲買
松脂チャン製法仲買
火口製法
御定丹製法仲買
紅花問屋
白粉職仲買
砂糖問屋
同京伏見積問屋
同尾州積問屋
和製白下地砂糖絞分水砂糖製方職
砂糖漬製法仲買
三鄉菓子仲買
種屋
雜菓子屋仲買
吳服仲買
縫屋仲買
仕入絞糊置染仲買
諸木綿張艶打仲買

湯熨斗張物洗職仲間
江戸組木綿仕入問屋
諸國木綿商賣人仲間
白革師
綿屋仲間
唐弓弦屋
諸糸物問屋
木綿總糸問屋
繭仲間
仕入形附紺屋
鬱金染職仲間
染汁梅屋仲間
唐物仲間
漆問屋
椀折敷家具一切塗師仲間
榮久堅地諸塗物仲間
念珠仲間
鑄鏡仲間
三郷印判板木彫刻摺物職

白木綿問屋
油町組木綿屋仲間
雲齋木綿屋仲間
三所綿問屋
綿買次問屋
唐絲反物五軒問屋
諸糸物仲間買仲間
麻苧糸仲間
着用七組形附紺屋
三郷紅染仲間
藍無地染仲間
澁仲間
瀬戸物仲間
同仲間
新塗物仕入屋仲間
算盤仲間
鼈甲象牙仲間
泉州地方鬚鏡荷受仲間
時計職仲間

新古物刀屋仲間
打及物小賣仲間
江戸積問屋
船釘問屋
諸針屋仲間
釘諸金物仲間買
銅細工人仲間
鍋釜鍍鑄物師仲間
弓箭職仲間
煙管仕入屋仲間
繪馬師仲間
硝子並鬚鏡木地仲間
人形仲間
魚釣道具一式仲間
同細工職
桶槽職
額看板欄問屋仲間
木地箆筒長持職仲間
外箱屋仲間

大工道具打及物仲間
京積鐵釘問屋
諸國荷請問屋
鐵針金荷請問屋
鐵物仕入問屋
鑄物師仲間
鍋釜鑄物仲間買仲間
扇子屋仲間
琴三弦仲間
硝子磁石眼鏡木地仲間
刷毛眉掃仲間
恭將基仲間
三郷鯨鬚仲間
酒造槽酒桶蓋小道具職仲間
板車仲間
翠簾々職仲間
挾箱竹藪籠仕立仲間
片木薄箱屋仲間

曲物職仲間
麴蓋屋仲間
竹細工仲間
籠箱仲間
櫻捌細工職仲間
簀笠問屋
提灯仕入仲間
諸履物
疊表莞蔴問屋
同仲買
俵物明俵繩古蔴仲間
檜皮檜繩問屋
梭欄職仲間
同小賣屋仲間
附木屋仲間
元紙屋仲間
江戸積紙問屋
紙漉製造仲間
紙染屋仲間

柄杓槍物職仲間
挽物職仲間
箸楊枝屋仲間
櫻職
乗物屋仲間
同小賣
傘屋仲間
疊屋職
七島青蔴問屋
繩蔴直買仲間
井戸繩掛替仲間
同仲買
荒物屋仲間
燈心問屋
籬屋仲間
荷請紙問屋
紙小賣
形紙類仲間
漉紙屋仲間

桐油合羽仲間
表具張付職
革紙屋仲間
瓦職
石問屋
砥石硯石問屋
材木大問屋
同仲買
同小問屋
筆軸屋
切喇竿竹仲間
植木屋仲間
草木切花小賣仲間
船宿問屋
炭上積仲間
同仲買
炭薪仲間
石炭商人仲間
藁灰買出人

本屋仲間
折手本並摺物類仲間
瓦屋仲間
同仲買
切石屋仲間
伊豫砥一圓引請江戸積問屋
同小問屋
竹問屋
同仲買
柄竹仲間
井戸側屋
諸花荷受問屋
嵯花屋仲間
炭問屋
吹工炭問屋
攝州池田北山出櫛並諸炭問屋仲間
薪問屋
灰屋仲間
灰汁漉精藍精仲間

文珠四郎鍛冶
 京流前挽鍛冶
 左官
 屋根葺
 京飛脚仲間
 西國筋飛脚仲間
 同川西組
 三郷家請人仲間
 竈師仲間
 石臼目立職仲間
 江戸積酒並諸荷物廻船問屋
 菱垣廻船問屋
 豫州産物荷請問屋
 廻船持從二十九石
 木津川組同
 木津川組同
 同上荷茶船
 川筋組杭場
 船手四方鍛冶職仲間
 大工
 手傳
 木挽
 東國定飛脚問屋
 通日雇上町組
 男女奉公人口入仲間
 在領家請人
 臺碓米搗渡世人
 東國筋運送廻船問屋
 駿河廻船問屋
 淀川筋上下諸國諸荷物運送問屋
 松前産物大小問屋
 安治川組上荷仲間
 安治川組茶船仲間
 安治川組商茶船持
 上口組同
 堀江組杭場
 上口堀々濱々消防上荷船持

家形船持
 土船仲間
 砂船持仲間
 古釵先船
 在釵先船
 勸進通船仲間
 網島漁船
 川魚炎賣船持
 繫船屋
 船大工仲間
 船道具屋並帆屋仲間
 攝河下尿方
 渡邊村下尿方
 住吉同
 川魚炎賣船並生船
 旅籠屋仲間
 在郷宿仲間
 道者宿仲間
 天王寺旅籠屋
 轆轤船持仲間
 在土船仲間
 石船仲間
 新釵先船
 井路川釵先船
 涼通船
 四手持網漁船
 川魚生船持
 解船屋
 櫓擡屋仲間
 糟船持
 肥小便
 三郷町續炎賣方
 中道村同
 京橋四丁目旅籠屋
 江戸堀新築地同
 長町同
 相生東町所限旅籠屋
 天王寺御藏跡所限

- 船宿
- 牢屋敷下宿
- 會根崎川上之口新築地
- 堀江富島同仲間
- 安治川南三丁目四丁目同
- 東横堀川上之口新築地所限
- 天満大鏡寺前
- 御代官元御役屋敷跡新建家場限
- 近在湯屋仲間
- 天王寺御藏跡地所限
- 玉造平野口町
- 髮結床持仲間
- 堀江髮結床仲間
- 會根崎川上口同
- 崎吉町所限
- 天王寺御藏跡御地所限
- 傾城町七ヶ町
- 會根崎新地同
- 堀江茶屋仲間
- 公事人下宿
- 三郷湯屋仲間
- 堀江同仲間
- 安治川上一丁目
- 崎吉町所限同
- 天満天神社地
- 天満東寺町前御鐵炮同心元屋敷跡
- 上堺町拾三軒小路
- 立賣堀兩側新築地
- 下福島村
- 北野村
- 助髮結入口仲間
- 東横堀川上口新築地所限
- 天満壹丁目所限
- 天王寺村五ヶ所
- 西横堀川流末新築地
- 道頓堀泊茶屋仲間
- 安治川同
- 難波新地一丁目同

- 元伏見坂町同
- 吉右衛門町同
- 宗右衛門町同
- 崎吉町所限同
- 天満東寺町前同
- 天満御鐵炮同心元屋敷跡
- 東組整節
- 解船屋船持
- 草花切出
- 金具鑄掛職
- 在領湯屋
- 東堀川上湯屋
- 箱館附船小宿
- 竹皮屋仲間
- 扇骨屋仲間
- 立慶町同
- 御前町同
- 生玉社地同
- 天神社地同
- 天満大鏡前同
- 油樽木地職
- 丸藤割藤細工
- 御傳馬組下馬持
- 渡邊村御用皮
- 水引元結
- 金具鑄掛
- 油樽職
- 南組在方古手屋
- 攝河綾油屋

斯の如くにして數百年來全國商業の中心として大阪は商業界に雄飛し來たりき。然れども此等商業上の組織も慣行も共に維新革命の爲に打破せられ諸商株仲間は總べて無構となりて謂はゆる不羈自由の世となり、單に手廣く商業を營むを以つて主義とし又廣く海外諸國と通商互市を開き、更に五開港場は設けられ明治二年には通商司は設置せられ、ついで商法司の設ありて大いに内外商業の隆

盛を圖り之れが保護を與へて獎勵せらるゝ所ありしが、商人は數百年來の習慣に泥みていまだ海外貿易の何たるを知らず、順良着實の商人の一も爲すなくして恰五里霧中に彷徨し、徒に商界の波瀾に浸撃せられて策の出づるなきに乘じ、奸商瀕に輩出して好機失ふべからずとし、狡猾欺誑の手段に至らざる所なかりき。

是に於いて商人中、多くは仲間組合を再興して政府の保護を仰がんことを出願せしむ。雖、當時、王政復古に際して戦塵いまだ全く收まらず、隨ひて公務繁忙にして之れが處置をなさざりしに、明治五年四月十四日當府廳は第百三十八號達を發していはく、

去ル戊辰ノ年從前ノ通仲間取結度趣ヲ以テ名前帳差出候處其砌ハ兵馬騷擾之央ニシテ諸事御規則モ不立事ニ付其儘預リ置敢テ開届ル譯ニハ無之處依然從來ノ舊習ヲ襲ヒ私ニ仲間ヲ結ヒ株式同様戸數ヲ限リ甚敷ハ株ヲ賣買シ偶々同業ヲ營ムコトヲ肯ヌルトキハ加入金或ハ仲間振舞杯唱ヘ無謂許多ノ出財致サセ候儀有之趣言語同斷ノ所業以ノ外ノ事ニ候元來人各々營生ノ爲メ銘々ノ力次第適意ノ業ヲ働クニハ法度ニ觸レル歟或ハ取締筋ニ關ハル業體ノ外ハ官府ト雖トモ無故シテ之ヲ拒ムノ理アルモノニアラス況ンヤ同一體ノ人民決シテ他人營生ノ業ヲ束縛シ幸福ヲ計ルノ妨ヲ成スヘキ謂ハレアラシヤ然ルニ府下不開ノ商民舊來ノ惡習ヨリ動モスレハ一己ノ私利ヲ計ンタメ他人ノ己ト同業ヲ開クコトヲ妨ケ仲間連結シテ物價ヲ騰貴セシムルニ至ル其弊抑テ府下ノ疲弊ヲ致シ諸人ノ苦ミト相成開化文明ノ今日有間敷筋ニ付自今諸仲間ト唱ヘ候類ハ總テ解放申付兼テ差出シ有之諸仲間名前帳ハ悉皆燒捨候就テハ是迄仲間承知ノ上ナラテハ開業相成ラサル業體モ已後ハ勝手ニ相營ミ不苦候條精々手廣ニ廉直ヲ旨トシ世上ノ爲メ諸物ヲ融通セシムル心得可爲肝要候事云々

此度解放申付候諸仲間若シ私ニ連結シ人ノ開業ヲ妨クル等ノ事アラハ包マス可申出候事
右ノ趣管内無洩相達スル者也

然れども回顧すれば當大阪の商業たる、古來、株仲間の制裁に仍りて規律の嚴然たるを得たりしものなるに、一朝この波瀾に遭遇すと共に彼の奸商は日を追うて其の意を逞まし、遂に底止する處を知らざらんとせり。故に今にしてこれが防遏の途を講ずるに非ずば當地商業の信用は終に地に墜ちてまた收むべからず、異日噬臍の悔を來たさんは何人といへども豫想し難き事にあらざるを以つて越えて其の翌明治六年に至り大阪市四區長等相謀り、市内の主なる商業者に規約を設けしめて同業者の團結を勸誘し、爰に初めて同業組合を設けて當府廳の認可を請ひ、當府廳も之れが成立を認めたり。是れ實に當府下に於ける明治維新後商株解放以來最初の同業組合なりとす。

然るに古來素朴なりし一般の人情は變じて輕薄となり、組合中、玉石混淆の嫌ありて未その効果を見る能はず、規約は往々奸商に利用せられて反りて着實なる商人は時にその陥穽に擠せられ、隨ひて損害を蒙むること亦少からざりき。是れ畢竟着實なる者は昔時の慣行に倣ひ時として信用取引等をなし、奸商は買ふに信用取引法を用ひ賣るに現金取引法を以つてする等のことありしに因るものにして、終に一般の商界は現金取引に非ずば商品を受せざることをし、商業上の徳義信用は頓に地を拂ひ、商人の眼中、金錢の外信用の片影だにまた印せざるに至りき。然して是れ實に商界のみならず一般社會の趨勢にして復如何ともすべからずと雖、若夫、斯の如にして數年を経過せんか、大阪の市場は或ひは一荒村に化し去らんも圖り難きのみ、是に於いて志士は卒先奮起し、東奔西走すべく、これが團結を鞏固にして之れが規約を勵行し、專、大阪商人たるものゝ面目を一新せんことを狙めき。

爾來、當府廳の布達等に依り組合の規約を改めて之れが改良發達を圖り來たりしが、明治十四年十

月十九日、當府は左の甲第二百二十二號布達、
商工業ノ隆盛ヲ謀リ從來ノ慣例ヲ參酌シ追ツテ商工業等ノ公規公布相成候迄取締法左ノ通相定
メ候條此旨布達候事

大阪堺市街商工業取締法

- 一大阪(接近郡村トモ)及堺市街ニ於テ同種ノ業ヲ營ム商工ハ各同業毎ニ兩市街限リ一致團結シ便宜仲間
組合規則ヲ設ケ本府ノ認可ヲ得テ履行ス可キ事
但會社等ト雖モ數業(例令ハ米卸賣酒仲)ヲ兼テ營ムモノハ每業其仲間ニ加入スヘキモノトス
尤モ荒物小賣物商ノ如キハ此ノ限ニ非ス
 - 一申合セ規約中ニハ必ス左ノ諸項ヲ編入ス可キ事
 - 其一 不正品取扱及違約者等取締法
 - 其二 他ノ仲間ニ對スル關係ノ措置法
 - 其三 自他ノ公害ヲ豫防スル法
 - 其四 取締人撰擧法及其權限
 - 一各同業仲間ハ每區取締人ヲ置キ大阪市街ハ其中ヨリ一人ヲ撰ミ府内ノ總取締ヲ兼シムル事
但接近郡村ハ最寄區ト合シ其取締人ヲ置クモノトス
 - 一開止業ノ者ハ其仲間取締人ノ與印ヲ得テ届出(別段ノ願出ルル)ル事
 - 一取締人ハ同業名簿ヲ製シ時々其異動ヲ加除スル事
- を發シ降りて同十七年十一月には農商務省は省達第三十七號を府縣に發して左の同業組合準則を
設けたり。

同業組合準則

- 同業者組合ヲ結ビ規約ヲ定メ營業上福利ヲ増進シ濫惡ノ弊害ヲ矯正スルヲ圖ル者不尠候處往々
其目的ヲ達スルコト能ハサル趣ニ付今般同業組合準則相定候條向後組合ヲ設ケ規約ヲ作り認可
ヲ請フ者アルトキハ此準則ニ基ツキ可取扱此旨相達候事
但認可ノ都度當省ニ届出ツヘシ
- 第一條 農工商ノ業ニ從事スル者ニシテ同業者或ハ其營業上ノ利害ヲ共ニスル者組合ヲ設ケン
トスルトキハ適宜ニ地區ヲ定メ其地區内同業者四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ規約ヲ作り管轄廳
ノ認可ヲ請フヘシ
 - 第二條 同業組合ハ同盟中營業上ノ弊害ヲ矯メ其利益ヲ圖ルヲ以テ目的ト爲スヘシ
 - 第三條 同業組合ノ規約ニ掲クヘキ事項ハ左ノ如シ
 - 第一項 組合ヲ組織スル業名及組合ノ名稱
 - 第二項 組合ノ地區及事務所ノ位置
 - 第三項 目的及方法
 - 第四項 役員ノ選舉法及權限
 - 第五項 會議ニ關スル規程
 - 第六項 加入者及退去者ニ關スル規程
 - 第七項 費用ノ徵收及賦課法
 - 第八項 違約者處分ノ方法
- 右ノ外組合ニ於テ必要トナス事項

第四條 組合ノ設アル地區内ニ於テ組合員ト同業ヲ營ム者ハ其組合ニ加盟スヘシ

但事業ノ規模及趣向ヲ異ニスルカ爲メ加盟シ難キカ或ハ加盟ヲ拒ムヘキ事情アルトキハ管轄廳ニ申出テ其認定ヲ請フヘシ

第五條 同業組合ハ同業組合ノ資格ヲ以テ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 同業組合ハ總テ其事業及費用決算ヲ毎年管轄廳ニ報告スヘシ

第七條 規約ヲ改正スルトキハ更ニ認可ヲ請フ可シ

第八條 分立又ハ合併スルトキハ更ニ規約ヲ作り認可ヲ請フ可シ

第九條 同業組合ニ於テ聯合會ヲ設ケ其規約ヲ作ルトキハ管轄廳ノ認可ヲ請フ可シ

但其聯合ニ府縣以上ニ涉ルトキハ開會地管轄廳ヲ經由シテ農商務省ノ認可ヲ請フヘシ

爾來、本府は更に明治十九年七月甲第百十四號を以つて之れを管下に布達し同十四年十月甲第二百廿二號達を改正せり。此の準則に據り組合の設ある地區内の同業者にして組合加入を肯せざるものあるときは組合より之れが加入の説諭を請ひ本府は其の加入を勸告すと共に謂なくして強ひて之れを拒む者あらば處分するに本府違警罪を以つてする制定なりしが、明治三十年五月農商務省令第六號を以つて準則中該強制加入の條項即第四條を削除せられ本府亦之れを削除せし結果組合員中從來束縛を受けしもの若くは組合加入を利とせざる者等の組合を脱する者多く爲に同業者の統一を缺きて組合の瓦解を來たさんとする傾向を生せり。是れより先、明治三十年四月法律第四十九號を以つて重要輸出品同業組合法の發布ありしより、外國貿易に關する重なる商品の組合は從來の準則に據る組合を解散し、更に該法の下に組合を構成せしが、越えて同三十三年法律第三十五號重要物産同業組合法發布せられ、同法附則を以つて重要輸出品同業組合法を廢止せられ、之れに據りて設立し

たる組合は同法に據り設立したるものと看做され、爾來、府下重要商品の組合は皆同法に據り組織することと成れり。故に準則に據る組合中には素より其の組織鞏固なるものなきにあらずと雖、地區内に於ける同業者の加入する否とは其の隨意にして、往々組合設置の名のみを存して其の實なきものを生ずるに至れり。是れ實に今日の狀況なりとす。

法律第三十五號 重要物産同業組合法

第一條 重要物産ノ生産製造又ハ販賣ニ關スル營業ヲ爲ス者ハ同業者又ハ密接ノ關係ヲ有スル營業者相集リテ本法ニ依リ同業組合ヲ設置スルコトヲ得重要物産及密接ノ關係ヲ有スル營業ノ種類ハ農商務大臣ノ認定ニ依ル

第二條 同業組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第三條 同業組合ヲ設置セントスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ノ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受ヘクシ但二種以上ノ營業者相集リ組合ヲ設置セントスルニハ各種營業毎ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第四條 同業組合設置ノ地區内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ其組合ニ加入スヘシ但營業上特別情況ニ依リ農商務大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムル者ハ此限ニ在ラス

第五條 同業組合ハ組合相互ノ氣脈ヲ通シ其目的ヲ達スル爲メ同業組合聯合會ヲ設置スルコトヲ得

同業組合聯合會ヲ設置セントスルトキハ其創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 同業組合及同業組合聯合會ハ法人トス

同業組合及同業組合聯合會ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 同業組合及同業組合聯合會ノ定款ノ變更ハ各其ノ定款ノ規定ニ從ヒ之ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 同業組合及同業組合聯合會ハ左ノ役員ヲ置クヘシ

- 一 組長 一名
- 一 副組長 若干名
- 一 評議員 若干名

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得
役員ハ同業組合ニ於テハ組合員中ヨリ同業組合聯合會ニ於テハ聯合會ヲ組織スル同業組合ノ組合員中ヨリ之ヲ選舉シ農商務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第九條 組長ハ其ノ同業組合又ハ同業組合聯合會ヲ統轄シ其ノ事務ヲ擔任ス

副組長ハ組長ノ事務ヲ輔佐シ組長故障アルトキ之ヲ代理ス

評議員ハ組長ノ諮詢ニ應シ及業務施行ノ狀況ヲ監査スルモノトス

副組長及評議員ハ定款ノ規定ニ依リ組長ノ擔任スル事務ノ一部ヲ分掌スルコトヲ得
組長副組長共ニ故障アルトキハ評議員之ヲ代理ス

第十條 同業組合及同業組合聯合會ハ各其定款ニ於テ検査規程ヲ設ケ組合員ノ營業品ヲ検査スルコトヲ得

同業組合及同業組合聯合會ハ各其定款ニ於テ違約者ニ關スル規定ヲ設ケ違約者ニ對シ過怠金ヲ徴シ違約物品ヲ沒收スルコトヲ得

第十一條 同業組合及同業組合聯合會ノ經費ノ豫算并ニ徴收法ハ各其ノ定款ノ規定ニ從ヒ之ヲ

議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

經費ノ決算及業務成績ハ每年少クトモ一回組合員ニ公示シ農商務大臣ニ報告スヘシ

第十二條 同業組合及同業組合聯合會ハ其事務ニ關シ行政廳ニ建議スルコトヲ得又其ノ諮問アルトキハ答申スヘシ

第十三條 同業組合及同業組合聯合會ハ農商務大臣又ハ地方長官ノ命シタル官吏ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得又其質問ニ對シ確實ニ答辯スヘキモノトス

第十四條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合及同業組合聯合會ヲ設ケシムルコトヲ得
農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合ノ地區ノ範圍營業ノ種類又ハ定款ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十五條 同業組合若クハ同業組合聯合會ノ決議又ハ其役員ノ行爲ニシテ法律命令ニ違背シ又ハ公益ヲ害シ又ハ其目的ニ違背シ又ハ監督官廳ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキハ農商務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 同業組合若ハ同業組合聯合會ノ解散又ハ其ノ業務ノ停止

二 役員ノ解職

三 決議ノ取消

第十六條 同業組合若ハ同業組合聯合會解散ヲ爲サントスルトキハ組合員三分ノ二以上ノ同意ニ依リ其ノ事由ヲ具シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 地方長官ハ其管内ニ於ケル同業組合及同業組合聯合會ヲ監督シ必要アルトキハ意見ヲ具シ農商務大臣ノ處分ヲ請フヘシ

第十八條 農商務大臣ハ同業組合及同業組合聯合會ニ關シ其職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第十九條 第四條第十三條ノ規定ニ違背シタル者ハ二圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス前項ノ過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第二十條 同業組合又ハ同業組合聯合會ノ證券若ハ検査證ヲ營業品ニ偽リテ附シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則
第二十一條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

重要輸出品同業組合法ハ之ヲ廢止ス
第二十二條 重要輸出品同業組合法ニ依リテ設立シタル組合及聯合會ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ

本法ニ依リ設立シタルモノト看做ス
第二十三條 他ノ法律中重要輸出品同業組合法ヲ準用スヘキモノト定メタル場合ニ付テハ本法

施行ノ日ヨリ本法ノ規定ヲ準用シ重要輸出品同業組合法中ノ規定ニ依ルヘキモノト定メタル場合ニ付テハ之ニ相當スル本法ノ規定ヲ準用ス

其の他商業に關する同業組合に就いては、明治二十年農商務省令第四號に據れる茶業組合あり、明治三十二年勅令第三百四十號に據れる酒造組合あり、今、兩種組合の組織を明らかにせんがため、各その現行法を掲ぐと共に、組合外の商業種類を左に示さんとす。但、諸組合は組合沿革の部に詳かなり。

茶業組規則明治廿九年十二月廿九日農商務省令第四號

第一章 總則

第一條 此規則中茶業者トアルハ茶ヲ製造シテ販賣シ又ハ茶園ヲ所有シ茶生葉ヲ販賣スル者及生葉若クハ製茶ヲ仲買又ハ販賣スル者ヲ惣稱ス

第二條 茶業者ハ製品ヲ精良ニシ販路ヲ擴張シ賣買ヲ正確ナラシムルノ目的ヲ以テ組合ヲ設ケ之ニ加入スヘシ但農商務大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムル者ハ此限ニアラス(編者曰ふ此の條文は同廿二年七月三日に修正を加へられたるものなり)

第三條 組合ノ設置ハ郡區ノ區畫ニヨルヘシ若シ一郡區内ニ於テ茶業者少數ナルトキハ近隣郡區ノ同業者ト合併スルコトヲ得

第四條 郡區ノ狀況ニヨリ茶ヲ製造シテ販賣スル者ト茶園ヲ所有シテ生葉ヲ販賣スルモノ及生葉若クハ製茶ヲ仲買又ハ販賣スル者トヲ區別シテ組合ヲ設置スル必用アルトキハ農商務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 組合ノ名稱ハ何郡茶業組合ト稱スヘシ

第六條 組合ハ郡區内便宜ノ場所ニ各組合事務所ヲ置キ其組合ニ關スル一切ノ事務ヲ整理スヘシ

第七條 組合ハ其氣脈ヲ聯通スル爲メ府縣ノ區畫ニヨリ便宜ノ地ヘ聯合會議所ヲ設ケ全國便宜ノ地ニ中央會議所ヲ設クヘシ

第八條 組合ハ此規則ノ範圍内ニ於テ其業務ニ關シ組合及會議所ノ規約ヲ定ムヘシ
第九條 組合及聯合會議所ノ規約及豫算ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ中央會議所ノ規約及豫算ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二章 組合員

第十條 組合員ハ組合之名義ヲ以テ營利事業ヲナスコトヲ得ス

第十一條 組合員ハ組合及會議所ノ規約ヲ遵守シ且ツ其費用ヲ負擔スルノ義務アルモノトス
但費用負擔ノ割合及徵收方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十二條 社名若クハ組名ヲ以テ組合員タルモノハ相當ノ代表者ヲ定メ置キ組合ニ關スル一切ノ責ニ任セシムヘシ

第三章 役員

第十三條 各組合事務所ニハ組長及委員ヲ置キ委員ハ部内ノ組合員之レヲ撰定シ組長ハ委員中ヨリ互撰スヘシ

但組長ヲ選任又ハ改選シタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ委員ヲ選任又ハ改選シタルトキハ其都度届出ツヘシ

第十四條 組長ハ委員ト協議シテ部内組合ノ取締ヲナシ其他一切ノ事務ヲ整理スヘシ

第十五條 組長ハ常ニ營業上ノ利害ニ注意シ組合ノ確實ヲ圖ルヘシ

第十六條 組長ハ部内組合中ニ生シタル紛紜ヲ仲裁シ及違約者アルトキハ規約ニヨリ處分スルコトヲ得

但會議所ノ規約ニ違約シタルモノヲ處分シタルトキハ其旨會議所ニ通知スヘシ

第十七條 本條は明治廿二年三月十五日農商務省令第五號を以つて削除

第十八條 聯合會議所ニハ事務員若干名ヲ置キ聯合會議ニ關スル事務及聯合會議所ノ規約ヲ以テ定メタル事務ヲ取扱ハシムヘシ

第十九條 聯合會議所ノ事務員ハ會議ニ於テ部下組合員中ヨリ之ヲ撰定シ地方長官ノ認可ヲ受

クヘシ

第二十條 聯合會議所ノ事務員ハ議員ノ資格ヲ以テ聯合會議ニ列スルコトヲ得

第二十一條 中央會議所ニハ事務員若干名ヲ置キ中央會議ニ關スル事務及中央會議所ノ規約ヲ以テ定メタル事務ヲ取扱ハシムヘシ

第二十二條 中央會議所ノ事務員ハ中央會議々員ニ於テ全國組合員中ヨリ定員倍數ノ候補者ヲ撰定シ農商務大臣ノ認可ヲ請フヘシ

但時宜ニ依リ組合員外ノモノト雖選舉スルコトヲ得

第二十三條 中央會議所ノ事務員ハ議員ノ資格ヲ以テ中央會議ニ列スルコトヲ得

第二十四條 役員ノ任期ハ二ケ年トス若シ役員其任ニ適セサルトキハ中央會議所ノ事務員ハ農商務大臣ニ於テ聯合會議所ノ事務員及組合事務所ノ組長ハ地方長官ニ於テ其改選ヲ命スヘシ

但補闕役員ノ任期ハ前任役員ノ任期ニ依ルヘシ

第四章 會議

第二十五條 會議ヲ分テ聯合會議及中央會議トシ其聯合會議ハ聯合會議所ニ於テ中央會議ハ中央會議所ニ於テ定時又ハ臨時ニ之ヲ開クヘシ

第二十六條 聯合會議ニ於テハ會議所々在ノ府縣ノ組合ニ關スル事項ヲ議定シ中央會議ニ於テハ全國ノ組合ニ關スル事項ヲ議定スヘキモノトス

第二十七條 聯合會議ノ議員ハ部下各組合員若クハ組合委員之ヲ撰定シ中央會議ノ議員ハ聯合會議員之レヲ撰定スヘシ

第二十八條 中央會議ノ議員ハ三年以上繼續シテ左ノ資格ノ一ニ該當シ仍引續キ該當スル者ニ

限ル

一、茶園一町歩以上ヲ所有シ栽培スルコト

一、製茶五千斤以上ヲ製造スルコト

一、製茶貳萬斤以上ヲ賣買スルコト

第二十九條 前條資格ニ該當スル者ナキ地方ニ於テハ其資格ニ最モ近キ者ヲ選出スヘシ

第三十條 聯合會議及中央會議ニ出席スヘキ議員ノ數ハ産額又ハ開港地へ輸送額之多寡ニ從ヒ

規約ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第三十一條 議員ノ任期ハ二ケ年トス補闕議員ノ任期ハ前任議員任期ニ依ルヘシ

第三十二條 會議ノ正副議長ハ議員中ヨリ之ヲ互撰スヘシ

第三十三條 會議ノ正副議長及議員ノ氏名并ニ會議開閉期日其聯合會議ニ係ルモノハ地方廳ニ

其中央會議ニ係ルモノハ農商務省ニ届出ツヘシ

第三十四條 農商務大臣ハ中央會議地方長官ハ聯合會議ノ開閉又ハ議員ノ改撰ヲ命スルコトアル

ルヘシ

第三十五條 會議ハ議員半數以上出席セサレハ當日ノ議事ヲ開クコトヲ得ス

但議員半數以上ノ欠席三日以上ニ涉ルトキハ半數以内ト雖議事ヲ開クコトヲ得

第三十六條 議事ハ出席員過半數ニ依テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニヨル

第五章 規約

第三十七條 各規約ハ其部内組合員中ヨリ委員ヲ撰定シテ左ノ事項ニ準シ之ヲ定ムヘシ

一、組合ノ位置

一、組合員ノ證票

一、粗惡不正茶取締ノ方法

一、役員撰舉ノ方法

一、違約者處分ノ方法

一、經費賦課徵收支出方法

一、其他組合ノ狀況ニヨリ必要ナル條件

第三十八條 聯合會議所ノ規約ハ左ノ事項ニ據リ會議ニ於テ之ヲ定ムヘシ

一、聯合會議所ノ位置

一、製茶ヲ改良シ販路ヲ擴張スル方法

一、製造及販賣上ノ弊害ヲ矯正スル方法

一、部下ノ組合ニ關スル事項ヲ處辨シ及紛議ヲ仲裁スル方法

一、聯合會議ニ關スル規程

一、違約者處分ノ方法

一、經費ノ賦課徵收之方法

一、其他地方ノ狀況ニヨリ必要ナル條件

第三十九條 中央會議所ノ規約ハ左ノ事項ニヨリ會議ニ於テ之ヲ定ムヘシ

一、中央會議所ノ位置

一、全國組合ノ氣脈ヲ聯通スル方法

一、内外茶業ノ實況ヲ調査シ及之ヲ報告スルノ方法

- 一、中央會議々員及事務員撰舉ノ方法
- 一、會議ニ關スル規約
- 一、經費ノ賦課徴収支出ノ方法
- 一、其他中央會議ニ於テ必要ト認メタル條件

第六章 罰則

第四十條 此規則第二條第九條第十條第十一條ニ違背シタル者ハ貳圓以上貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

酒造組合規則 明治三十二年七月十日 勅令第三百四十號

第一條 酒造製造者酒造税法第四十條ニヨリ設クヘキ酒造組合ニ關スル規定ハ本令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 酒造組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スルヲ以テ目的トナスヘシ

第三條 酒類製造者酒造組合ヲ設置セントスルトキハ組合契約書ヲ作成シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ組合契約書ヲ變更シタルトキモ亦同シ

第四條 組合契約書ニハ左ノ事ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一、組合ノ名稱
- 二、組合設置ノ區域
- 三、組合事務所ノ所在地
- 四、組合ノ事業

五、組合役員ノ選任方法及任期及ヒ其權限

六、組合總會招集ノ方法

七、組合ニ於ケル會議ノ方法

八、組合經費ノ負擔及ヒ其取立テ方法

九、組合契約違反者處分方法

十、契約書ノ變更ニ關スル手續

十一、組合ニ於テ酒類製造者ノ造石税納付ヲ擔保セル場合ニ於ケル決議方法

十二、酒造稅方施行規則第三十一條第一項ノ通知ヲ受ケタルトキノ處分方法

組合契約書ニハ前各號ニ掲クルモノ、外組合ニ於テ必要トスル事項ヲ記載スルコトヲ得

第五條 酒造組合ハ諸般ノ事務ヲ處理スル爲左ノ役員ヲ置クヘシ

- 一、組合長 一名
 - 二、組合評議員 若干名
- 組合員多數ナルトキハ便宜組合副長又ハ組合支部長ヲ置クコトヲ得
役員ハ組合總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

第六條 組合長ハ組合員ヲ代表ス組合長ノ代理者ハ組合契約書ノ定ムル所ニヨル

第七條 組合役員ノ選任及解任アリタルトキハ酒造組合ヨリ其氏名ヲ地方長官及稅務管理局長ニ報告スヘシ

第八條 酒造組合ハ毎年少ナクトモ一回其ノ經費ノ決算ヲナシ各組合員ニ報告スヘシ

第九條 酒造組合ハ營利ノ事業ヲナスコトヲ得ス

第十條 地方長官ハ酒造組合ノ決議又ハ其役員ノ行爲ニシテ法令ニ違背シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其決議ヲ取消シ又ハ役員ノ改選ヲ命スルコトヲ得

同業組合以外の商業種類

- ラム酒販賣
- 鮑貝殻商
- 織機道具商
- 漬物商
- 骨牌商
- 除芥器商
- 麩商
- 算盤商
- 蚊帳商
- 舶來毛織物商
- 搗粉磨砂商
- 紡績用品商
- 米糊商
- 土砂商
- 土管商
- 自轉車貸付業
- 川魚商
- 生魚問屋
- 新聞廣告商
- 鋼鐵器械仲買
- 鐵道用具商
- 支那反物生糸商
- 鐵鋼類鐵山等用具商
- 海產物荷受問屋仲買業
- 委託販賣仲買業
- 洋酒販賣
- 天具糸商
- 絃燈商
- 印肉商
- 洋燈心商
- 線綿販賣
- 瓦商

- セメント販賣業
- 支那靴販賣業
- 肥料販賣業
- 折本商
- 折熨斗商
- 版木地販賣
- 文房具商
- 船舶商
- 荒物商
- 麻糸細布商
- 蓆具商
- 釣道具商
- 臘膾膾販賣
- 落綿糸屑商
- 金箔商
- 穀物委託販賣
- 表紙商
- 家屋賣買口入業
- 石筆商
- 青物商
- 狀袋商
- 竹皮商
- 家根板商
- 桐箱商
- 雜穀商
- 陶器商
- 古郵便切手輸出商
- 葬具商
- 雜糖品商
- 椎茸商
- 下駄向掛商
- 鶏肉商
- 時計商
- 古鐵商
- 洋反物商
- 眼鏡商
- 點燈請負業
- 礦油商

競賣業
 ラム子商
 不動産賣買業
 雜貨委托仲買
 支那漆等委托仲買
 麻裏草履商
 電機販賣
 野道具金物商
 アジアンマシン機械油商
 陸海軍用機販賣
 書籍商
 貸本商
 牛乳商
 人夫受負業
 袋物商
 柳行李商
 蕪蓊商
 測量器械販賣
 香油販賣
 コーヒー商
 亞鉛引針金商
 車母衣商
 延綿商
 麻織物商
 スサ商
 鋼鐵機械用品販賣
 電氣諸器械販賣
 諸新聞小賣
 芻籠人足受負業
 ラム子原料品商
 ホヤランプ商
 生糸及び繭商
 古洋服商
 柿澁商
 白酒商
 解船商
 花商
 簪商

奈良漬販賣
 工業用藥品販賣
 石油販賣
 土木請負業
 植木商
 寢蓆商
 牛肉商
 雨具商
 石油空罐商
 有價證券賣買業
 雜貨商
 齋口商
 寫真臺紙商
 農具商
 酒菰商
 水引商
 茶商
 金錢貸借業
 蒲團商
 蒲鉾商
 小鳥商
 古書畫商
 引手金物商
 刀劍商
 鉾商
 卷蓆用紙販賣
 湯屋業
 待合茶屋
 芝居茶屋
 珠數商
 桐下駄木商
 飲食店
 蠟燭商
 針金商
 バイブ商
 刀物商
 パケツ商
 馬糞干草葉商

傘商
反古商
防水布商
豆腐商
洋革商
ドンゴロス商
唐了絨商
旅人宿
料理業
肩地紙商
綿質商
菓子種商
貨物業
紙屑商
段通商
武具商
鎖類販賣
墨表商
粉商

人形商
紙商
鬘商
硝子屑商
貸座敷業
貸船業
櫛木商
貸車商
紙石板商
活字販賣
掛物商
花簪商
火消器商
穉商
空瓶商
糞入商
筆毛商
回送業
玉子商

燒鹽商
玉突業
古物商
建築受負業
襪襪商
古木賣買業
下宿業
虫類販賣
コロッブ商
古綿商
釘商
繪双紙商
古本商
組糸商
飴商
周旋業
酒商
石粉商
自轉車販賣

昆布卷商
貸席業
葬具貨物業
米仲買
毛糸商
管竹商
水卸賣商
古着商
櫛商
煙草販賣
古道具商
墨燒商
手拭商
蒲團貸附業
空俵商
稻扱商
人力車營業
材木商
煎豆商

三味線商
 櫓櫓商
 筆墨商
 砂糖漬商
 針商
 西洋紙商
 金魚商
 糊帶材料商
 煎餅商
 牛馬爪商
 亞鉛商
 西洋料理
 質商
 籐商
 芋商
 家具貸付業
 篩商
 洋傘柄商
 鍍商

諸罐詰商
 眞田商
 花莖商
 鬘附商
 金銀指輪販賣
 烟花商
 製紙原料商
 牛骨商
 鼈甲商
 石鹼商
 味淋商
 藤莖商
 煎餅形商
 人力車貸付業
 提灯木地商
 混成酒商
 竈商
 果物商
 樽商

護謨枕商
 袴商
 鐵瓶商
 湯葉商
 蜜柑水商
 棕櫚商
 神器商
 靴商
 船燈商
 錐商

炭圓商
 染紙商
 浮粉商
 箆商
 桶商
 折箱商
 夜具貸付業
 前挽商
 佛像商

以上は當大阪に於ける同業組合沿革の一斑にして更に進みて古今盛衰の實況を擧ぐれば、徳川幕府の初に於いて藏屋敷の設置せられし以來全國の物産は過半當地に輸送せられて恰當地商人の一手取扱の如くなり來たりしが、維新の革命により藏屋敷の全廢せられしと共に一方に於いては歐米の文明は汎く全國に普及せられて諸商工業の勃興著しく爲に内國産の當地に於いて集散するもの大いに其の數を減せしが如き觀われども、維新以降本邦の膨脹は實に旭日の昇るが如く、殊に日清戰役以來その發達の程度は優に歐米各國と比肩するに至り、諸商工の勃興は駭々乎として底止する處を知らず、殊に神戸港と接近せるを以つて内外國産の當地に輻湊するものまた昔日の比に非らず、然れども是れ當大阪に於ける一般商業の實況にして、殊に輸出入品の如き多くは許多の株式、合資、合名等の諸會社に取扱はれ、當同業組合の取扱ふものは主として内地の需用品に止まり、輸出入品の如きは

唯その種類によりて取扱ふものあるに過ぎず。故に商品の種類によりてはその商況の昔日より寂寥となりしものなきに非ずと雖、是れ時勢の然らしむる處にして、復、如何ともすべからざるなり。而して諸商人口銭の歩合の如きは、古來商人及び商品の種類に由るものにして、古今甚しき差違なしと雖、近來次第に低利に向かひしが如し、是れ一は株制の廢せられて自然に競争者を生ぜしむるといへども、又畢竟するに古來信用の慣習に因り、專延取引をなし、もの維新後に至り、商勢一變して多くは現金取引となり、且、以前九州奥羽及び北海道より輸送し來たりしものは皆和船により、其の甚しきに至りては半ヶ年内外の日子を要せしことありしに反し、近來交通機關の完備せし以來は僅に數日にして輸致せらるゝを得るに至りしを以つて、また昔日の如き高利を收むる必要なきに至りしによる。以上にて於いて大體の趨勢を叙述せり。故に更に進みて、藏屋敷より諸組合等に至る箇々の沿革を記し、以つて内國に於ける吾が商業の一斑を知らしめんとす。然れども尙全斑に亘りて説くべきものあり。即商人の種別、賣買と物品運搬との慣習并に商家雇人使用法是れなり。

二、商人の種別、賣買と物品運搬との慣習并に商家雇人使用法

商人の種別。元來、大阪の商人は之れを概括して問屋、仲買、卸賣、小賣及び牙僧アヤウヂの五種に區別することを得べし。今、各自の業務等に就き左に其の概要を述べん。

抑、問屋及び仲買の名稱たる、其の由りて來たれる所を詳にせずと雖、蓋、問屋は貨物を販賣し又は買収するものゝ間にありて之れが媒介を爲し、賣買の兩者此に就きて貨物の有無多少若くは相場等を尋問するを以つて遂に此の稱あるに至りしものなるべく、又、問屋口銭と稱するものゝ如きも、貨主より委託せられし貨物を販賣するに當り種々應接の言語を費すより起りし名稱ならん。而して往昔に在りては問屋たるもの今日の如く利益を壟斷する權を有せず、又、販賣者に對し其の貨物を産地より直

輸して問屋の手を経ず之れを購買者に販賣するを禁するが如き制あらざりき。故に其の當時問屋の稱呼は單に廣く賣買の業に従事せる大買家商に蒙らしむるに過ぎざりしなり。又、仲買人の稱たる、昔時大阪に於いて諸藩の封土より産出する米穀を販賣する商人を米仲買と稱せしに始まりしものゝ如く、又、當時、米仲買を一に米問屋と稱せしに由りて見れば、昔時に在りて仲買と稱せしもの亦問屋と異なることなく、此の兩者の間に區別を立つるに至りしは、蓋、後世に及び問屋株式制定の時にあるが如し。現時に於いて問屋と云ひ仲買と稱するもの、各自組合を異にし規約を設け業務上互に相犯すことなしと雖、亦、商業の種類に因り頗るその趣を異にせるものあり。一般普通の商業に在りては、問屋たる者は貨主の委託を受け口銭を收受して仲買人に其の貨物の販賣を爲し、或ひは貨主より直接に貨物を買入れ之れが損益を自身に負擔して仲買人に其の貨物を販賣するを業務とし、而して仲買人は或ひは他國商人若くは小賣人よりの注文を受け問屋より貨物を買入れて之れを販賣し、或ひは自己の計算を以つて問屋より買入れ粧飾製造等を加へ之れを他國商人若くは小賣人に販賣するを業務とし、仲買人にして他國商人若くは小賣人に販賣する商品は其の問屋より直ちに是等需用者に販賣するを得ず、又、仲買人は貨主より直接買入るゝことを得ざる等の慣例ありて、斯の如き規律は、海路を経由したる物品を取扱ふ商業に多し、即、米、雜穀、薪炭、砂糖、藍、肥物、油、生魚、干魚、鹽魚、鯉節、材木、竹、鐵、漆、藥、種、菜種等の類是れなり。然るに又問屋の業務と仲買の業務と全く相反せるものあり。此の仲間にて問屋と稱するものは他國荷主及び仲買人より貨物を買入れ之れに粧飾製造を加へて他國商人若くは小賣人に販賣し、仲買人は土地及び他國生産者より買入れて之れを問屋に販賣するものにして、即、砂糖、綿等を取扱ふ商業是れなり。又、職工を雇入れ或ひは職工に命じて物品製作等を爲さしめ、又は職工より買取りて之れを他國及び小賣人需用人等に販賣するものに亦同じく問屋と稱するものあり。吳

服、木綿等を取扱ふ商業に於けるが如く仲買人の手を経ずして直ちに小賣人若くは他國商人に販賣するものに問屋と稱するものあり。此の場合に於いて其の仲買人たるものは或ひは生産者より買入れて之れを問屋に賣渡し、或ひは問屋より買入れて之れを他國商人に賣捌くを常とす。其の他、繪、具、書籍、石等を取扱ふものは只何商と稱して問屋仲買の區別なく、總べて生産者及び荷主より買取りて一般に賣捌し、又問屋と云ひ仲買と稱するも其の業務の異なるに非ずして單に取引の大小によりて此の區別をなせるものあり。要するに問屋仲買の區別は商業の種類に隨ひて頗その趣を異にせるものと謂ふべし。而して兩者の資力に至りては一般仲買人は其の資力問屋に及ばずして自然附従の狀なきにあらずと雖、米穀等普通著名の商業に於いて仲買人は決して問屋の下に附従せるものにあらず、同等に對立して取引を爲し其の資力却りて問屋を凌駕するものあり。故に問屋にして仲買人に制せらるゝ例往々之れなきに非ざれども、吾が大阪に於いては資格並に營業の多寡等に於いて敢て差異あるを見ず。

又商業仲間にして問屋及び仲買の外に牙僮又は薦と稱する者あり、一種の賣買媒介人にして問屋と仲買との間に立ちて物品の性質を識別し、相場の取極等を周旋して手数料を收むる者なり。故に其の業務は一見仲買人の業務に異ならざるが如しと雖、仲買人の如く自己の資力を以つて物品を買取り之れを他方に疏通せしむる事能はず、全く一種の媒介人たるに過ぎざるなり。スアヒの語、蓋是に起る然れども此の媒介によりて利便を得ること少からざるを以つて、米商青物市場の如きは專これに依頼し、猶他に依頼する商業多く、各商とも多少此の類を有せり。卸賣とは小賣人に販賣するものゝ通稱にして、恰仲買人の別名の如し、然れども菓子、傘、提燈等の類の如きは別に問屋仲買等の稱呼なく、身づから製造したる品物を直ちに販賣して卸賣と稱せり。又小賣人とは仲買人より貨物を買受け需用者

の來たるを待ちて之れを販賣するものにして、商品の種類により問屋より直接買受けて販賣するものあり、而して賣薬、油等に在りては小賣人は多くは行商とす。

凡、地所家屋等の賣買に於いては昔時は或ひは町年寄、總年寄の公證を受け或ひは契約書を授受し、或ひは又證人を立つる等總べて法律に準據したりと雖、商業の一點に至りては古來おのづから習慣の存するあり、曾このことありしを見ず、即ち賣買兩者は立會の上價格を定め口約拍手を以つて賣買を結了するを常とし、一旦、双方拍手せし上は何等のことありとも決して之れが約束は動かさざりき。又時として賣買端書等を用ひしことありと雖、多くは賣主より買主に渡ししものにして、賣買双方之れを授受せしこと甚少なし。故に買主に於いて故意に紛議を提出することある時は、賣主は自記の帳簿を以つてするの外他に之れを辯ずる證據あらざりき。然りとはいへども從來の取引間おのづから信義の存せる、ありて、此の如き場合、殆、之れありしを見ず。蓋、其の證據なきを奇貨とし故意に破約等を爲すときは、忽、取引上の信用を失して遂に商業上の死人たるに終らざるべからざればなり。斯の如く大阪商人は各自信用と確實とを以つて商業を營みしが故に、或ひは價格を定めず賣買を締結することあり、或ひは見本のみを以つて取引を定むることあり、而して其の手附金を要するが如きは特に買者の信用薄きものに限り、普通の場合には極めて稀なり。故に昔時幕府に於いては大阪商人を優遇し、若地方の荷主商人等にして大阪商人に對し賣買上不實の事ありて之れを訴出する時は、町奉行所は直ちに之れが召喚方を其の地方の藏屋敷に達し、之れが審判を開くを例とせり。

賣買の慣習、問屋に於いて貨物を預りたる時は其の貨主より賣捌の委託あるに非ずば之れを賣買することなしと雖、時として價格昇降の機を測り私に之れを賣捌くことあり、之れをハタ賣と稱す。然れども問屋仲買の取引には各自己の名義を以つてするものなれば問屋に於いては預り品の故を

以つて引渡すことを得ざる場合に至りても、仲買は其の預り品なりや否やを知り得べきにあらざるを以つて猶その問屋に向かひて其の違約を責め直合金を要求することあり。又商品いまだ入荷せざるに先だち取引することあり、之れを先賣買と云ふ。此の賣買には素より商品の精粗善悪を判別すること能はずと雖、其の他の取引には現品を調査し其の性質品位等を認めて價格を定め、然る後賣買の約束をなす。現物取引即是れなり、然れども若能はざる時は見本を以つて其の概畧を示し、何れ積上り或ひは何所藏入等、物品の所在を確め賣買の約束を結ぶ。是れ即見本取引なり。又時として性質品位を定めず賣買の約束をなすことあり、例へば秩父織に付き何百反と云ふとも其の縮柄及び價格を定めず、時價に照らして割安のものを積送らんことを托するなり、之れを任注文と稱し、賣主は注文先の嗜好を計りて之れを輸送す。此の方法は平素最親密なる取引間に行はるゝものにして、若輸送後直ちに相場下落し、買主に於いて故意に品柄不適當或ひは價格不廉等の故を以つて之れを買入れざることは、賣主は已を得ず復これを引き戻さざるを得ざるを以つてなり。然れども見本取引の相場の昇降によりて時に或ひは紛議を生ずることなきを保し難きに拘はらず、任注文に在りては之れが紛議を生ずること甚稀少なりとす。而して又見本取引に於いて現品授受に際し双方立會のうへ先の見本品質相異なりたる時は買主は之れが引替を爲さしめ、若買主の之れを拒むときは買主に於いて其の取引を解除すと雖、甚しき差等あるにあらざれば之れが故障を容れざるを常とす。然れども時價の昇降によりては時として紛議を生ずることあり、此の場合には多く其の組合仲間の取締をなせるもの、立會はしめ之れを評價して以つて局を結ぶ、其の他國へ輸送せし貨物に就き地方の華主に於いて故障を唱ふるが如きときは、已ひを得ず直引をして終結するを常とす。元來故意に紛議を生せしむるは殊に吾が大阪商人の潔とせざる所なるを以つて、品位差等あるが如き故を以つて公判を經しはいま

だ聞かざる所なり。又商業の種類によりては最初見本を以つて賣買を約束すとも其の見本は賣主直ちに持歸る等の習慣あるを以つて、實際に於いて賣買の見本は後日の効驗大いに薄きが如し。

代金支拂は各商業仲間の規約并に習慣等によりて一定し難しと雖、之れを類別するに現金、三日延、十日延、三十日延又は一節季拂等とす。一節季とは即二月、四月、六月、八月、十月、十二月の各三十日仕拂なり。又其の長さものは二期、即六月、十二月の二期拂なれども、遠國との取引には一ヶ年以上を経過するものなきにあらざる、其の他、呉服、二番組等の如きは、大凡見積の入金をなして以つて其の取引を重ね、數年間之れが計算を爲さざるものあり、而して以上の内最多なるを一節季仕拂とす。賣買の約束整ひて商品を授受するに當り、實際の量目及び品位等級等を詳細に検査して授受すべき代金及び商品の實際を評記せしものを仕切書と云ふ。大阪に於いては問屋仲買間若くは問屋相互間、又は仲買相互間の賣買には之れが仕切書の授受を要することなしと雖、其の之れを授受する場合に於いては問屋は之れを荷主に渡し、仲買は之れを需用人及び他國商人に渡せり。左に普通仕切書の例を掲ぐ。(尚、箇々の慣習は後に同業組合沿革の部に記すべし。)

仕切書 (或ひは賣仕切)		個
一 此目方或ひは枡量		
内		風袋又は
正味		入目
十貫目或ひは壹石に付		引

金何程替
 此代金
 又金
 〆金
 右之通に御座候
 得意先宛

中仕賃或ひは荷造
 リ賃其の他入投

仕切書 (或ひは賣仕切)

一何々

此目方或ひは枡量

内

正味貫(枡)

十貫目(或ひは壹石)に付

金

此代金

内

金

風袋引或ひは
 目方引 個

口錢(或ひは手敷料)
 上荷賃

金 金 金
 小以
 差引
 金
 右賣拂代金悉皆御渡此表無出入相濟申候或ひは右之通に御座候
 荷主宛

水揚藏入仲仕賃
 藏敷
 目欠又は枡欠引

物品運搬の慣習。各地荷主の荷物を送るに方りては、荷主の上乗し來たるものと送狀を附して船頭に一任し來たるものとあり、又、手板帳と稱し船中の總荷物を纏めて積込間屋より荷受間屋へ送る品附帳あり、而して出帆せんとする時は廻船問屋より其の期日を各荷主へ通じて荷物を蒐集するを常とすれども、或ひは船頭の各荷主に就きて之れを買入ることありき。又、船主若くは船頭の歸途買入物品の代金拂渡の方法は、或ひは往航に於いて輸致し來たりし荷物代金と差引を爲すことあり或ひは現金を支拂ふことあり、其の他、信用の如何によりては内金を入れて決算を後期に延ばす等種々ありき。然るに菱垣船又は櫓船の如きは其の使用せるもの多くは貸船なりしを以つて金錢の授受は運賃の一にのみ止まりしが、大阪より江戸に回漕するを主とし江戸より大阪に回漕するを副となししが故に、運賃もまた副は正の半格を通例とし、其の授受は回着後その港に於いて仕拂ふを常としたりき。然れども又時としては航海中の費用に充てんがため其の幾分を前借し、歸航の上決算するものな

きに非ず。又、問屋間の決算は其の都度飛脚便に托するを例とせり。

問屋の荷物代金を荷主に支拂はざるとき、又、荷物運送中盗難に罹りたるときは、其の最寄奉行所若くは代官所へ口頭又は書面に年寄の奥印を受け、又、問屋と船主との連名等にて訴訟せしが、盗難等に罹りたる損失は元來船頭の責任に屬するものなりといへども、彼等多くは無資産なるを以つて之れを荷主若くは問屋に於いて賠償するを常とし、又、往々にして荷主の負擔となすものありと雖斯するときは、再その問屋に委託せざるを以つて止むなく、其の多くは問屋の負擔とし、即時半額を賠償し、他は漸次に返済するを以つて習慣としたりき。又、船の難波によりて破損せし物品は、或ひは荷主と協議し歩引等にて賣卸することあり、或ひは注文品は荷受主の損害に歸せしめて積附ヶ荷のみ荷主の負擔となし、或ひは總べて荷主の損害に歸せしめしことあれども、又、淀川通への如きは難船地より直ちに問屋に通報し、問屋は荷主を集め協議して、残物を賣却し、積荷の多寡に比例して之れを配當し、若くは荷主の其の荷物を引取る定なりき。然れども、維新以降、海運の發達と共に其の慣習一變し、又、船舶の如き漸次その數を減却し、以上小廻船、乗合船を除くの外は、いづれも其の跡を絶つに至れり。以下少しく交通機關を説かん。

維新後に至りては、世運の發達は交通機關の完備を促し、殊に我が大阪の如きは四通八達の便遙かに兩京の右に在り、然れども其の詳細は之れを交通機關の部に譲り、今は專、商業に關せるもののみを概説せんとす。

大阪に通ずる鐵道を大別して三とす。越前敦賀より北陸線により江州米原に出で、米原より官線によりて梅田驛に達するものと、米原より彦根に出で彦根より近江鐵道によりて貴生川に達し、更に關西鐵道により奈良を経て大阪難波驛に至るものと、奈良より王子に出で天王寺を経て湊町驛に達する

ものと是れなり。然るに近江鐵道より關西鐵道に聯絡するもの最徑路にして、且、賃金の比較的低廉なるを以つて近來は之れに依るもの最多く、官線を経るもの極めて少し。又、海運に於いては敦賀より馬關を迂回して大阪に達する郵船會社の日本海航路あれども、其の迂回あるがため十中八九は陸運に依れり。又、東海道よりするものに名古屋より官線及び關西の兩鐵道あれども、賃金低廉なるが爲その多くは後者に依り、又、海運に於いては伊勢地方よりするものに汽車に依るものなく、總べて商船會社の熱田航路を取り、東京よりするものは東海道鐵道に依るもの極めて少なく、大部分は郵船航路に依れり。是れ皆運賃低廉なるに因る。又、山陰道の貨物には丹波舞鶴より河船によりて丹波福知山に達し、同所の阪鶴鐵道によりて來たるものと、但馬生野より播州姫路に至りて山陽鐵道に積み換へらるゝものと、美作津山より岡山に至るものと、三路あれども、共に僅に沿道地方の貨物を積み取るに止まり、却りて舞鶴及び伯州境港より商船會社の西廻り汽船に搭載せられ、馬關を回りて大阪に達するものを多しとす。又、山陽道の貨物は元來悉、海運によりしが、近年、山陽鐵道の貨物運送に勉むる結果として陸運四、海運六の比たり。四國よりするものは無論全部海運に屬し、其の内海に關せる部分は宇和島、多度津、高松等の諸港より商船會社若くは宇和島、朝日等の汽船會社汽船に搭載せられ、太平洋に面せる部分は高知及び須崎等より四國の東岸航路汽船に積み、又、紀州よりするものは南海鐵道により難波驛に達するものと、汽船に仍るものとあり。又、九州よりするものは其の北半部、即、筑前、筑後、豊前、肥前、肥後等の諸國は九州鐵道によりて門司に運送し、門司より馬關に達して山陽鐵道に仍るものと、長崎、唐津、博多等より汽船に搭載し來たるものと、又、門司より直ちに來たるものと、三路あり。又、其の南半部、即、豊後、日向、薩摩等はいまだ鐵路の敷設なきを以つて、鹿兒島、細島等の諸港より汽船に搭載して直航するもの、其の大半を占む、而して九州全般より概観すれば、其の十中七は海運と見るとも大過な

るべし。是れ畢竟するに一は鐵道の汽船に比して賃金の高價なると、一は固有産物たる石炭及び米の如きは其の容量の過大にして其の枿減りを來たすが爲なるを以つてなり。

要するに關西の地は左右に日本海と太平洋とを扣へて其の中間に瀬戸内海を入れ、加ふるに海岸線屈曲して各地共に良港を有し、海運の便頗多ければ隨ひて大阪に輸致せらるゝ貨物の約十中の七は皆海運に仍れり。今、最近の調査に依れば陸運に依るもの八十七萬噸、海運に依るもの二百五十七萬噸にして、即、海運は陸運の三倍弱に當れり。然れども大阪より各地へ輸送せらるゝ貨物に至りては稍その趣を異にし、陸運は一百三十萬噸、海運は一百萬噸にして、陸運の海運より多きこと三十萬噸を示せり。是れ畢竟輸送し來たる貨物は主として原料品若くは粗製品にして、速達を要するもの少なきに反し、發送するものは概精製品にして速達を要するもの多きを以つてなり。左に寛永年中の船賃と現今の汽船賃を示し、且、重要貨物に關する二三の事項を表記せんとす。但、寛永年中なるは最古のものにして、和船は今に此れを標準とし甚しく異なる事なし。

と寛永四年上荷船茶船運賃定制札之寫

- 一 上荷船從一洲大阪中船着迄米壹斗壹升
- 一 木津川の御番所並小通り々大阪中船着迄米六升
- 一 傳法並木津川の霞ハツレ々大阪中船着迄米八升
- 一 土佐堀江戸堀京町堀々上堀川中米四升五合
- 一 七郎右衛門堀兩國橋筑前橋々上堀川中米四升
- 一 京橋迄米四升五合天滿中三升五合
- 一 小濱中米三升

一 梅檀木橋上下々上堀川中米三升

天滿中米三升京橋迄米四升

一 上堀川中々天滿中米三升

京橋迄米三升五合

一 長堀中々上堀川中米四升

北濱中米四升五合天滿中米五升京橋迄米六升

七郎右衛門堀中米三升土佐堀中米四升

一 北濱中々下リ荷物博勢迄米四升五合傳法迄米五升

一 上堀川中々下リ荷物博勢迄米五升傳法迄米六升五合

一 大阪中々堺津迄銀三匁

一 大阪中々尼ヶ崎迄銀二匁

一 壹艘之荷物所々ニ有之共荷主次第積可申事

一 川口並大阪中ニオ井テ一番貳番船之無差別荷主相對次第タルヘキ事

一 田舎船川口へ入候刻大風吹候時分無油斷上荷船可出事

一 船破損之時無油斷上荷船出シ人ヲ助ケ并ニ上荷物取上ケ荷主方へ相渡事

一同破損之荷物少シモ隠シ取問敷事

右 上荷船運賃直段可相守此旨者也仍如件

正徳元年五月 日

右ハ寛永四年ニ御建ル事

元祿九年ニ御書改

明治三十三年度に於ける大阪川口より各港に至る荷物汽船賃金表

北條安房守
鈴木飛彈守

六四

國名	着港名	酒大樽一個に付き	砂糖大樽一個に付き	鹹魚一俵に付き	油四斗一樽に付き	二十包入に付き	藍染一俵に付き	四洋打箱酒	五才の物	五才の物	一掃十貫目一個に付き	穀物一石に付き
備後	高松、多度津	一八	一八	一八	一〇	一六	九	一五	一五	一五	一八	二〇
讃岐	高松、多度津	一八	一八	一八	一〇	一六	九	一五	一五	一五	一八	二〇
安藝	高松、多度津	一八	一八	一八	一〇	一六	九	一五	一五	一五	一八	二〇
安芸	高松、多度津	一八	一八	一八	一〇	一六	九	一五	一五	一五	一八	二〇
長門	馬關	二二	二二	二二	一三	一九	一〇	一八	一八	一八	二一	二三
豊前	門司	二二	二二	二二	一三	一九	一〇	一八	一八	一八	二一	二三
筑前	博多	三五	三五	三五	一五	二二	一〇	一九	一九	一九	二二	二四
肥前	三浦	四〇	四〇	四〇	二〇	二七	一〇	二四	二四	二四	二七	二九
肥前	三浦	四〇	四〇	四〇	二〇	二七	一〇	二四	二四	二四	二七	二九
伊豫	今治、三津濱	一九	一九	一九	一〇	一六	八	一四	一四	一四	一七	一九
伊豫	今治、三津濱	一九	一九	一九	一〇	一六	八	一四	一四	一四	一七	一九
伊豫	今治、三津濱	一九	一九	一九	一〇	一六	八	一四	一四	一四	一七	一九
伊豫	今治、三津濱	一九	一九	一九	一〇	一六	八	一四	一四	一四	一七	一九
豊後	白杵、佐伯	二六	二六	二六	一三	一九	一〇	一八	一八	一八	二一	二三
日向	土々呂、細島	二九	二九	二九	一六	二二	一〇	二〇	二〇	二〇	二三	二五

品目	數量	價格	仕出地	仕向地
阿波徳島	一三	一〇	八	一三
紀伊歌山	一〇	一〇	八	一三
淡路島良	一〇	九	九	一三
大島津島	四〇	四〇	三五	三五
琉球大島	六八	六八	六〇	三五
長門仙崎	三六	三六	二八	二八
石見境	三八	三八	二〇	二〇
臺灣基隆	七〇	七〇	三〇	三〇
臺灣安平	一七	一七	五	五
臺灣澎湖	一〇	一〇	五	五
臺灣打狗	一七	一七	五	五
韓國釜山	八	八	三	三
韓國木浦	一〇	八	四	四
韓國南浦	一四	一〇	六	六

總説

六五

明治三十三年中大阪市に於ける重要貨物其の仕出地及び仕向地

備考
數量は噸、價格は圓を以
つて各單位とす

米	仕出地	仕向地
一〇〇〇〇〇石	山陽道、九州、畿内、山陰道、及び韓國	神戸、畿内、東海道、大阪
一三三三三〇〇圓		

品目	數量	價格	仕出地	仕向地
大豆	500,000石	1,300,000	九州、北海道、韓國、支那	畿内、伊勢、尾張、大阪
砂糖	1,000,000	1,300,000	外國及び薩摩、讚岐、長門其他	静岡以西及び東海、北陸
茶油	1,600,000	—	畿内、東山道及び江州	畿内、九州、東海、大阪
生魚乾	800,000	—	山陽道、尾張、和泉、東京	京都、大阪、韓國、露領亞細亞、歐洲
和酒	5,000,000	6,500,000	南海道、山陽道、北海道、豐後、三河、駿河	京都、大和、大阪
葉煙草	5,000,000	5,000,000	攝津、和泉、大和、紀州、大阪	東海道、長州、紀州、山陽、大阪、韓國
紙卷煙草	6,000,000	7,000,000	東京、四國、薩摩、備中、備後	京都、大阪
綿糸	1,000,000	1,700,000	京都、神戸、東京其他各地	韓國、關西一帶
綿織物	1,900,000	—	神戸より外國及び各地の内國産	京都、大和、河内、伊勢、尾張、東京、南海道、大阪、韓國
絹織物	—	3,000,000	大阪府下其他	支那、朝鮮及び神戸、和泉、大和、大阪其他
毛織物	—	2,000,000	和泉、河内、大和、神戸、東京、下野、山陽、南海	支那、朝鮮、南海道、九州、大阪
履物及び其の材料	—	1,000,000	京都、東京、紀州	京都、九州、大阪
小間物類	—	2,000,000	外國品にして神戸	東京、大阪及各地
漆器	—	1,500,000	大和、伯耆、出雲、山陽道	大和、伯耆、出雲、山陽道、東京、大阪
磁器	—	3,000,000	外國品は神戸、東京より内國品は山陽道	北陸、山陽、南海、九州、大阪
陶器	—	1,000,000	大和、尾張、能登其他山陽、南海、九州	京都、北陸、山陽、九州、南海、大阪
	—	1,000,000	豐後、備中、備後、大和	東京、南海、山陽、北陸、大阪
	—	8,000,000	尾張、伊賀、伊勢、京都、肥前、伊豫	神戸、京都、九州、南海、支那、朝鮮其他諸外國

品目	數量	價格	仕出地	仕向地
硝子器	—	8,000,000	畿内	北海道、九州、東京、大阪、清國、韓國
燐寸	—	2,000,000	大阪	清國、韓國、印度、山陽、南海、西海、大阪
鐵製機械類	—	10,000,000	外國品は神戸より其他備前、豐後	神戸、東京、大阪
金銀	9,500	1,000,000	外國品は神戸より其他東京、山陽、九州、北陸	九州、北陸、山陽、大阪
鐵製機械類	3,000	3,000,000	薩摩、韓國、神戸、出雲	神戸、東京、韓國、大阪其他諸外國
樟腦	1,000,000	1,000,000	神戶、東京	畿内、東京、北陸、山陽、南海、九州、大阪
藍及漆	1,000,000	1,000,000	臺灣産は神戸より	神戸、東京、大阪
種油	1,000,000	1,000,000	阿波其他	畿内、山陽及伊豫、大阪
石油	—	1,000,000	神戶、北陸、九州	神戸、山陰、九州、大阪
和紙	—	1,000,000	外國品は神戸より内國品は北陸より	畿内、南海、大阪
洋紙及び模造品	—	2,000,000	畿内、山陽	東海道、大阪
生草	1,000,000	2,000,000	外國品は神戸より模造品は遠州、駿州、東海	全國一般
木材	1,000,000	2,000,000	韓國、薩摩、東京、山陽、北海道	神戸、東京、南海、九州、大阪
木炭	3,500,000	3,500,000	神戶、尾張、丹波、日向、北海道、薩摩、越中、伊勢	畿内、東山、山陽、大阪
石炭	—	2,000,000	畿内、南海、日向	畿内、大阪
魚肥	—	1,000,000	九州、長州、紀伊	畿内、近江、大阪
人造肥料	—	2,000,000	北海道、朝鮮	畿内、南海、大阪、其他
	—	2,000,000	河内	東京其他畿内、南海、山陽、九州、東海、大阪

品目	數量	價格	仕出地	仕向地
雜貨		二五〇〇〇〇 三五〇〇〇〇	外國品は神戸より内國品は山陽より 外國品は神戸、及び東京より其他大和、越中、 尾張、越前	山陽、京都、東京、尾張、九州 京都、神戸、尾張、越中、山陽、南海、九州、大阪

商家雇人使用法。商家の雇人たる、肆店の大小賣買の繁閑或いは商業の種類等により其の人員に多少あり雇人に異同あるは素より免かれざる所にして之れを一概に論ずること能はずと雖、今、古來普通著名の物品を取扱ふ商家が使用せる雇人に就きて聊その一斑を述べんとす。

商家に於いて最初雇入るゝものを丁稚と云ふ。此の丁稚雇入の方法は家々により多少の相違ありて、巨商に於いては多くは其の別家中の子弟を雇入れ、之れを譜代子畜といひ、若別家中の子弟に不足あらば他家に就きて雇入るゝことあり、之れを亦子畜と稱し、幼年より雇入れしものならば兩者共その昇進に於いて異なることなしと雖、過誤失策等の責に至りては少しく異同あるを免れず。且、雇入に際して別家中の子弟は請狀を要せざれども、他よりするものには其の親元及び親類の連印せし請狀を出ださしむるを常とす。而して他より雇入るゝには甚長男を好まず。是れ中年に至り去りて自家の業に就くを以つて後年使用の見込なきに因れり。又尋常の商家にして別家なきものは或いは縁故ある家より採り、若然らずば全く他人の子弟を求めて之れを雇入れ、請狀を出ださしむること亦前者に同じ。雇入年齢は何れも十歳前後にして、専店頭の雑務に使用し、其の最幼稚なるものは煙草盆の掃除、庖厨の雜役主人の陪從或いは送迎等のことに使用し、稍事に馴れ或いは少しく長ずるに及びて近傍の走使等を爲さしむ。其の異名を小僧といひ、又坊主と稱し、通例之れを小供と呼べり。漸長じて十五六歳に至れば半元服となして半人前と見做し、額に角を入れ半ば手代の業、即荷物金錢授受等を兼ねしめ、

且、幼名を改め主家手代以上の通名を命ず。然れども素より店頭の使用は免れざるなり。又、普通商人たるものは丁稚より成立するに非ずば商畧を會得し難きを以つて、資産に富み多くの雇人を使用する者の子弟といへども猶これを他家へ遣り丁稚を勤めしむるもの多しとす。又、主家に於いては總べて丁稚中、煙具を用ひ羽織を着するを禁じ、雪踏、木履の外、駒下駄の類を穿つことを許さざる等の慣習なり。而して手代となりたる後は是等を許すと雖、半人前の内は依然これを許さざるもの多し。又、丁稚の衣食は總べて主人の負擔にして教育の如き亦その責任に屬し、固より無給なれども或いは家に由りては小遣錢を與へ或ひは親の衣服用具等一切支辨するものなきに非ず。又、往年、天王寺屋五兵衛の店にては代々丁稚に振袖の衣類を着用せしめ、鴻池善右衛門の店にては萌黃裏の衣類を着用せしめきと云ふ。

丁稚の半人前より昇等せしものを手代と云ふ。多くは十八九歳以上なれども昇等より三年間はなほ半人前の仲間と均しく使役せられ、親疎の別なく必本人の親元及び親類連印の契約證文を差入れしむ。職務は支配人或ひは番頭の指揮に従ひて仕入方賣捌方等に奔走するに在りて、又、取引に關し其の意見を立つることあり。而して此の時若失敗する事あらば支配人或ひは番頭の呵責を受くることあり。れども決して之れが償却等を要せざるのみならず、甚しき失敗ならざる以上は教訓を加へ益々熱心に従事せしむるのみ蓋この馳出シの手代にして失敗あるは屢々なりと雖、之れをして其の見込を立てしめざる時は後日に至り商況大いに萎凋し悉之れを他人に依頼し獨立して大なる畫策を建つること能はざるべきを以つてなり。又、店頭にありて種々取引をなし又客の待遇をなし或ひは其の職とせる帳簿を執り或ひは出納を掌るものあり、又、之れを檢査するものあれども、或ひは主人の外用を代理するものあり、公事に奔走するものあり、或ひは又賄方を司るものある等、其の役々數種にして家毎

に異同あり且其の役柄の輕重によりて進退陟黜等また同じからざるは勿論なり。
 手代の更に昇級せしものを支配人と云ふ。是れ一店商業の總宰にして其の責任最重く、主家商業の盛衰は擧げて之れが商略の如何に在り、故に甚しきに至りては一家の商權及び家政を擧げて之れに負擔せしめ、若其の主人にして放逸等の行ある時は或ひは之れが制限を立つる等の事あり、而して家によりて支配人を置かず手代の筆頭をして之れが任に當らしむる事ありといへども、其の權限は毫も支配人と異なることなし、然れども巨商の支配人の上に別家を置き萬般の事務を總宰せしむるものに在りては、支配人の權力は減殺せられて猶手代に異ならず、而して此の別家と稱する者は雇人の次第に昇等して終に通ヒ奉公となりしものにして、恰一種の役名の如くなりしものなり、別家に二種あり、一は巨商の雇人にして其の身一代は勿論子々孫々に至る迄その主家に仕へ、其の家政より一身上の進退に至るまで皆主家の指揮に従はざるを得ず、且子孫みな次第に主家に仕へ漸次昇等して別家に昇れば素より其の家を相續するは普通の如しと雖、若放蕩或ひは他の事故ありて昇等し能はざるときは他の子弟の昇等せしものをして其の家を相續せしむる等の例あり、他の一は中等商家の雇人にして、同じく別家を許されて主家より資産の基を得、終身奉仕せず去りて自己の業を執るものなり、然れどもなほ子々孫々主従の義を失はず、其の主人の暖簾を店頭に掲ぐ、之れを何本店の一統と稱す、而して其の仲間の定により其の主人と同業を營むを得るものありと雖、又得ざるものあり、若同業の商店を開くときは或ひは其の華主を分與し或ひは其の商業仲間に加えせしめらる、其の仲間加入には各規約ありて種々異同ありと雖、多くは丁稚より二十年間無事精勤の後初めて別家し、其の主人の照會を以つて同業を營むを得るものたり、今、兩替商の手代別家して同業を出店する舊來の沿革及び一例を擧げん。

兩替屋の手代にして別家を許され其の主人より仲間加入を其の行司に出願する時は、行司は勤年數の相違なしや否やを糺して直ちに本人の印形を印形帳に差加へしが、享保十一年に其の手續を改め主人方より組合へ通達し、組合よりは年數の誤らざるを證し主人の願書に添へて月行司の奥印を請ひ、毎月會合のとき月行司同道にて出願し、行司は猶これが吟味を遂げ然る後仲間の判形帳に差加ふることとなれり、今、其の組合行司添へ差紙の按を示せば左の如し。
 一何屋誰手代何右衛門此度主人ヨリ何町何丁目へ兩替店出サセ申候此者主人方年數何程相勤メ申候段吟味相違無、御座候若吟味ノ上紛敷義御座候ハ、主人ハ不及申銘々組合中仲間判形御除可被成候以上

年號月日

何町何組月行司

誰 誰

本兩替

仲間行司中

又別家若くは支配人にして主家の存亡に關するが如き大事に就き甚しき勤勞あるものは稱して親類並と云ひ、一統中最權力を有し、主家に祝儀其の他の事あるときは客座敷の下席に班して諸親類と共に之れに陪するを得、然れども其の他の雇人は此の榮なし、而して親類並の稱を與ふるときは主家親類之れが協議を遂ぐる等の事あれども、一たび得たる後は子々孫々永く主家の客分の如く、又主家の商業の損失其の他の事故に因りて危急存亡に陥る事あらば別家に於いて其の資財を以つて之れを補ひ、始終主家と存亡を一にするを例とす。

番頭と稱するものは全く世俗普通手代の上に位するもの、稱呼とすれども、支配人の店頭に坐するときは支配人を指して番頭と呼び、支配人を置かざる商店は手代の上席なるものを番頭と呼ぶ。蓋し一種の役名なり。又二番々頭三番々頭と云ふが如きも皆番頭の副員にして、之れが補佐たるものとす。雇人に中年と云ふものあり、即元服を加へたる後に雇入れらるるものにして、多くは一店重要な事務を擔任することを得ず、且同輩中に於いても子畜より昇等したる者より多少蔑如せらるるが如き情あるを免かれずと雖、精勤その期年を終はらば主人の暖簾のみを分與せらるるを例とす。之れを暖簾下と云ふ。又子畜にても其の勤務中罪ありて一旦放逐せられ悔悟の上歸參したるものも亦この例にして、共に資産を分かれたるものなり。總べて雇人中不正の廉あるものは之れに謹慎或ひは禁足を命じ、又等級を降下し或ひは昇等の期を延ばし、又所有品を没收し其の身を放逐する等の法あり。而して主家を放逐せられ或ひは事故ありて一旦主家を去りたるものは、舊主家と同業なる他の家に於いても容易に之れを使用せざるを例とし、若、之れを使用せんとせば之れを舊主家に照會し、承諾を得初めて之れを雇入るゝなり。然れども全く使用せざるを普通とす。

大阪商家雇人普通の舊慣習は大畧以上の如しと雖、家々に依り猶多少の異同あり。茲に鴻池三井、廣岡殿村の四家に就き店政の異なるもの數條を叙述せん。

鴻池 鴻池にては丁稚雇入の年齢を十三歳とす。故に別家中の子弟にして年齢合格のものあるときは必左の書面を其の父兄より本店支配人に差出だし、支配人は之れを主人に提出して其の裁可を得然る後雇入るゝを例とす。

覺（或ひは扣）

一私伴二男或ヒハ弟誰ト申者儀今年十三歳ニ罷成候間御店へ出勤爲仕

度候ニ付御間濟被下候様此段奉願候以上

年月日

支配人誰殿

何屋何兵衛

丁稚は主家より衣食を給せらるゝ外無給にして手代以上に至り初めて手當を受く。其の最下等なるは每一節季銀五六十目前後とす。又手代となりてより二十箇年を経て支配人見習となり、後二三年を経て全く支配人となり、更に二三年を経て初めて別家を許さる。之れを別宅支配人と云ふ。但、支配人見習以上に昇等するは子畜の者に限り、中年手代にして多年恪勤のものは之れを別宅せしめて別宅手代と云ふ。而して手代は總べて若者と呼び、支配人のいまだ別宅せざるものは部屋住と云ひ、支配人及び別宅手代より以下は妻を娶ることを許さず。又、一店の元締方は總べて支配人之れを負擔すと雖も、た之れを細別し、平小供の取締方は半元服の者に任じ、半元服の者は手代をして之れを管せしめ、而して手代以上は支配人之れを直轄し以つて錯誤なからしむ。又雇人中甚しき不正不直の振舞ありて放逐せられし者は終身主人に面するを許さず。是れ其の雇人のみな譜代たるを以つてなり。又、諸雇人は總べて其の名前に主人と同一の文字を用ふるを得ず。

手代の中一人臺所賄と稱する役あり。女子の爲し能はざる奥向の用途及び奥と店とに關係ある事務に役せらるるものにして、此の臺所賄の外、諸雇人は内外互に通路することを禁せり。

三井 三井は東京京都大阪共に吳服と兩替との二店ありて稱して吳服の三本店、兩替の三本店といひ、其の他は三府の内外を問はずみな連店と稱せり。而して吳服店は殊に多くの人員を要するが故に甲乙を論せず、缺員あらば直ちに之れを雇補すれども、兩替店の如きは總べて譜代、即別家中の子弟のみを出勤せしむるを例とし、若、譜代中年合格の者なき時は其の別家の親類中にして身元正しき者

を擧げて之れに別家の名義を被ひしめ、更に其の本人の親類及び其の本人の假親となりし別家とも連印の假請狀を差出ださしむ。但、全くの譜代は之れを要せず。然れども一たび出勤せし後は均しく同等の權利にして只其の名目を借りしに止まれり。又、兄弟共に一店に奉公するを許さず。若、均しく願出づることあらば一人は他の一店へ轉せしめて使用するを例とせり。

平手代十年の年季を勤め上ぐれば之れを役人と呼び役名を負はしむ。即、手代の上を上座とし上座より進みて役頭となり役頭より進みて組頭となり、更に進めば即支配人なり。各組頭は店中の總員を分轄して之れが動作品行を支配し、支配人は又一に支配役といひ都べて小供より此處に至るまで一店に詰切にして之れを詰切の頭とす。而して上座は大凡三年を以つて昇等期限とすれども本人の智愚敏鈍により多少の差異あるは勿論なり。又、上座以上には時として一箇年許の格を用ふることもあり。是れ既に昇等すべき時なれども幾多の過誤失策ありしによるものなり。又、上座以上は過失なくとも毎年一度退身を出願するを例とす。又、支配役は一店の名前にして代々一名を受續ぐを例とし一店の事務を總轄す。然れども猶その上に立つものゝ指揮に従はざるを得ず。支配役を勤むる事一二年に至らば時として通勤を許さるゝことあり。支配役進めば後見人にして後見人より其の別宅となり、後見人より上を老分と稱し之れより暖簾を分かち譜代と稱す。後見人進めば即名代にして俗に平名代と稱し、平名代の上は勘定名代たり。勘定名代迄は其の詰め居る一店のみ事務を總轄する任なれども、連店の小なるものに至りては支配役迄に止まるを多しとし、勘定名代等の詰切りて擔當する店は最大なるものなり。然れどもなほ名前人は支配役にあり、勘定名代より元方名代となる。この元方名代よりは何れの店に詰め居るとも一店のみ事務に關せず各店の事務を聞知するなり。元方名代より進みて加判名代となり、加判名代より進みて取締となり、取締より進みて大取締となる順序なれども、大取締

締は極度の役名にして頗長壽の者か或ひは大勤勞ある者にあらずば此の役に登ること難し。三井家創よりてより以來この役に至りしもの僅に五六名に過ぎず。多くは死後この役名を贈り以つて生前の功に酬ゆるものとす。

廣岡。廣岡の雇人は丁稚より手代となるとき必元服を加へ、主人より麻上下一具、脇指一口、黒袖紋付一領(家の定紋に葉)及び羽織を與へ、夏日ならば浴衣を添へ且妻を娶ることを聽し一月六回自宅に歸宿することを許す。但、中年の者は勿論別家外より雇入れしものは妻を娶り歸宿することを聽さず。且この紋付をも得ること能はず。而して手代中の諸掛り役は種々の區別ありと雖、獨、出納方のみは子畜より成立ちし者に非ずば之れに充つるを聽さず。是れ其の金銀を取扱ふ役なればなり。故に支配人は時日を定めず突然その帳簿を檢し不正の廉あらば親元をして之れを償はしめ、若その不正にして甚しきものならば預ケと稱し親元へ遣りて禁足せしめ時としては其の親の出勤をも停むることあり。而して償却了らば二たび出勤を許すことあれども決して出納掛に再任することなし。又、別家を許されし者には主人より桐長持一棹、絹蒲團二枚、同夜着一枚、朱塗の行燈等を與へ別に別家代銀若干を支給す。又、他より雇入れたるものにして子畜より成立せしものは別家支配となりて後初めて家を構ふるを得、先店の隣に一軒の貸家あり之れを出世屋敷と稱し、まづ爰に本人の名前を附け置き更に住所を索め妻を迎へ然る後全く別家せしむ。

毎年正月十一日を帳祝と稱し、諸帳簿の上書きをなすを例とす。但、四日を用始と稱し當日より之れを使用すれども、此の日に至るまで上書きをなさざるなり。格勤者を昇等せしむる亦此の日を以つてし、或ひは賞擧として衣服料を給し、殊に手代以上にして最勤勉の者には主人の着せし紋付の羽織を與ふ。是れ實に雇人の最榮とする所たり。又、同日を以つて支配本別家へ羽織一枚づつを與へ、中年入りの

者には丸に寫の葉の黒紬紋付を與ふ。是れ第一の榮譽とする所にして、子蓄のもの、元服の時受くる物と同品なり。

本別家、支配及び支配見習等は祝儀不祝儀のとき親類の次席に坐し、其の以外の者は之れに列するを得しめず。又、毎年十二月大晦日には主人より小供以上支配以下一同に杯を與へ、終夜店頭にて酒を飲み歡を盡さしむ。

正月元日には主人自身本別家へ年禮に行くを例とし、本別家は主人の來たるを見るや、跳にて店に下りて之れを出迎へ禮を受け、後、復、主人の家に行き祝儀の意を表するため扇子料銀壹兩、即、四匁三分を納む。又、十二月二十八日には主家に於いて本別家の店前に盛砂をなし、小豆大豆箸紙等を與ふるを例とせり。

殿村。殿村は丁稚雇入の年齢を十一歳とす。皆別家中の子弟にして、其の雇入の際頭髪を剃るを以つて之れを坊主と呼べり。坊主進みて合惣となり竹の節となり、又、半元服となる。皆其の頭髪の形状による。十六歳乃至十八歳迄の間に手代となり、後、元服を加へ三ヶ年間は小供と同權にして無役たり。然れども元服後は一月六回歸宿することを聽し、又、妻を娶らしむる等廣岡の例に同じ。而して事無く諸役を歴ば終に進みて出納方となる。この時主家に於いては本人の爲に豫ねて積金をなし、以つて別家せし日に與ふ。其の積金の方法は、最初主家資財中若干の金を以つて之れを主家の負債と見做し、借帳に登記して利倍を附し三ヶ年を経て後本人を支配役に昇等せしめて更に若干の金を増し同法を以つて之れを積置き、三年を経前後通じて六ヶ年にして本人を別宅せしむる時元金を控除し主家負債を償却し其の利子のみを以つて別宅の資本に充つ。其の金額大凡二百兩以上に上ると云ふ。而して別家に二種あり、一を若別家と云ひ他を老分と云ふ。前者は老分の下に立つものにして定員なしと雖後者

は必三人とす。之れ亦共に一種の役名にして、老分は即一店の總宰たり。故に、中年ものは決して老分とすることを得ず。尤別家を許すといへども之れを四軒屋と稱し以つて子畜より成立せしものと區別せり。この四軒屋と稱するものは主人との關係極めて薄くして給金も少なく、殊に主家の商事に關係せしめず臺所の賄方のみを總轄せしめ祝儀不祝儀等の奔走を勤めしめ若別家中の一人をして之れを取締らしむ。但、この四軒屋と云ふは、往年此の類のもの四軒ありしにより今に其の名稱を存するものにして其の人員には定限なし。

別家せしものは總べて幾分の金員を平素主人に預け之れを大裏と呼ぶ。是れ其の金高を主家に於いて一々大福帳の裏に登記し置くによる。而して主人は之れに對して年々利子を拂ふを以つて互に大裏の多きを羨むこと、恰、今日の公債證書を所持せるが如し。但、其の利子は僅々一割に充たず。又、年賦方と稱して年賦帳一冊あり、年賦にて貸したる金銭の出入を登記するものにして、總べての雇人及び出入の諸商人或ひは男女の一年雇等に至る迄貧困に陥りたるものに百兩以下の金員を無利息年賦にて貸與ふるを云ふ。而して證書のあるを以つて決して督促することなしと雖年々出に比して入の多きは恩に感じて不實をなす者少きを以つてなり。又、主人より其の親類へ使者を送るには總べて姓名を記すれども、別家へは名のみを記し、四軒屋及び出入商人或ひは舊の下男等の如き者には本家のみ稱せり。

第一章 内國商業

第一節 藏屋敷

第一款 藏屋敷

藏屋敷とは昔時諸國侯伯及び幕府旗下の士にして大阪に所有せし邸第を云ふ。然れどもこれ公然藩有の邸と稱すべきものにあらず。皆市人の所有せる宅を借りて其の市人の名義を幕府に届け、何藩藏屋敷と稱して諸役銀を納めしものにして其の市人を稱して名代と云ふ。是れ當時幕府の制として各藩は邸第を大阪に所有することを得ざりしに因れりといへども、而も松山藩松平津藩津藩和の二藩は幕府より其の邸を附與せられて公然の所有者なりと云ひ、又紀州藩の如きは大阪の外に猶之れを堺にも置けりと云ふ。而して其の理由は明らかならざれども其の組織に至りては各藩と同一なりしが如し。又各藩藏屋敷には名代の外に藏元、銀掛屋と稱するもの、附屬せるありて物産の販賣又は其の代金の收納勘定等を掌り、藩地よりは定詰め或ひは一年交代を以て役吏を派遣し、留守居役と稱して之れが監督をなさしむる定なりき。

又掛屋と稱するものありき。これ物産の販賣代金を收納する處にして一種の營業所、即藏元の出張所に該當するものと見て不可なきなり。故に商人の便利を計りては或ひは二ヶ所に有せしものあり。要するに藏屋敷は藩主即生産者専有の倉庫又は其の營業所にして、當時物産販賣上極めて必要に且商人に於いても取引上の機關として欠くべからざるものなりしが如し。

右の如くなるを以て諸藩藏屋敷は毫も政略上の意味を有せしにあらず。唯全く其の藩の經濟を立つる用に供せしものなることは、猶藏屋敷の増減あるに依りても知るを得べし。殊に嘉永年中に加藩藏屋敷留守居役人と大阪町奉行との間に起こりし一事は最よくこの間の消息を明らかにするものなるべし。同年中外國軍艦の大阪灣に碇泊するや、各藩藏屋敷役人は皆安治川口を警戒せり。然るに加

第二款 藏屋敷の起源附藏屋敷の位置等

州藩屋敷のみは其の警固に加はらざりしかば大阪町奉行は之れを屋敷留守居役人に詰問せしに役人答へて云はく、由來藏屋敷は物産販賣の爲に設けしものにして警固等に當るべき性質を有せるものにあらず。若警固を要すべきものあらば本藩より直ちに武人を派遣すべし。藏屋敷の取て關する處にあらずと。奉行語なくして退けりといふ。以て其の單に經濟上唯一の機關たりしを知るべし。

抑藏屋敷の濫觴は加藩にして其の起源は遠く豊臣時代に在り。天正年中淀屋與右衛門及び源右衛門と稱する二人、大いに米穀の賣買をなし常に糧食を豊臣家の軍中に輸送して缺遺なからしめしに爾後、大阪は日に月に繁盛に赴きて諸人の輻湊極めて多く、隨ひて米穀に不足を告げて價格騰貴し諸民困難するものありしを以て、秀吉は前田家に依頼するに加州より毎歳米十萬石を大阪に輸入せんことを以てし加州は大藩なるを以て特に此の事ありきとぞ。前田家は之れに従ひて年々加州より送米し其の取扱を邸内に於てなししを以て其の濫觴とす。後世堂島市場の開始せらるゝに及び加州米を以てて建米となせしも是等に基因せるものなりと云ふ。而して爾來徳川の世に及びては各藩も亦陸續米穀其の他の物産を送入し來たりしかば、是に藏屋敷の名稱起るに至れり。頃は元和の未寛文の間にありて之れが嚆矢をなせるものを松山邸とす。蓋大阪は豊臣の故址にして當時已に市民の資財に裕なるものあり、隨ひて全國の貨物は品の何たるを論せず運入すとも毫も之れを購買するに苦しまざるのみならず、殊に地は是れ東西の樞要を占めて海に陸に運輸の便開けたるを以て諸藩が其の經濟を立つる根元たる米穀を賣らんとせば此處を措いて他に求むべき地あるなし。故に自然陸續此に運搬し來たり、終に藏屋敷を置きて各種の物産を販賣するに至りしものたるは明らか

なり然れども徳川幕府が商業上に重きを置き、以つて政略上の關係を薄うせんとせし意旨も更に含まれざるにはあらじ、而して爾後甚しき變遷なかりしが、明治四年十二月に至りて大藏省は大坂府廳に達して諸藩邸宅及び藏屋敷は總べてこれを官に收めしめ、唯質流れにかゝるものは民有となさしめき、然れども悉質流れのものなりしを以つて遂に民有となれり。

以上は藏屋敷の開設と廢止とにして其の間著るしき變遷はあらざりしが、而も大坂市の繁榮に與りて大なる力を有せしは明らかなり。

左に延享年中及び安永年中の調査に係る藏屋敷を設けし藩名及び其の位置并に屋敷を設けずして單に用聞と稱するものを置きし諸藩等を示し、以つて大坂市繁榮に係る所を知るの便に供せんとす。但、五萬石以下の大名のものは用聞と稱へて藏屋敷とは云はざりきとぞ。

延享四年の調査に係るもの。

藩地	國	主	石	高	藏屋敷位置	登	せ	高	備考
加賀金澤	加賀	加賀少將重熙	百二萬二千石		大坂中ノ島淀屋橋西側り屋敷	凡十一萬石より二十萬石まで 上方、新川、能登、川、加州、金澤以 上六段米有 止米は二俵にて一石二三升あり			安永六年の調査
薩州鹿兒島		松平薩摩守宗信	七十七萬石		土佐堀二丁目	下米五萬石より七萬石まで 同赤米琉球米七千石 三俵に付き一石一斗八升			本五步一丁目
尾張名古屋		尾張中納言	六十一萬九千五百石		天満唐崎町				
紀伊和歌山		紀伊大納言	五十五萬五千石		天神橋南詰				京橋五丁目
肥後熊本		細川越中守	五十四萬五千石		常安町	上米四萬石より五萬石まで 三俵に付き一石一斗二升八			

筑前福岡		松平筑前守繼高	五十三萬石		白子島町	上中下米五萬石より七萬石まで 大豆一萬石 三俵に付き九斗七升より一石まで入			
藝州廣島		松平安藝守吉長	四十二萬六千石		本五步一丁目	中米二萬五千石より五萬石まで 五斗俵或は一石四斗八三俵			土佐堀一丁目
長州萩		松平太膳大夫宗廣	三十六萬九千石		土佐堀三丁目	中米六千七百石 二俵半に付き一石五升八			
肥前佐賀		松平丹後守宗敬	三十五萬七千石		天満十一丁下中丁	上中下米四萬石赤米一萬石 三俵に付き九斗六升より一石まで 中米四萬六千石 二俵に付き八斗八升			
因州鳥取		松平勝五郎	三十二萬五千石		宗是町				
勢州津		藤堂和泉守高豐	三十二萬四千石		天満橋筋鈴鹿町	上米五萬石赤米一萬石 三俵に付き九斗八升より一石まで 中米一萬石より一萬六千石まで 二俵に付き一石二三升			
備前岡山		松平大炊頭繼政	三十一萬五千石		中ノ島築島町				
阿波徳島		松平阿波守宗鎮	二十五萬七千九百石		常安町	米穀少しなし材木紙等多し 中ノ下米一萬五千石 大豆五千石 三俵に付き九斗七升八升より一石二 升まで大豆三俵にて一石餘			
土佐高知		松平土佐守豐敷	二十四萬二千石		長堀白髮町				
筑後久留米		有馬中務大輔賴種	二十二萬石		常安町	下米四萬石 二俵に付き九斗五升六升			
出羽秋田		佐竹右京大夫義峯	二十萬五千石		布屋町借家	今ノ土佐堀二丁目の裏通			後に用聞のみなる
雲州松江		松平出羽守宗衍	十八萬六千石		白子裏町	中米三萬五千石より四萬石まで 二俵に付き八斗四升五升			
伊豫松山		松平隠岐守定喬	十五萬石		上中ノ島町	中米三四萬石 二俵に付き八斗六七升			
播州姫路		松平大和守義和	十五萬石		上中ノ島町				
豊前小倉		小笠原左近將監忠基	十五萬石		鹽屋六右衛門町	今ノ中ノ島六丁目云々			常安町
越後高田		柳原小平太	十五萬石		常安町				
讃岐高松		松平隠岐守頼泰	十二萬石		常安裏町	上々米三萬石 二俵半に付き一石九升或は一斗			

藏屋敷 藏屋敷の起源附藏屋敷の位置等

藩地	國	主	石	高	藏屋敷位置	登	せ	高	備考
筑後柳川	立花飛騨守貞則	十一萬九千六百石	常	安	町	下米一萬石三俵に二石二升中米大豆赤米四五千石三俵に九斗二升入	堂島三丁目	安永六年の調査	
相州小田原	大久保出羽守忠興	十一萬三千二百石	常	安	町	米一萬石より三萬石まで			
伊豫宇和島	伊達大膳大夫村隆	十萬石	久	保	島	町	米一萬石より三萬石まで		
備後福山	阿部伊豫守正右	十萬石	土	佐	堀	一丁目	米一萬石より三萬石まで		
對馬府中	宗對馬守義和	十萬石以上の格	天	滿	十一丁目	目	米一萬石より三萬石まで		
豐前中津	奥平大膳大夫昌成	十萬石	堂	島	五丁目	目	米一萬石より三萬石まで		
勢州桑名	松平信濃守忠刻	十萬石	堂	島	五丁目	目	米一萬石より三萬石まで		
常陸土浦	土屋能登守篤直	九萬五千石	南	瓦	屋	町	米一萬石より三萬石まで		
常陸笠間	牧野備後守貞通	八萬石	常	安	町	町	米一萬石より三萬石まで		
肥前小城	鍋島紀伊守直員	七萬四千石	堂	島	新地	一丁目	米一萬石より三萬石まで		
越後長岡	牧野駿河守忠敬	七萬四千石	堂	島	新地	三丁目	米一萬石より三萬石まで		
豐後岡	中川修理大夫久貞	七萬四千石	築	今の中ノ島二丁目	邊	町	米一萬石より三萬石まで		
肥前高原	松平主殿頭忠刻	七萬石	天	滿	樋ノ上	町	米一萬石より三萬石まで		
肥前唐津	土井大炊頭利里	七萬石	堂	島	新地	四丁目	米一萬石より三萬石まで		
日向延岡	内藤備後守政樹	七萬石	常	安	裏	町	米一萬石より三萬石まで		
濃州加納	安藤對馬守信尹	六萬五千石	堂	島	新地	五丁目	米一萬石より三萬石まで		
肥前平戸	松浦肥後守誠信	六萬三千石	久	保	島	町	米一萬石より三萬石まで		
讚州丸龜	京極佐渡守高矩	六萬三千石	常	安	町	町	米一萬石より三萬石まで		

藩地	國	主	石	高	藏屋敷位置	登	せ	高	備考
伊豫大州	加藤左近將監泰衡	六萬石除	久	保	島	町	仙貨、菜種、米穀類大分登る		
武州河越	秋元但馬守涼朝	六萬石	肥	後	島	町	山形藩の藏屋敷なる		
播州明石	松平左近衛佐直純	六萬石	西	信	町	米穀、半紙、片折、皆田、御用紙、里方、板紙			
防州岩國	吉川左京	六萬石	常	安	町				
勢州龜山	石川主殿頭綱慶	六萬石	堂	島	新地	三丁目	延寶の頃は山城淀なり		
奥州棚倉	松平右近將監武元	五萬五千石	上	中ノ島	北町	邊	後に小笠原なる		
播州龍野	脇坂主殿	五萬三千石	常	安	町				
泉州岸和田	岡部美濃守長富	五萬三千石	天	滿	一丁目	目			
肥前運池	鍋島攝津守直恒	五萬二千石	白	子	町	町			
日向依肥	伊東修理大夫祐隆	五萬千石	土	佐	堀	一丁目	下米四五千石		
石州濱田	松平周防守康福	五萬四百石	土	佐	堀	一丁目	中米八千石より三萬石まで		
作州津山	松平越後守長孝	五萬石	土	佐	堀	二丁目	但二俵に付一石八斗九升		
豐後臼杵	稻葉民部泰通	五萬石	堂	島	新地	五丁目	但二俵に付一石八斗九升		
長州長府	毛利甲斐守匡敬	五萬石	肥	後	島	町	但二俵に付一石八斗九升		
肥前秋月	黒田甲斐守長貞	五萬石	久	保	島	町	但二俵に付一石八斗九升		
備中松山	板倉周防守勝登	五萬石	常	安	町	町	但二俵に付一石八斗九升		
奥州津輕	津輕岩松	四萬六千石	天	滿	十一丁目	下半町	但二俵に付一石八斗九升		
石州津和野	龜井信濃守茲胤	四萬三千石	白	髮	町	町	但二俵に付一石八斗九升		
伊豫今治	松平筑後守定卿	四萬石	白	髮	町	町	但二俵に付一石八斗九升		

藏屋敷 藏屋敷の起源附藏屋敷の位置等

藩地	國	主	石高	藏屋敷位置	登せ高	備考
攝州尼ヶ崎	松平遠江守忠喬	四萬石	堂島新地三丁目	米一萬二千石大豆、小豆、赤米、糠 大豆一石五升但中ノ下ナリ	備考 安永六年の調査	
攝津三田	九鬼長門守隆基	三萬六千石	江戶堀一丁目			
肥後新田	細川采女正利寛	三萬五千石	堂島新地三丁目			
上州沼田	土岐伊豫守頼熙	三萬五千石	天満堀川			
肥後杵築	松平市正親盈	三萬三千石	常安町	米一萬二千石大豆、小豆、赤米、糠 大豆一石五升但中ノ下ナリ	天満伊勢町	
日向高鍋	細川豊前守與周	三萬石	細川越中守屋敷内	上米、赤米一萬石餘 二俵半にて一石二三升入	常安町	
伊豫西條	秋月佐渡守種美	三萬石	江戶堀四丁目	米一萬二千石大豆、小豆、赤米、糠 大豆一石五升但中ノ下ナリ	江戶堀一丁目	
伊豫吉田	松平左京大夫頼邑	三萬石	江戶堀四丁目借屋			
周防徳山	伊達紀伊守村信	三萬石	江戶堀五丁目	中米五六千石大豆二俵半にて一石六 七升	大川町	
下野壬生	毛利山城守廣豊	三萬石	立賣堀南側西ノ丁		堂島裏町	
肥前大村	鳥居伊賀守忠胤	二萬七千九百石	天満十一丁目	下米二三千石 三俵にて一石二三升		
日向佐土原	大村河内守純富	二萬七千石	堂島新地四丁目	下米六千石同赤米馬大豆 但二俵にて九斗二升		
豊後日出	島津加賀守忠雅	二萬五千石	土佐堀二丁目	上米七八千石大豆、小豆、小麥 三斗五升俵	堂島裏町	
備中足守	木下式部少輔俊能	二萬五千石	鈴木町	米五六千石 三俵にて一石五六升入		
肥後人吉	相良政太郎頼峰	二萬二千石	堂島新地五丁目	中上米六千石 三俵にて一石五升より六升入		
豊後府内	松平主膳正近房	二萬二千石	築島町	下米大豆四五千石		
豊後佐伯	毛利周防守徳高	二萬石	天満十一丁目			

藩地	國	主	石高	藏屋敷位置	登せ高	備考
備中新見	關播磨守政富	二萬石	堂島新地三丁目			堂島新船町
肥前鹿島	鍋島備前守直卿	二萬石	同			堂島裏町
丹州柏原	織田山城守信舊	二萬石	西信町	米五千石大豆五百石、二俵半にて一 石糴綿、茶、紙類		
播州赤穂	森伊勢守政房	二萬石	上中ノ島町			
播州三日月	森對馬守後春	一萬五千石	堂島新地二丁目			
和泉伯太	渡邊越中守登綱	一萬三千七百石	京橋三丁目	赤米大豆二三千石十俵にて三石米二 俵半にて二石二三升入		江戸堀一丁目 後に用開のみなる
豊後森	久留島信濃守光通	一萬二千石	西信町			
肥前五島	五島淡路守盛道	一萬二千石	下福島村			
近江小室	小堀和泉守政峯	一萬六千三百石	南木幡町			
備中岡田	伊藤若狹守長丘	一萬三百石	堂島新地三丁目			
播州安志	小笠原信濃守長遠	一萬石	常安町			
筑後三池	立花出雲守貫長	一萬石	玉水町			
伊豫新谷	加藤織部正泰廣	一萬石	土佐堀一丁目	中米及大豆 一俵半にて一石五六升大豆一石 一斗入		後に用開のみなる
伊豫小松	一柳主膳頼澄	一萬石	土佐堀二丁目			
播州林田	建部丹波守政民	一萬石	同			
備中惣社	時田權之助	七千七百十六石	天満堀川北			
武州加加	永井十左衛門	七千石	上本町三丁目			
御寄合	戸田土佐寺忠胤	七千石	堂島源左衛門町借屋 今の心算積筋より御寄前 まで			
同	船越五郎右衛門	五千五百石	上本町二丁目			

藏屋敷 藏屋敷の起源附藏屋敷の位置等

藩地	藩主及士分	石	高	用	名
上州伊勢崎	酒井信濃守忠吉	二萬	石	備前屋清兵衛	松屋善右衛門
武州岡部	安部攝津守信平	二萬	石	備前屋清兵衛	大和屋嘉介
三州介屋	三浦志摩守義次	二萬	石	大和屋嘉助	三浦は轉し土井大隅となる
丹後園部	小出伊勢守英智	二萬	石	船橋屋新右衛門	船橋屋安兵衛
出羽上山	松平山城守信將	三萬	石	大和屋清三郎	大和屋仁兵衛
下野烏山	大久保山城守忠胤	三萬	石	小池利兵衛	
越後村松	堀丹波守直堯	三萬	石	日向屋半兵衛	
武藏岩槻	永井伊賀守直陳	三萬	石	多田屋徳右衛門	
丹波福知山	朽木土佐守言調	三萬	石	橋本屋四郎兵衛	
丹後田邊	牧野因幡守明成	三萬	石	雜賀屋七兵衛	三谷屋八右衛門
紀伊田邊	安藤帶刀	三萬	石	和泉屋治右衛門	金屋太郎兵衛
攝津高槻	永井近江守	三萬	石	榑屋市郎兵衛	榑屋平吉
下總古河	本田中務大輔忠良	五萬	石	大和屋新右衛門	榑屋平吉
越後村上	内藤紀伊守信興	五萬	石	榑屋治兵衛	萬屋彌助
丹波篠山	松平紀伊守信岑	五萬	石	國分屋七兵衛	平野屋與右衛門
丹波龜山	青山伯耆守忠知	五萬	石	和泉屋茂左衛門	大和屋嘉介
越後新發田	溝口出雲守直温	五萬	石	平野屋五右衛門	平野屋利八
但馬出石	仙石越前守政辰	五萬	石	若狭屋清七	備考 安永六年の調査に係るもの

藩地	藩主及士分	石	高	用	名
上州安中	内藤金市郎	二萬	石	石川屋四郎兵衛	坂倉伊藤守となり 津國屋長右衛門
上總飯野	保科直次郎正當	二萬	石	大黒屋喜兵衛	
常陸下館	石河内膳正綱候	二萬	石	伏見屋久右衛門	富田や甚七
近江西大路	市橋下總守直峯	二萬	石	石崎屋清左衛門	河内や徳兵衛
下總結城	水野日向守勝庸	二萬	石	小池利兵衛	
上總佐貫	安部因幡守正鎮	二萬	石	小池利兵衛	松屋善右衛門
岩代湯長谷	内藤銀市郎亮長	二萬	石	日向屋半兵衛	榑屋九八
伊勢神戸	本多伊豫守忠統	二萬	石	小池利兵衛	紀の國や正右衛門
伊勢神野	土方丹後守雄房	二萬	石	尼崎清左衛門	天満屋彌左衛門
武州金澤	米倉鍋三郎里矩	二萬	石	小池利兵衛	
武州久岐	米澤伯耆守政丘	二萬	石	小池利兵衛	
大和小泉	片桐主膳正貞香	二萬	石	岩田利左衛門	かしや彦兵衛
播州の内三草	丹羽和泉守薫氏	二萬	石	浪屋十兵衛	
近江堅田	堀田若狭守正眞	二萬	石	尼崎屋甚兵衛	
大和岩田	織田丹後守	二萬	石	明石屋甚左衛門	
大和柳本	織田信濃守秀賢	二萬	石	明石屋甚左衛門	
大和新庄	永井信濃守直良	二萬	石	菊池三郎兵衛	かせや庄右衛門
大和柳生	柳生但馬守俊峯	二萬	石	明石屋甚左衛門	大和や長兵衛
出雲母里	松平志摩守直員	二萬	石	袴屋仁右衛門	

藏屋敷 藏屋敷の起源附藏屋敷の位置等

藩地	藩主及士分	石	高	用聞名	備考
讃岐多度津	京極出羽守高慶	一	萬	和泉屋五兵衛	備考 安永六年の調査に係るもの
河内丹南	高木主水正	一	萬	萬屋三郎兵衛	
攝津麻田	青木甲斐守一都	一	萬	豊島屋庄兵衛	
河内狭山	北條美濃守氏貞	一	萬	白銀屋源兵衛	
播磨宍粟	本多肥前守政成	一	萬		
寄合衆	酒井紀伊守	七	千	備前屋清兵衛	
寄合衆	永井左門	七	千	岩田屋利左衛門	
出陣番頭	石河備中守綱為	七	千	島屋喜右衛門	
備中高松扨從	花房近江守	六	千二百	越前屋又左衛門	
播磨粟賀	松平三治	六	千	小柳や藤右衛門	
大御番	水野河内守忠齋	五	千七百	河内屋孫七	
高家衆	島山民部大輔義雄	五	千	小橋屋長兵衛	
寄合衆	船越左衛門	五	千	豊島屋庄兵衛	
交代寄合衆	戸川土佐守	五	千	佃屋吉兵衛	
寄合衆	大島雲太郎	五	千	河内屋彌七	
定火消	久貝彌右衛門	五	千	河内屋又右衛門	
御側衆	青木縫殿助直宿	五	千	駿河屋治八	
				豊島屋庄兵衛	大和や嘉介

寄合衆	書院番頭	寄合衆	定火消	出火見廻	御目付	交代寄合	甲府城番	大御番	高家衆	寄合衆	寄合	同使番	御使番	御書院番頭	寄合衆	交代寄合			
小出主水	青山信濃守幸亮	一柳内膳	仙石兵庫頭	石河主税	八木十三郎	淺野太兵衛	能勢因幡守	水谷出羽守勝英	畠山飛騨守國資	石川左内	甲斐喜三郎	會我美濃守	永井采女	松平主馬	松下藏人	松平政之丞	五島修理	淺野備前守	
五千	五千	五千	四千七百	四千五百	四千	三千五百	三千五百	三千五百	三千	三千	三千	三千	三千	三千	三千	三千	三千	三千	三千
石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
大阪屋伊左衛門	豊島屋庄兵衛	荒物屋太郎右衛門	橋本屋四郎兵衛	麴屋吉三郎	多田徳右衛門	大黒屋七右衛門	小橋屋長兵衛	小島屋助右衛門	豊島茂兵衛	虎屋藤藏	小橋屋長兵衛	安田屋伊兵衛	油屋兵右衛門	和泉屋甚兵衛	河内屋彌七	山崎屋新四郎	錢屋伊左衛門	大黒屋七右衛門	
虎屋藤藏									こしまや庄兵衛				和泉屋藤兵衛						

藏屋敷 藏屋敷の起源附藏屋敷の位置等

藩地	藩主及士分	石	高	用聞名	備考
寄合	彦坂大膳	三	千	油屋六右衛門	安永六年の調査に係るもの
同	片桐帶刀	三	千	岩田屋利左衛門	
同	池田震五郎	三	千	田中屋藤七	
同	池田傳之助	三	千	石田中屋藤七	
同	石川左門	三	千	淀屋藤藏	
小譜請組	戸川内藏助	三	千	川崎屋平助	
大御目付	石河土佐守政朝	二	千七百	河内屋彌七	
寄合	大島雲四郎	二	千七百	河内屋彌七	
	山田肥後守利信	二	千七百	河内屋彌七	
寄合	時田權佐	二	千七百	紀伊國屋久右衛門	
	石九藤藏	二	千五百	和泉や五兵衛	
小普請組支配	小田切喜兵衛	二	千三百	多田屋徳右衛門	
	大島内藏助	二	千三百	河内屋彌七	
岡崎奉行	竹中周防守	二	千三百	小橋屋長兵衛	
	大橋近江守親義	二	千五百	長崎屋五郎兵衛	
寄合	小田宮	二	千	柴屋三郎兵衛	
同	脇坂圖書	二	千	大和屋嘉助	
同	大橋源兵衛	二	千	豊島屋庄兵衛	

藩地	國主名	石	高	藏屋敷位置	備考
常陸水戸	水戸中納言治保	三十五萬	石	上中ノ島町	延享以後新九に藏屋敷を設けしもの(安永六年調査)
越前福井	松平伊豫守重富	三十萬	石	同	
下野宇津宮	戸田能登守忠翰	十萬七千八百五十	石	西信町	
上州高崎	松平右京大夫輝高	七萬二千	石	天満川崎	
御進物御番	板橋民部	千	石	大黒屋藤四郎	
同	森川立蕃	七	石	鴻池九兵衛	
高家衆	土岐圖書	七	石	樋屋市郎兵衛	
御繪師	狩野探常	三	石	白銀屋善兵衛	
長崎奉行	菅沼下野守定秀	千	石	長崎屋五郎兵衛	
堺町奉行	福生安房守正甫	千	石	河内屋彌七	
御進物御番	宮崎大助	千	石	紀伊屋久右衛門	
小従人番頭	能勢治左衛門	千	石	細屋吉兵衛	
小普請支配組頭	今井帶刀	千	石	泉屋六右衛門	
	青木新兵衛	千七百	石	多田徳右衛門	

藏屋敷 藏屋敷の起源附藏屋敷の位置等

延享の頃は用聞のみなりき

藩地	國主又は士分の名	石	高	用聞名	備考
下總古河	土井大炊頭利里	七萬	石	魚屋	延享の頃は本多忠良の藩主にして用聞のみなりき
上州館林	松平右近將監氏元	六萬	石	上中ノ島町	秋元は延享の頃河越の藩主なり
羽州山形	秋元但馬守永朝	六萬	石	肥後島町	本多は延享の頃古河藩主として用聞のみを置きしなり
三州岡崎	木多中務大輔忠肅	五萬	石	江戸堀三丁目	
越前勝山	小笠原長貴	二萬二千七百八十石	石	同五丁目	
備中高松	花房大膳	六千二百石	石	常安裏町	
清水藏				川常安裏町	

同上用聞のみを定めしもの

藩地	國主又は士分の名	石	高	用聞名	備考
羽州久保田(田秋)	佐竹右京大夫義敦	二十萬八千八百石	石	雜賀屋十兵衛	延享の頃は藏屋敷ありき
武州川越	松平千太郎直恒	十五萬	石	針屋藤七	延享の頃秋元藩の時藏屋敷ありき
奥州森岡	南部大膳太夫利雄	十萬	石	木屋市郎右衛門	
美濃大垣	戸田采女正氏教	十萬	石	助松や仁兵衛	
奥州棚倉	小笠原佐渡守長堯	六萬	石	大津や九左衛門	延享の頃松平武元の時藏屋敷ありき
遠州濱松	井上河内守峯有	六萬	石	紀伊國や喜右衛門	
江州膳所	本多隱岐守康完	六萬	石		

藩地	國主又は士分の名	石	高	用聞名	備考
岩城平	安藤對馬守信明	五萬	石	伊勢屋勘兵衛	延享の頃加納の藩主たりし時藏屋敷ありき
越前九岡	有馬大之進譽純	五萬	石	伊丹屋吉右衛門	
備中松山	板倉周防守勝政	五萬	石	河内や吉右衛門	
美濃八幡	青山大膳亮幸完	四萬	石	大津や勘兵衛	
越前大野	土井能登守利貞	四萬	石	河内屋彦兵衛	
美濃加納	永井山城守直弼	三萬	石	多田や徳右衛門	安藤對馬守の時藏屋敷あり
出雲廣瀬	松平談路守近義	三萬	石	守口や忠八	
奥州福島	板倉内膳正勝長	三萬	石	河内屋彦兵衛	
伊豫西條	松平左京大夫	三萬	石	助松や利兵衛	延享の頃藏屋敷ありき
近江水口	加藤佐渡守明陳	二萬	石	大和田や善兵衛	
備前新田	池田陽助政養	二萬	石		
勢州長島	増山河内守正憲	二萬	石	天満屋徳右衛門	
作州勝山	三浦志摩守矩次	二萬	石	尾張や七兵衛	
羽州秋田新田	佐竹壹岐守義忠	二萬	石	平野屋惣兵衛	
三州舉母	安藤山城守政峻	二萬	石	紀伊國屋庄右衛門	
近江大溝	分部左京亮光實	二萬	石	はし本や四郎兵衛	
越後與板	井伊兵部少輔直助	二萬	石	茨木や忠兵衛	
但馬豊岡	京極甲斐守高品	一萬	石	垂水や彦右衛門	
備前新田	池田山城守政恭	一萬	石	錢屋七郎右衛門	

藏屋敷

藏屋敷

藏屋敷の起源附藏屋敷の位置等

藩地	國主又は士分の名	石	高	用聞名	備考
近江小室	小堀備中守政方	一萬六	百三十石	奈良や庄兵衛	延享の頃藏屋敷ありき
備中岡田	伊東播磨守長寛	一萬三	百石	小橋や長兵衛	
朝散太夫	大岡千太郎忠移	一萬	石	紀伊國や庄右衛門	
豊前小倉新田	小笠原近江守貞監	一萬	石	大阪屋七兵衛	
播州山崎	本多大和守忠居	一萬	石	千草や徳右衛門介	
筑後三池	立花出雲守種用	一萬	石	關東屋喜兵衛	延享の頃藏屋敷ありき
播州小野	一柳土佐守未榮	一萬	石	平野屋庄右衛門	
下總生實	森河紀伊守俊孝	一萬	石	松屋善右衛門	
	船越式部			豊島屋庄兵衛	
	小笠原七右衛門			豊後屋庄兵衛	
京御殿番	三輪市十郎	三千五	百石	三井兩替店	
攝津河内	石原清左衛門	三千	石	京や左兵衛	
江州信樂	多羅尾四郎右衛門	千七	百石	大和田や善兵衛	
城州宇治	上林門太郎	千	石	河内や吉右衛門	
豊前豊後	掛斐富次郎	四百	石	河内や吉右衛門	
	木村宗右衛門	二百	石	豊後や庄兵衛	

以上の外、公卿及び寺社等の用聞と稱せしもの亦多し、而して爾後、尙多少の變更増減はありしものゝ

如し。

第三款 名代、藏元、銀掛屋並に用聞

名代とは表面の藏屋敷所有者、且代表者にして、即藩主に於いて大阪市の豪商を撰定して之を依囑し、相當の扶持米を與へて町奉行所等に關する藏屋敷表面の諸用を達せしむるものを云ひ、藏元とは物産の荷受け及び其の賣却代金の保管をなし、藩地及び江戸屋敷の用金を辨するものを云ふ、而して藏元は其の最初に在りて藏役人之れを勤め、後、寛文の頃より市民の身元確實なるものを撰み扶持米を給して依囑し、他に留主居役及び名代の如きを置くに至りしものにして、或ひは名代にして之れを兼ねるものあり、或ひは藏元にして名代を兼ねるものあり、而して其の最初藏元の勤めしものなるは承應三年大阪町奉行よりの達によりて知るべく、町人藏元の寛文の頃より始まりしものたるは寛文三年の通達に徴して明らかなり。

一藏元兼手前たとへば一萬石米を賣付手形を渡し三步一程敷銀を取其米を藏元に預り置候得ば、いつ迄有ても損は無之に付き約束の年限より外に被相延候と相聞へ候左様の藏元は米を買候もの多候に付てゆるがせに被仰故いにしへ無之手形の賣買仕候よし諸町人共申候藏元に無之米をさつ手形を賣渡し三分一敷銀をとられ候て米をさしのばせられず候方と有之様に下々申由に候乍去左様に町人の致す様成儀は藏元の面々せられまじき事に候間承引無之萬一左様の才覺有之においては急度其主人に可相斷事

藏屋敷 名代藏元銀掛屋並に用聞

松平

承應三年三月廿二日

會我 丹波 隼人

一町中米賣買之儀大名衆藏米何程買候共早速藏より出し可相渡候賣候日より日數三十日之外を相延し候はし可爲曲事之旨先々奉行衆被定置候然る處頃日米高直に付ては町人共迷惑致候趣訴訟仕候是は日數延候故にて候様子相聞へ申候此以後は日數十日切に相定め可致商賣候米下直に成候節以前に申付候儀も可有之候間重ねては此方より申渡候迄は十日切に可仕候事

一大名衆藏米に不相構米賣買之儀有米を見届け可相極候受取渡しの日數右同前之事

一唯今迄三十日切之約束にて買受日掛に預け置候米之分三十日之内日數何程相残り候共早速代銀を定め米を受取藏より可出之事

一手形之賣買並米市を立候儀先規之通堅く仕るべからず手代の者令違背候其咎主人へも可懸候事

一大名衆藏々並に米屋有之其町々會所又は年寄月行事之所に帳を仕置其役人を相定め米賣主買主之名米高同直段月日等書付置順々に年寄五人組等改之日數十日迄に埒明け可申事

右之通侍方藏元仕町人同屋敷之名代其外米屋中此旨相守るべし若違背之輩有之におゐては先規より仕置候通本人は依其品或は死罪或は籠舎其五人組(本のま)と年寄米屋にて無之といふとも可爲曲事侍方藏米に付きて違背有之もの肝煎至し候町人又屋敷の名代曲事被申付藏元之侍は其主人へ可相斷之條念入此書付之通無相違様可致賣買者也

寛文三卯年九月廿八日 彦坂 壹岐

右御書出之通奉得其意候少しも相背申間敷候爲後日年寄五人組加判仕差上げ申候以上

右判形之筆本於惣會所私共慥見届け申候

藏元仕候町人
同 名代
米 屋 仲 買
同 問 屋 連 判

以上は是れ町人藏元の起原なりと雖此の以前に於いて既に其の萌芽の無かりしにあらず抑天正の頃より豪富淀屋の名聲天下に轟き諸國の米穀は皆その宅に輻湊し隨ひて糶糶の權は其の擅にする所となるに及びて從來商人の藏元衆に引合ひて買入れし諸藩の拂米を正保前後の頃より一手に引受け之れを販賣するに至れり是れ其の濫觴にして後寛文年中より純粹の町人藏元となり次第に其の數を増加するに至りしものなり

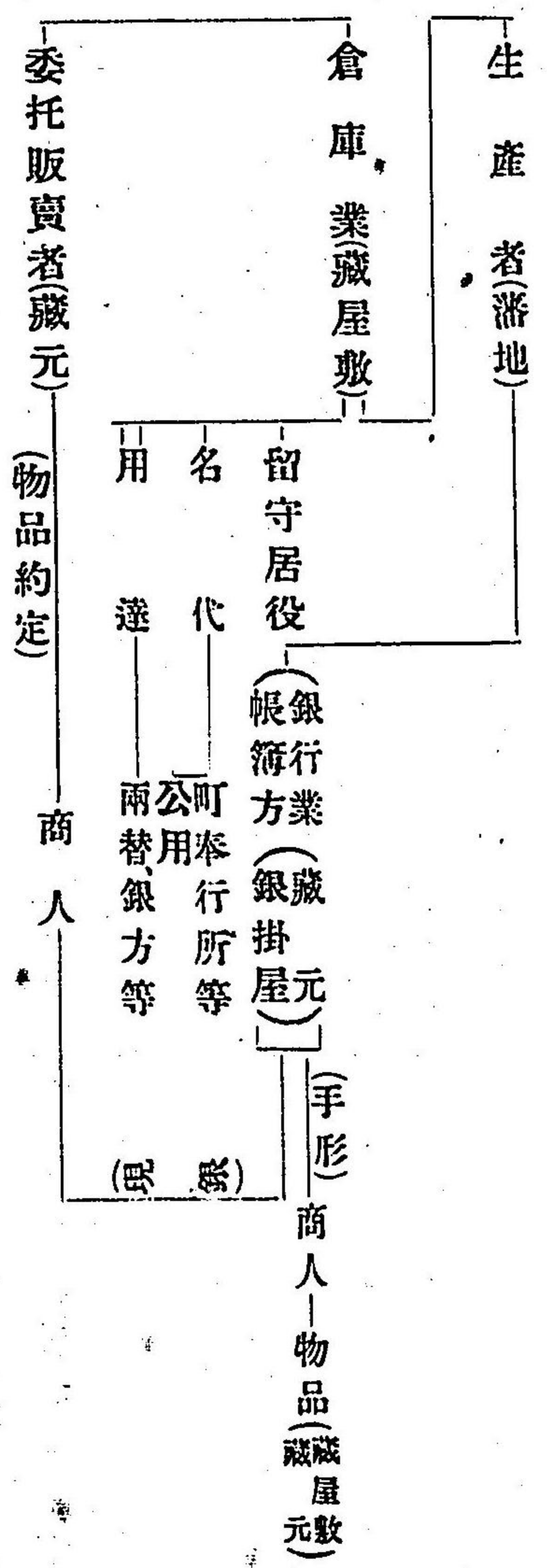
銀掛屋とは物産の販賣代銀の收納及び勘定の實務に當るものにして又單に掛屋と稱す市民の有なるものを選び扶持米を給與して之れに従はしめ多くは藏元に於ひて之れを兼ね或ひは藏元の一家中のもの之れを掌り殆藏元の出店を支配するが如きものなり

用聞とは多く藏屋敷を設けざる諸藩にありて其の大阪に於ける金銀物品の調達及び藩の物産販賣の用を辨せしむるものと云ふ是れ亦幾許の手當を與へ市民の確實なるものに命せしものゝ如し又別に藏屋敷用途と稱するものあり或ひは留守居役人の小用を辨じ或ひは藩用の物品若くは金銀の調達をなすものにして藏元又は名代を務むるものにして之れを爲すものありと雖其の業務に於いては藏元とは全く關係なきものとす

以上の中名代と云ひ藏元と云ひ又は銀掛屋と稱するものは皆其の藩に於ける士分以上の資格を有

藏屋敷 藏屋敷 名代藏元銀掛屋並に用聞

し殊に名代及び藏元にして御馬廻り以上の待遇を受けたるものあり。これ畢竟藏元は生産者、即藩及び倉庫即藏屋敷と商人との間に於いて物品授受の圓滿を計り、銀掛屋は生産者若くは委託販賣者と商人との間に於ける代金の收受及び營業帳簿の整理を掌るものにして、何れも欠くべからざる商業取引上の一機關なりしを以つてなり。今假りに其の關聯せる處を系統式を以つて示せば左の如し。



今、延享年中に於ける名代、藏元、掛屋等の人名を示せば左の如し。
延享四年の調査に係るもの

藩	名	代	藏元	銀掛屋	藏屋敷用途
薩州鹿兒島	薩摩屋 仁兵衛	山崎屋 四郎兵衛	直賣 直掛	鴻池屋 喜六	
尾張	日野屋 庄左衛門	加平島 野屋 五兵衛	くげ屋 善左衛門	日野屋 庄左衛門	
肥後	永瀬 七郎右衛門	鴻池屋 善右衛門	鴻池屋 善右衛門	鹽飽屋 清右衛門	
紀州	家 野屋 龜吉	鴻池屋 善右衛門	上田屋 三郎右衛門		
筑前	天 王 寺 屋 五 兵 衛	鴻池屋 善右衛門	鴻池屋 喜六		
肥前	天 王 寺 屋 五 兵 衛	鴻池屋 善右衛門	川崎屋 源兵衛		
備前	天 王 寺 屋 五 兵 衛	鴻池屋 善右衛門	川崎屋 源兵衛		
因州	天 王 寺 屋 五 兵 衛	鴻池屋 善右衛門	川崎屋 源兵衛		
長州	天 王 寺 屋 五 兵 衛	鴻池屋 善右衛門	川崎屋 源兵衛		
藝州	天 王 寺 屋 五 兵 衛	鴻池屋 善右衛門	川崎屋 源兵衛		
筑前	天 王 寺 屋 五 兵 衛	鴻池屋 善右衛門	川崎屋 源兵衛		
肥後	天 王 寺 屋 五 兵 衛	鴻池屋 善右衛門	川崎屋 源兵衛		
紀州	天 王 寺 屋 五 兵 衛	鴻池屋 善右衛門	川崎屋 源兵衛		
尾張	天 王 寺 屋 五 兵 衛	鴻池屋 善右衛門	川崎屋 源兵衛		
薩州鹿兒島	天 王 寺 屋 五 兵 衛	鴻池屋 善右衛門	川崎屋 源兵衛		

伊豫松山	唐金屋 助九郎	平野屋 五兵衛	同 人		
雲州松江	川崎屋 治左衛門	和泉屋 利助	長濱屋 喜右衛門		
出羽秋田	天王寺 五兵衛	長濱屋 喜右衛門	長濱屋 喜右衛門		
筑後久留米	長岡屋 久兵衛	藏元 取	藏元 取		
土佐高知	長岡屋 久兵衛	藏元 取	藏元 取		
阿波徳島	鹽屋 三郎兵衛	鴻池屋 善右衛門	紙屋 吉兵衛		
勢州安濃津	鹽屋 三郎兵衛	鴻池屋 善右衛門	紙屋 吉兵衛		
肥前佐賀	鹽屋 三郎兵衛	鴻池屋 善右衛門	紙屋 吉兵衛		
備前岡山	鹽屋 三郎兵衛	鴻池屋 善右衛門	紙屋 吉兵衛		
因州鳥取	鹽屋 三郎兵衛	鴻池屋 善右衛門	紙屋 吉兵衛		
長州萩	鹽屋 三郎兵衛	鴻池屋 善右衛門	紙屋 吉兵衛		
藝州廣島	鹽屋 三郎兵衛	鴻池屋 善右衛門	紙屋 吉兵衛		
筑前福岡	鹽屋 三郎兵衛	鴻池屋 善右衛門	紙屋 吉兵衛		
肥後熊本	鹽屋 三郎兵衛	鴻池屋 善右衛門	紙屋 吉兵衛		
紀州家	鹽屋 三郎兵衛	鴻池屋 善右衛門	紙屋 吉兵衛		
尾張家	鹽屋 三郎兵衛	鴻池屋 善右衛門	紙屋 吉兵衛		
薩州鹿兒島	鹽屋 三郎兵衛	鴻池屋 善右衛門	紙屋 吉兵衛		

藏屋敷 名代藏元銀掛屋並に用聞

藩	名	代	藏	元	銀	掛	屋	藏屋敷用達
備中	中山	兼元	中屋	又兵衛	同			
奥州	津野	木津屋四郎兵衛	茨木屋	安五郎	同			
石州	津野	木津屋四郎兵衛	助池松屋	又平藏	助池松屋	又平藏		
伊豫	今治	河内屋傳四郎	天王寺屋	藤右衛門	鴻池屋	六兵衛		
攝州	三田	小橋屋長兵衛	同		鍵屋	吉兵衛		
肥後	新田	才田屋半兵衛	竹原文	右衛門	同			
上州	沼田	阿波屋勘左衛門	長濱屋	源左衛門	同			
肥後	宇土	高池屋三郎兵衛	芋屋	林十郎	同			
日向	高鍋	永瀬七郎右衛門	米屋	與右藤	近明江石	屋平又	兵三	
伊豫	西條	天満屋彦四郎	つるが屋	彦右衛門	助松屋	利兵衛		
伊豫	吉田	木屋甚兵衛	天王寺屋	惣左衛門	同			
周防	徳山	難波屋彌一郎	平野屋	五兵衛	同			
下野	壬生	鍋や喜右衛門	三村常	右衛門	同			
肥前	大村	松屋庄左衛門	助松屋	三郎太郎	同			
日向	佐土原	堺屋甚九郎	直賣	直掛				
豐後	日向	日出屋嘉七郎	福島屋	宗兵衛				

藩	名	代	藏	元	銀	掛	屋	藏屋敷用達
備中	吉守	伊勢村屋新右衛門	錢平野	屋三郎	兵衛			
肥後	人吉	伊丹屋孫左衛門	小橋	三郎	兵衛			
豐後	府内	石屋善右衛門	鴻池屋	六兵衛	同			
備前	新見	阿波屋勘左衛門	鹽屋	孫左衛門	同			
丹州	柏原	永井文安	同		升屋	茂兵衛		
播州	赤穂	近江屋平兵衛	同		同			
播州	三ヶ月	炭屋治郎兵衛	伊勢屋	甚兵衛	同			
和泉	泉伯	天満屋彌左衛門	同		同			
豊後	森	かぎや又兵衛	升屋	新右衛門	同			
肥前	五島	加賀屋與治兵衛	同		同			
近江	小室	萬屋六左衛門	同		同			
備前	岡田	板並屋五平太	外屋	八郎	右衛門			
播州	安志	宇和島屋庄左衛門	天王寺屋	六右衛門	同			
筑後	三池	河内屋半次郎	同		同			
伊豫	新谷	千種屋新左衛門	同		同			
伊豫	小松	大和屋久兵衛	助松屋	六兵衛	同			
播州	林田	富田屋藤兵衛	同		同			

藏屋敷

藩名	名	代	藏	元	銀	掛	屋	用	達	備	考
蒔田	橋之助	小山屋善右衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同
永井	十左衛門	岩田屋和右衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同
戸田	土佐守	小橋屋長兵衛	同	同	同	同	同	同	同	同	同
船越	五郎右衛門	三木屋吉左衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小笠	原隼人	米屋平右衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同
豊後	立石	山家長兵衛	同	同	同	同	同	同	同	同	同
備中	成羽	木津屋四郎兵衛	同	同	同	同	同	同	同	同	同
曾我	美濃守	紀伊國屋次右衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山城	京小堀	河内屋伊兵衛	同	同	同	同	同	同	同	同	同
田安	橋家	中川清三郎	同	同	同	同	同	同	同	同	同
肥前	佐賀家來	松永進壽	同	同	同	同	同	同	同	同	同
藝州	廣島家來	袴屋庄七	同	同	同	同	同	同	同	同	同
阿波	徳島家來	江川庄左衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	森	阿波屋太郎助	同	同	同	同	同	同	同	同	同
藝州	廣島家來	上田廣島屋八兵衛	同	同	同	同	同	同	同	同	同
阿波	徳島家來	稲田藤屋三郎右衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同

爾後藏元等の變更なきにあらざ左に安永年中に於ける藏元等の名を掲げ以つて對照の便に供せん。

安永六年之調査に係るもの

藩名	名	代	藏	元	銀	掛	屋	用	達	備	考
加州	金澤	升屋次郎兵衛	辰巳屋久左衛門	同	同	同	同	同	同	同	同
薩州	鹿兒島	江川庄左衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同
尾張	家	中島や喜右衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同
紀州	家	萱野や與右衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同
肥後	熊本	永瀬七郎右衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同
筑前	福岡	天王寺や五兵衛	同	同	同	同	同	同	同	同	同
藝州	廣島	江川庄左衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同
長州	萩	薩摩や仁兵衛	同	同	同	同	同	同	同	同	同
因州	鳥取	倉橋や藤四郎	同	同	同	同	同	同	同	同	同
備前	岡山	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
肥前	佐賀	野里や八郎兵衛	同	同	同	同	同	同	同	同	同
勢州	安濃津津	吹田屋又兵衛	同	同	同	同	同	同	同	同	同
阿波	徳島	阿波や太郎兵衛	同	同	同	同	同	同	同	同	同
土佐	高知	長岡や十兵衛	同	同	同	同	同	同	同	同	同
筑後	久留米	天王寺や五兵衛	同	同	同	同	同	同	同	同	同

藏屋敷

107

106

藩名	名	代	藏	元	銀	掛	屋	用	達	備	考
出羽	秋田	川崎や治左衛門	天王寺や五兵衛	同	同	同	人			用聞のみを置けり	
雲州	松江	唐金や助九郎	平野屋五兵衛	同	同	同	人				
伊豫	松山	升屋新右衛門	平野屋五兵衛	同	同	同	人	日向や彌平次			
播州	姫路	助松屋新次郎	平野彌太郎	同	同	同	人				
豊前	小倉	伊勢村新右衛門	天王寺や五兵衛	同	同	同	人			或ひは廢したるものならん	
讃岐	高松	鍋屋文次郎	長濱や源左衛門	同	同	同	人				
筑後	柳川	櫻井や宗七	助松や新四郎	同	同	同	人				
相州	小田原	絳屋善右衛門	米や平右衛門	同	同	同	人				
伊豫	宇和島	船越屋新七	船越屋新七	同	同	同	人				
備後	福山	近江や久兵衛	大島屋長兵衛	同	同	同	人				
肥前	唐津	紙屋太郎兵衛	同	同	同	同	人				
肥前	島原	川崎屋治左衛門	千草や彌左衛門	同	同	同	人	河内や市兵衛			
豊後	岡	尼ヶ崎や太左衛門	長濱や太郎兵衛	同	同	同	人	泉や伊兵衛			
讃岐	丸龜	千種や新右衛門	同	同	同	同	人	播磨や武右衛門			
伊豫	大州	具足屋伊右衛門	錢屋喜平次	同	同	同	人				
播州	明石	紙屋吉右衛門	中や八郎兵衛	同	同	同	人				
勢州	龜山	平瀬又四郎	鐵米屋庄平左衛門	同	同	同	人	大和や嘉介			
奥州	柳倉	伏見屋間左衛門	同	同	同	同	人			用聞のみとなれり	
肥前	蓮池	薩摩屋助左衛門	長濱や源左衛門	同	同	同	人			廢したるものならん	
日向	依肥	同	同	同	同	同	人				
石州	濱田	同	同	同	同	同	人				
作州	津山	同	同	同	同	同	人				

藩名	名	代	藏	元	銀	掛	屋	用	達	備	考
越後	長岡	橋屋半右衛門	米屋喜兵衛	同	同	同	人			用聞のみとなれり	
同	笠間	寺島や孫左衛門	平野や五兵衛	同	同	同	人				
常陸	土浦	加輪屋四郎兵衛	同	同	同	同	人				
勢州	桑名	同	同	同	同	同	人				
豊前	中津	同	同	同	同	同	人				
對馬	府中	同	同	同	同	同	人				
備後	福山	同	同	同	同	同	人				
伊豫	宇和島	同	同	同	同	同	人				
相州	小田原	同	同	同	同	同	人				
筑後	柳川	同	同	同	同	同	人				
讃岐	高松	同	同	同	同	同	人				
越後	高田	同	同	同	同	同	人				
豊前	小倉	同	同	同	同	同	人				
播州	姫路	同	同	同	同	同	人				
伊豫	松山	同	同	同	同	同	人				
雲州	松江	同	同	同	同	同	人				
出羽	秋田	同	同	同	同	同	人				

藏屋敷

藩名	名	代	藏	元	銀	掛	屋	用	達	備	考
豊後白杵	岡本や五郎七	油や彦三郎	同	同	同	同	人			舊時の如し	
長州長府(中府)	津輕や彦兵衛	鎗鎗屋半左衛門	同	同	同	同	人			用聞のみとなれり	
肥前秋月											
備中松山	山崎や藤藏	同	同	同	同	同	人				
奥州津輕	木津や四郎兵衛	助松や平藏	同	同	同	同	人				
石州津和野	河内屋善六	同	同	同	同	同	人				
伊豫今治	小橋や長兵衛	同	同	同	同	同	人				
播州尼崎	才田や半兵衛	同	同	同	同	同	人	吉文字や甚九郎			
播州三田	墨や嘉五郎	同	同	同	同	同	人	鹽飽や清右衛門			
肥後新田	高池や三郎兵衛	同	同	同	同	同	人	天満や安兵衛			
上州沼田	鹽飽や仁右衛門	同	同	同	同	同	人	鹽飽や清右衛門			
豊後杵築	永瀬七郎右衛門	同	同	同	同	同	人	鹽飽や清右衛門			
肥後宇土	天満や彦四郎	同	同	同	同	同	人				
日向高鍋	柳屋治郎右衛門	天王寺や忠兵衛	同	同	同	同	人				
伊豫西條	薩摩屋仁兵衛	平野や五兵衛	同	同	同	同	人				
同	扇屋文右衛門	平野屋又右衛門	同	同	同	同	人	扇屋文右衛門			
周防徳山											
同											
下野壬生											

一一〇

藏屋敷

肥前大村	助松や利兵衛	同	同	同	同	同	人				
日向佐土原	傳法や茂次郎	同	同	同	同	同	人				
豊後日出	日出屋徳右衛門	同	同	同	同	同	人				
備中足守	伊勢村新右衛門	同	同	同	同	同	人				
肥後人吉	伊丹や文右衛門	同	同	同	同	同	人				
豊後府内	伊勢村新右衛門	同	同	同	同	同	人				
同	石屋善右衛門	同	同	同	同	同	人	石屋善右衛門			
備中新見	紙屋吉右衛門	同	同	同	同	同	人				
肥前鹿島	鹿島や兵右衛門	同	同	同	同	同	人				
丹州柏原		同	同	同	同	同	人				
播州赤穂		同	同	同	同	同	人				
播州三日月	炭や兵次郎	同	同	同	同	同	人	播磨や宇兵衛			
和泉伯太		同	同	同	同	同	人				
豊後森	堺屋治兵衛	同	同	同	同	同	人				
肥前五島	具足屋七三郎	同	同	同	同	同	人				
近江小室		同	同	同	同	同	人				
備中岡田		同	同	同	同	同	人				
播州安志	字和鳥や庄左衛門	同	同	同	同	同	人	播磨や三右衛門			
筑後三池		同	同	同	同	同	人				

一一一

書に見へず廢したるものなり
 書に見へず廢したるものなり
 書に見へず廢したるものなり
 用聞のみとなれり
 同
 用聞のみとなれり
 同
 用聞のみとなれり

藩名	代名	藏元	銀掛	屋用	達備	考
伊豫新谷	千種や新右衛門	千種や宗十郎	同	人		
同 小松	大庭屋惣右衛門	同	同	人		
播州林田	河内や吉兵衛	同	同	人	播磨屋三右衛門	
<small>備中惣社 時田權之助</small>	田邊や五兵衛	同	同	人	同	
<small>武州敷加 永井十左衛門</small>	岩田屋利左衛門	健や太兵衛	同	人	岩田屋利右衛門	書に見えず廢したるもの 用聞させしもの、如し
戸田土佐守						
船越五郎右衛門						
<small>小笠原半人 (七右衛門)</small>						
豊後立石(木下)						
備中成羽	鎌倉や平右衛門	河内屋善兵衛	同	人	同	書に見えず廢したるもの 用聞させしが如し
曾我美濃守						
山城京小堀						
田安家					大和田や善八	
一橋家					大黒や清兵衛	
佐賀鍋島	松永や彦右衛門	同	同	人		書に見えず
廣島淺野						
徳島稻田	江川庄左衛門	平野や太兵衛	同	人		
同 森	西村太郎介	同	同	人		

廣島上田	廣島や八兵衛	同		人		書に見えず
徳島稻田平三郎						
常陸水戸	豊村新六	同				
越前福井	植村清左衛門	同		人	植村清左衛門	
下野宇津宮	鴻池屋伊三郎				同	
上州高崎						
下總古河	大島や長兵衛	升や平右衛門	同	人	ひじだや喜十郎	舊時の用聞に依れるもの、 如し
上州館林	助松や彌五郎	升屋や平右衛門	同	人	多田や徳右衛門	
羽州山形	明石や傳兵衛	京や長兵衛	同	人	明石や傳兵衛	
三州岡崎	升屋新右衛門	米平野五兵衛	同	人		
越前勝山	久寶寺や源右衛門	泉屋長右衛門	同	人		
備中松山花房	船屋吉左衛門					

第四款 物産賣捌及び取引方法

藏屋敷に聚むるものは初は米穀のみなりしが、後には其の藩の特有物産をも輸送するに至れり。而して藏元に於いては總べて之れを預り、或ひは時機を窺ひ、或ひは豫て日を期して商人に入札せしむるを例とし、其の販賣の事は一に藏元に任せられ、屋敷留守居役人の如きは唯その監督をなすに過ぎざるが如し。

而して其の販賣の方法は豫入札の日を定め其の門前及び堂島市場に公示して、米札十石を以つて作成して之れに對し出入商人をして入札せしめ、而して之れが開札は諸役人立會ひて行はしめ其の落札したる時は直ちに落札俵數代銀、人名等を門外に掲示し、落札商人に在りては背敷と稱して敷銀を無掛屋に納め、後十日を限りて代銀を同掛屋に納めて該當の米札を受納し、之れを以つて堂島市場若くは市中米商人に賣買し、其の間現米は倉庫に在りて藏元に保管せられ、他日米札と現米との引換をなすなり、蓋當初は現米を以つて直ちに受渡をなしたるものなれども、其の運搬出入等に手数を要するより遂に此の便法を出だすに至りしものなるべし、然れども時には空米賣買の弊害を生せしことなきにあらざる、尤其の取引方法は、品物若くは藩の事情に依りて多少の差異なきにあらざれども、大畧同一にして其の殊に發達進歩したるものを島津家に於ける黒砂糖の入札法となす、故に同藩に於けるものを畧叙して以つて賣捌及び商人取引の一斑を示さんとす。

藏入。産地より回漕し來たれる商品は、藏元紹介人立會の上之れが検査を爲し、其の品位及び斤量を定めて倉庫に納む。

商品中、大島諸島産出のものは入札人の検査するを許さ、れども、琉球産出の物に在りては入札前日に於いて入札人をして其の品位等級を一覽せしむ。

販賣。入札法に據り、黒砂糖入札同盟者に限り組名を以つて入札せしむ。

販賣數量及び入札期日。島津家藩吏留守及び藏元之れを定めて紹介人に通達し、紹介人は之れを入札期日三日前に仲買商各組に傳達す。

入札。紹介人は入札期日に至り仲買商各組を各別に集會せしめて、之れを札場と云ふ。料理入札書を提出せしめ、而して此の書は接手毎に藏元に差出し、藏元は受付の前後に依りて其の番號を定め

しが、後に至りては紹介人に於いて之れを取纏め、其の番號を定めて藏元へ差出だす事となれり。入札は組員個人の入札を許さざれども、組員は入札品に付きて前に競争し、其の最高價格を投票したるものを以つて其の組の入札價格と定め、以つて入札をなす。

開札。入札價格に高低あるときは最高なるを落札者と定め、入札價格同じきときは入札書差出の前後に依り其の早きものを以つて落札者と定む、落札の組決定したるときは之れを紹介人に通達し、紹介人は入札者全體へ其の落札の組及び落札價格を傳達す。

藏出。入札執行の翌日、紹介人は落札人藏屋敷に於いては落札人の誰なるかをより敷金として一挺につき金若干の割凡一を以つて徴收し、毎十挺に對し預り小切手一葉を作り之れを落札人に交付す、而して落札人は其の翌日より適宜必要の挺數を藏出することを得れども、十挺以下は之れを許さず。

代金。納付期間は落札の日より三十日間とし、期間内に藏出を望むときは其の藏出す可き挺數に對する代金を納付せしむ。敷金を差引したる金額

紹介人は代金納付期間満了の前日に於いて落札品殘高の有無を調査し、殘高あるときは之れを藩吏及び藏元に通告す、藩吏及び藏元は此の殘高毎十挺に對し、荷預り切手俗に大切一葉を作りて掛屋に送付し、掛屋は殘高代金と引換に此の荷預り切手を落札人に交付す。

代金は總べて兩替商の發行したる小切手を用ひ、現金の授受を許さず。大切手及び小切手の効力及び期間は、何れも黒砂糖入札各組員の間に於いて轉々賣買する用に供することを得、小切手の使用期間は落札の日より三十日間、大切手は無期間とす。

口錢。落札人は上掛り口錢と稱して島津家へ三步、又手數料として紹介人へ一步、併せて四歩を差

出すものとす。

諸掛費用。藏出の費用は落札人、入札當日集會の費用は紹介人の負擔とす。代金納付期限に至り、落札人又は落札品所有者に於いて滞納若くは不納するときは、其の關係の組に於いて之れを辨償し、其の滞納者又は不納者を除名し、該損害を償還せざる限は黒砂糖入札各組員と取引することを許さず。

落札品は、假令何年の久しきに亘り藏出を爲さずとも藏敷料を徴收せざる慣例なり。故に島津家に於いて之れが保險の責に任せざるものとす。而して各藩に於ける産物を販賣する方法は、輸入額に對する約十分の三、即百挺に對する三十挺を藏屋敷に於いて入札に付し、其の落札價格を以つて御定、直と稱し、之れを標準として他の七分を問屋をして販賣せしめ、又は藏屋敷なき分は定問屋に托して販賣せしめしものにして、入札の方法は島津家に於けるものと大同小異なりき。而して文化四年八月大阪町奉行は砂糖問屋に命じて、文化二年同三年の二ヶ年の着品高平均額を以つて問屋全體に割り當て、一人一ヶ年の引受高を定め、此の制限以上の引受を許さざりき。而して賣却したる物品の代銀は之れを無利息にて藏元に預け、藩の告知によりて江戸屋敷、其の他臨時の費用を支辨するに止まり、其の精算の如きも僅かに年に一回、書面を以つて報告し、現銀の計算は概して行はれず、而して若過不足あらば、過銀は之れを翌年に繰越し、不足せしときは次年の賣却銀を以つて補ふ姿なりき。然れども實際に於いて不足を生ずることなくして常に剩餘を出だし、此の剩餘銀は、殆ど藏元の所有の如く自由に使用せしものにして、藩主は之れに對し何等の沙汰せしことなしと云ふ。

第五款 藏元及び銀方の收入の大要

此の收入は藩の大小に依り異なるは勿論なりと雖、今、大藩の例を見るに、藏元を依頼せられし時は終身年に二百五十人内外の扶持米石計四百を給與せられ、又、銀掛屋に於いては五十人乃至百五十人扶持米を給せられ、其の手に於いても五人扶持若くは正米十石を給與せられき。

又、藏元及び銀掛屋の外に銀方と稱するものあり、而して此の銀方と稱するものは、藏屋敷には關係なしと雖、多くは甲藩の藏元は乙藩の銀方、乙藩の藏元は甲藩の銀方を勤むるが如く、名代と云ひ、藏元と云ひ、或ひは兩替屋と云ひて、兩替屋にして藏元相當の信用あるものは皆この銀方を勤め、隨ひて此に相牽連せるを以つて其の状況を略叙せんとす。

此の銀方と稱するは、専ら藩の用銀を調達するものにして、其の之れを命せられたる時は、永納銀と稱して五百貫目の銀を其の藩に上納し、藩は之れに對して三朱の利息に相當する正米を附與する定なりき。其の他、臨時用金を調達せし時は、其の銀に對して更に八朱の利子を附與せらるゝを例とせり。然れども時には年賦返金あり、又、無利息のものなきにあらざると雖、銀方となりたるものには、年々正米九百俵乃至千石藩の大小に依り違ふの扶持米を給せられ、其の他時々、挨拶銀と稱へて下附せらるゝものあり、或ひは又物品を附與せらるゝ等のことありて、其の收入實に大なり。今、假に當時の米代一石に付き銀二十目とせば、九百俵に對し銀九百貫目なり。一たび五百貫目の銀を納めて、年々九百貫目の銀を得るのみならず、其の他、藏元として又は名代として別に扶持米あり、其の名代、藏元、銀方等の富豪を極めし、亦宜なりと謂ふべし。故に彼等の豪奢は實に王侯を凌ぐものありきと云ふ。かの大鹽の徒の亂を起すに至りしが如きも、其の意や蓋彼等の擅權を矯正せんとより出でたるものならんか。

第六款 藏屋敷、藏元、對大阪の實力

徳川治世三百年の間、大阪町人が如何にして斯くも財力の旺盛を極めしか、其の要素もどより種々ありと雖、殊に諸藩の藏屋敷を設けしを以つて其の最大原因となす。見よ前に掲げし所の大名は多く是れ大藩にして其の石高を通算すれば一千万石の上に出づるに非ずや。之れに對する全國の總石高は如何、三千萬石の内幕府領八百萬石を控除して殘二千二百萬石は是れ一千万石の二倍に非ずや。既に天下の侯伯半ばは大阪に藏屋敷を置き米穀其の他の貨物を販賣せしむ。其の他の諸侯といへども亦その藩費融通の爲に大阪に來往せしは、蓋疑を容れず、天下の財力の集中せし豈怪むに足らんや。幕府亦實に大阪の財府たるを知れり、故に幕府の財政を理めしめしものは、江戸及び京都にあらざして大阪商人ならんか。今、彼等が課せられし御用金に就きて記せん。

御用金賦課の方法は百萬兩以下二十萬兩までの人員を調査し、其の資産を標準として一戸に五萬兩若くは十萬兩を賦課せしものゝ如し。寶曆十一年十二月十六日より同十二年正月五日迄に都べて三回賦課徴收せられし人員は二百四人にして其の金額は百六十九萬八千兩なり。今、之れを其の當時六十目金の相場にて換算すれば銀高一億千八百八十貫目にして、又現今の金の相場に換算し保字小判八圓六十三錢替とすれば、實に一千四百六十五萬三千七百四十圓の巨額たり。其の前二回の達文及び人員並に金額を示せば左の如し。

第一回

一米相場の義に付き其方共へ右御用金被仰付旨、三枝帶刀小野左太夫を以つて御城代松平周防守殿へ從江戸表被仰付候依之、此段申渡候様周防守殿被仰付候何も身分に應じ御用被付候儀、誠に

以つて冥加至極難有奉畏、則御請印判之來る午正月十日限り我等役宅迄持參可仕候以上

寶曆十一年辛巳十二月十六日

能 登 守 印

五萬兩宛 保字小判八圓六十三錢替とすれば一人に付き

鴻池善右衛門 鴻池松之助 平野屋五兵衛

加島屋喜助 鐵屋庄左衛門 布屋十三郎

泉屋次郎右衛門 油屋彦三郎 辰巳屋久左衛門

以上十人

二萬五千兩宛 同上 二十一萬五千七百五十圓

鴻池善八 大庭屋治郎右衛門 絳屋久右衛門

川崎屋源兵衛 近江屋休兵衛 川崎屋四郎兵衛

袴屋彌右衛門 加賀屋與兵衛 泉屋新右衛門

堺屋佐衛門

以上十人

一萬五千兩宛 同上 十二萬九千四百五十四圓

升屋庄右衛門 富山伊右衛門 伊豆屋傳藏

中屋八兵衛 加島屋作兵衛 島屋市兵衛

袴屋仁右衛門 加賀屋與左衛門 泉屋利兵衛

油屋次兵衛

大和屋治兵衛

藏屋敷

以上十一人

一萬兩宛同上

小西吉右衛門

以上三人

五千兩宛同上

泉屋吉左衛門

大和屋利兵衛

長濱屋源左衛門

河内屋七郎兵衛

木津屋喜太郎

平野屋又兵衛

助松屋忠兵衛

錫屋又兵衛

衣屋五兵衛

ひたや伊兵衛

奈良屋茂右衛門

吹田屋六兵衛

平野屋仁兵衛

以上三十七人

八萬六千三百圓

鹽屋孫右衛門

志布屋與市

四萬三千五百圓

日野屋九兵衛

天王寺屋五兵衛

天王寺屋久左衛門

米屋長右衛門

吉野屋五兵衛

健屋茂兵衛

内田屋惣兵衛

泉屋助右衛門

錢屋太兵衛

天満屋市右衛門

北村屋六右衛門

大和屋彦次郎

辭屋善右衛門

日野屋茂兵衛

日野屋勘右衛門

海部屋仁兵衛

升屋平右衛門

播磨屋九郎兵衛

岩井屋仁兵衛

松屋清兵衛

松原屋源右衛門

鈔屋六兵衛

鴻池又四郎

泉屋新助

(同年十二月達)

一此度米相場の義に付き御用の品有之候間銘々割合の通り金子可差出候日限の義は當月二十八日限り半金は来る正月十五日にて尤も金銀の内にて可差出候何も身分に應じ御用被仰付候義冥加至極難有可存者也

寶曆十一年巳十二月廿三日

二萬兩同上

鎗屋九右衛門

以上一人

一萬五千兩宛同上

高津屋勘太郎

以上三人

五千兩宛同上

龜屋武兵衛

澤田屋太郎兵衛

川崎屋武兵衛

紙屋治兵衛

天王寺屋かね

助松屋平藏

高松屋惣右衛門

能登守印

十七萬二千六百圓

一人に付き

十二萬九千四百五十圓

堀屋七郎右衛門

金屋庄右衛門

四萬三千五百圓

長濱屋治右衛門

河内屋又兵衛

鹽屋庄次郎

金屋徳兵衛

平野屋嘉兵衛

岩田屋喜兵衛

鷺屋與七郎

長濱屋新六

河内屋勘四郎

島屋市右衛門

小西長左衛門

芋屋喜兵衛

天王寺屋仲兵衛

澤江屋勘兵衛

藏屋敷

一一一

鹽屋 茂兵衛 板屋 孫兵衛 鐵屋 新六
袴屋 善兵衛 山形屋 權兵衛

以上二十六人
三千兩宛 同上

二萬五千八百九十四

泉屋 利助 森本屋 吉兵衛 升屋 妙意

河内屋 茂右衛門 升屋 茂兵衛 酢屋 次右衛門

虎屋 喜兵衛 泉屋 源四郎 肥前屋 半兵衛

播磨屋 五郎兵衛 近江屋 仁右衛門 絆屋 吉右衛門

平野屋 又右衛門 近江屋 與兵衛 河内屋 善六

油屋 次右衛門 油屋 善兵衛 吉文字屋 利右衛門

尼崎屋 六右衛門 助松屋 新四郎 天王寺屋 奎兵衛

大塚屋 市郎兵衛 加賀屋 七郎兵衛 俵屋 利右衛門

釘屋 吉左衛門 米屋 佐兵衛 升屋 次郎兵衛

油屋 四郎兵衛 近江屋 助右衛門 近江屋 八左衛門

近江屋 喜兵衛 芋屋 佐兵衛 綿屋 伊兵衛

近江屋 三右衛門 平野屋 清左衛門 河内屋 吉左衛門

伏見屋 三右衛門 伊勢屋 久兵衛 堺屋 利兵衛

小山屋 吉兵衛 なかや 忠兵衛 錢屋 彌右衛門

小西角 兵衛 龜屋 伊兵衛 平野屋 市兵衛

奈良屋 藤兵衛 山城屋 三郎兵衛 平野屋 吉兵衛

紙屋 三郎兵衛 傳法屋 五左衛門 布屋 三右衛門

布屋 六郎右衛門 平野屋 三右衛門 布屋 嘉兵衛

阿波屋 吉兵衛 伊勢屋 兵左衛門 若林 清九郎

以上五十七人

又第三回の賦課即翌十二年正月五日能登守より同月十六日迄に半額を納付し残は二十九日迄に納むべきを達せり其の人名左の如し。

五萬兩 同上 四十三萬五千五百圓

米屋 平右衛門 一人

一萬兩 同上 八萬六千三百圓

炭屋 五郎兵衛 一人

五千兩 宛 同上 四萬三千五百圓 小樽屋 新兵衛

油屋 新助 泉屋 次郎右衛門 小樽屋 新兵衛

津國屋 九兵衛 鳥羽屋 三郎兵衛

以上五人

三千兩 宛 同上 二萬五千八百九十四

鐵屋 重右衛門 松島屋 安右衛門 ふしや三郎兵衛

鹽屋 兵次郎 綿屋 武兵衛 油屋 吉右衛門

川崎屋 德兵衛 堺屋 高 三喜兵衛

藏屋敷

泉屋長右衛門 川崎屋市兵衛 ならや忠右衛門
 川崎屋八兵衛 八幡屋次郎兵衛 蓮屋善右衛門
 河内屋伊右衛門 はりまや五兵衛 炭屋安兵衛
 金屋嘉兵衛 大阪屋又次郎 近江屋半兵衛
 肥前屋又兵衛 立花屋九郎兵衛 菱屋宇右衛門
 絹屋利右衛門 山本屋源兵衛 大和屋宇之助
 あわや左右衛門 木綿屋鐵五郎 廣島屋徳右衛門
 海部や善次郎 木綿屋源左衛門 鏡屋權兵衛
 和倉屋與兵衛 尼屋四郎兵衛 綿屋甚兵衛
 伊勢屋平兵衛 安田屋半三郎 加島屋十兵衛

以上三十九人

右の如く御用金を命せられし事前後三回なりしが後同年二月二十八日夜南組總會所へ以上のものを召集し惣年寄立會の上左の如く第三回の殘額は之れを徵集せざることとなれり。
 一當表有限の町人共貯置候金銀是迄差出候分追々買米代並に貸附金町々へ相渡し候相殘る金高此節不及差出追て爲差出候はし前廣く可申渡候間不貯置通用第一に可相心得候此段可申聞候以上
 午二月二十八日夜
 更に又天保年度に於ける御用金を見るに其の總銀高十七萬八千五百六十一貫九百目にして之れを當時の相場六十目金に換算し更に保字小判八圓六十三錢替として換算する時は二千四百八十二萬百十四圓に餘れり豈大ならずや尙其の負擔せし總人員今は詳ならずと雖重なる人名及び其の等差

を示せば凡左の如し但住友吉左衛門と天王寺屋五平とは御用金御免の家なりともいへり

負	擔	額	換	算	高	保	字	小	替	判	現今の姓氏	人	名
銀	八千貫目	百	十五	萬	二	千	圓	鴻			池	山中善右衛門	
銀	八千貫目	百	十五	萬	二	千	圓	廣			岡	加島屋久右衛門	
銀	八千貫目	百	十五	萬	二	千	圓	殿			村	長田作兵衛	
銀	七千貫目	百	八	萬	八	千	圓	和			田	辰巳屋久右衛門	
銀	七千貫目	百	八	萬	八	千	圓	石			崎	米屋喜兵衛	
銀	六千貫目	百	八	萬	四	千	圓	平			瀬	千草屋惣十郎	
銀	六千貫目	百	八	萬	四	千	圓				炭	炭屋彦五郎	
銀	五千五百貫目	百	七	萬	二	千	圓				島	島屋市兵衛	
銀	五千五百貫目	百	七	萬	二	千	圓				近	近江屋猶之助	
銀	四千八百貫目	百	六	萬	九	千	圓	高			木	平野屋五兵衛	
銀	四千五百貫目	百	七	萬	八	千	圓				鴻	鴻池正兵衛	
銀	四千三百貫目	百	六	萬	九	千	圓				炭	炭屋安兵衛	
銀	四千貫目	百	五	萬	七	千	圓				鴻	鴻池屋市兵衛	
銀	三千五百貫目	百	四	萬	三	千	圓				加	加島屋作次郎	
銀	二千五百貫目	百	三	萬	七	千	圓				加	加島屋重兵衛	

藏屋敷

負	擔	額	換	算	高	保	六	字	小	替	判	現	今	の	姓	氏	人	名			
銀	二	千	五	百	貫	目	三	十	六	萬	圓	殿	木	原	鏡	屋	忠	三	郎		
銀	二	千	五	百	貫	目	三	十	六	萬	圓				米	屋	伊	太	郎		
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				加	島	屋	作	五	郎	
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				松	屋	伊	兵	衛		
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				鴻	池	伊	兵	衛		
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				天	王	寺	屋	清	兵	衛
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				笹	屋	勘	右	衛	門	
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				山	家	屋	權	兵	衛	
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				錢	屋	佐	一	兵	衛	
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				同	屋	佐	一	兵	衛	
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓	逸			豐	島	安	五	郎	郎	
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				鴻	池	善	五	郎	郎	
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				出	雲	屋	孫	左	衛	門
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				鹽	屋	亥	三	郎	郎	
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				平	野	屋	四	郎	兵	衛
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				滯	島	屋	次	郎	兵	衛
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				米	屋	太	兵	衛		
銀	二	千	三	百	貫	目	三	十	三	萬	圓				千	草	屋	市	兵	衛	

銀	八	百	貫	目	十一	萬	五	千	二	百	圓	加	賀	屋	林	兵	衛	
銀	八	百	貫	目	十一	萬	五	千	二	百	圓	竹	川	彦	太	郎		
銀	八	百	貫	目	十一	萬	五	千	二	百	圓	油	屋	吉	十	郎		
銀	八	百	貫	目	十一	萬	五	千	二	百	圓	島	屋	し	立			
銀	八	百	貫	目	十一	萬	五	千	二	百	圓	日	野	屋	小	十	郎	
銀	八	百	貫	目	十一	萬	五	千	二	百	圓	日	野	屋	小	十	郎	
銀	八	百	貫	目	十一	萬	五	千	二	百	圓	島	屋	し	立			
銀	八	百	貫	目	十一	萬	五	千	二	百	圓	島	屋	し	立			
銀	七	百	貫	目	十	萬	八	千	八	百	圓	茨	木	屋	安	右	衛	門
銀	七	百	貫	目	十	萬	八	千	八	百	圓	日	野	屋	小	十	郎	
銀	七	百	貫	目	十	萬	八	千	八	百	圓	日	野	屋	小	十	郎	
銀	七	百	貫	目	十	萬	八	千	八	百	圓	日	野	屋	小	十	郎	
銀	七	百	貫	目	十	萬	八	千	八	百	圓	日	野	屋	小	十	郎	
銀	七	百	貫	目	十	萬	八	千	八	百	圓	日	野	屋	小	十	郎	
銀	六	百	貫	目	九	萬	三	千	六	百	圓	布	屋	吉	兵	衛		
銀	六	百	貫	目	九	萬	三	千	六	百	圓	布	屋	吉	兵	衛		
銀	六	百	貫	目	九	萬	三	千	六	百	圓	布	屋	吉	兵	衛		
銀	六	百	貫	目	九	萬	三	千	六	百	圓	布	屋	吉	兵	衛		
銀	六	百	貫	目	九	萬	三	千	六	百	圓	布	屋	吉	兵	衛		
銀	六	百	貫	目	九	萬	三	千	六	百	圓	布	屋	吉	兵	衛		
銀	六	百	貫	目	九	萬	三	千	六	百	圓	布	屋	吉	兵	衛		
銀	六	百	貫	目	九	萬	三	千	六	百	圓	布	屋	吉	兵	衛		
銀	六	百	貫	目	九	萬	三	千	六	百	圓	布	屋	吉	兵	衛		
銀	六	百	貫	目	九	萬	三	千	六	百	圓	布	屋	吉	兵	衛		
銀	六	百	貫	目	九	萬	三	千	六	百	圓	布	屋	吉	兵	衛		
銀	六	百	貫	目	九	萬	三	千	六	百	圓	布	屋	吉	兵	衛		
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	
銀	五	百	貫	目	七	萬	九	千	二	百	圓	大	和	屋	甚	兵	衛	

負	擔	額	換	算	高	八保六字三小替判	現今の姓氏	人	名			
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	枋屋九右衛門
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	節屋庄左衛門
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	米屋惣兵衛
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	鐵屋庄右衛門
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	天滿屋六次郎
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	淡路屋權四郎
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	平野屋正兵衛
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	錢屋宗兵衛
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	伊丹屋四郎兵衛
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	紙屋利兵衛
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	和泉屋清兵衛
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	百足屋又右衛門
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	大黒屋八次郎
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	三河屋權之助
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	近藤文藏
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	小山屋孫右衛門
銀	百	貫	一	萬	四	千	三	百	九	十	圓	難波屋太助
銀	六十	貫	六	千	六	百	三	十	圓			
銀	六十	貫	六	千	六	百	三	十	圓			
計百三十一人												

此銀高十四萬七千三十貫目
換算高二千二百二十萬三千餘圓

斯の如くにして用金を徴せられし前後果し幾回なりしか詳かならず、殊に前記商人の多くは藏屋敷に關係を有せるものなるを以つて、又各侯伯の費用を支辨せしこと一二にして止まらじ、而も彼等商人は毫も之れを思ふることなく却つて冥加なりとして喜びて之れに應せしが如き如何に大阪の實力の偉大なりしかは實に驚くに餘あり、而して此等の富力の藏屋敷に負ひし所多しとせば藏屋敷の事決して輕々に看過すべからざるなり、況今日商業の中心市場たるもの實に此に基因せるに於いてをや。

第七款 藏元及び銀方の衰頹

名代藏元銀方等の資力夫れ此の如く、又彼等が大阪に貢賦せし所此の如しと雖も、彼等は終始其の順境を維持して幸運の寵兒たりしものにあらず、徳川の末世に及びて時局一變し維新の革正に際會して諸藩の廢せらるゝや、一時豪奢に誇りし彼等も脆く破産して殘るもの僅に三十六名に過ぎざるに至れり、而して此等のものといへども今は全く舊時の觀なく、現今に至りて尙家名の衰へずして昔時の地位を保てるものは左の數名に過ぎず。

- 鴻池善右衛門 殿村 系 づ(米平)
- 住友吉左衛門 門泉屋 鴻池新十郎
- 和田久左衛門 門(屋)巳 廣岡久右衛門 門(屋)巳
- 石崎喜兵衛 門米屋 白山善五郎 炭屋

藏屋敷

平 瀬 龜 之 助(千草) 木 原 忠 兵 衛(錢屋)
高 松 長 左 衛 門(錢屋) 吉 野 五 五 郎

豪商の末路洵に哀むべしといへども其の基因せる所の管に諸藩滅亡のみにあらざるを奈何にせん。抑享保年中幕府は老中田沼玄蕃頭の建策を容れ、丁銀を消して二朱銀を鑄造せり。是れ實に其の衰頹の基因にして、由來大阪は銀目を標準として取引をなす例なるを以つて、毎銀の掛目によりて價を秤するが如きは實際に於いて不便少なからず。故に丁銀は一たび彼の豪商の庫裡に入り、更に手形と化して社會に流通せられ旺盛を極めきと雖、享保以來二朱銀を初として天保年度に至るまで一分銀一朱銀等の鑄造あり、隨ひて之れが爲に丁銀を徵收せられし事決して尠しとせず。然れども平常手形の流通盛なるを以つて不知の裡に庫中は空虚を告げて金相場は爲に上騰し、しかのみならず徳川の末外交漸多事ならんとするに當りては用金の徵發に遭ひしこと數次に及び、或ひは浦賀灣軍備或ひは京都の警固、其の他或ひは臺場を設け兵器を求むる等總べて大阪商人の金力を利用せられざるなく、益々庫中空虚の狀を呈せんとするに及びて維新の變革に際會し、國內騒然として京阪は戰塵の巷となるや、諸侯への貸金は毫も回收するに道なく、而も預り金は取立急なるを以つて之れに應ずる餘地あるなく、殊に彼等は身は商估に在りては王侯貴人と同等を擬し、或ひは逸樂に耽りて奢態を極め時世の變遷に處する道を辨せざりしを以つて遂に此の悲境に陥るに至れり。故に彼等をして榮華の夢に耽らしめしものは藏屋敷にして、悲境に陥らしめしものも亦この藏屋敷なり。藏屋敷と大阪との關係亦大ならずや。

第二節 市場并に取引所

吾人は既に緒言に於いて徳川以前商業の概略を説き、併はせて市場の起原沿革を記せり。故に今は其の以後に於ける市場と取引場との大略を掲げ、後各所の沿革に入らんとす。
徳川時代に移るや家康より家光に至る間、一は周到なる頭腦と一は機敏なる手腕とに依りて封建の事業は大成せられき、而して専重農の主義を取り、農業を外にしては天下生産の事無しと思ひし、古は何千何百貫と稱せし諸侯及び旗下領土の高も石を以つて稱するに至り、臣下の世祿また現米を給し、其の収入は殆地租軍征と云ふとも不可なき状態なりき、而して徳川氏の政策たる參勤交代、御普請手傳等の名の下に諸侯の財源は涸渇せられ、且、太平の續くに隨ひて各自奢靡に流れしより諸侯の貢米は商業の賑盛にして需用の繁多なる地に輸送し高價に賣却して換金するの必要起り、茲に藏屋敷の制始まり堂島米市場の生ずるに至れり。
そも、大阪は日本の中樞、又實に山陰山陽四國九州の要衝にして、當時は大艦巨船の建造を禁せられきといへども、奥羽よりの北海航路も開け、江戸との間には菱垣回船と稱するものありて運送を主り、其の他各種の商業機關悉備はりて本邦商業の中心となり、大小諸侯の廻米送金みな茲に依りしを以つて關西は素より遠く奥羽の諸侯に至る迄皆倉京を大阪に設け、藏役人を置きて米穀その他の國産を保管し、又販賣送金を主宰せしめき、是れ大阪が米穀取引の中心と爲りし所以にして、隨ひて大阪の富は全國に冠し、堺伏見の般盛を奪ひて人民四に輻輳し、需要は日に増加して益々雜喉、瑛青物市場等とも繁盛ならしめ、三者各その方面に隨ひて冲天の勢を呈し、優に本邦の大市場たる位置を占めて、また比肩するものなきに至れり。後、太平の夢破られて、莢章影薄らぎ、ついで伏見鳥羽の巷に戰塵起り、て近き大阪は市場及び組合手形流通法等悉破壊せられ、一般商業の組織も全く地を拂ふに至りしが、王政維れ新たにして百廢揚がり、百事其の緒に就きて市場も再興し、尋いで歐洲の制度東漸して市場

は或ひは取引所と爲り、今は社會一日も缺くべからざるものとなるに至れり、左に現行取引場法を掲げ次いで項を分ちて各市場と取引所との沿革を叙述せんとす。

取引所法明治二十六年三月
法律第五號

第一章 取引所ノ設立

第一條 賣買取引ノ繁盛ナル地區内ノ商人ハ政府ノ免許ヲ受ケテ一種若ハ數種ノ物件ノ取引所
ヲ設立スルコトヲ得

第二條 同種ノ物件ヲ賣買取引スル取引所ハ一地區一箇所ニ限り設立スルコトヲ得但シ其ノ地
區ハ農商務大臣之ヲ定ム

第三條 取引所ノ免許年限ハ十箇年トス但シ土地商業ノ情況ニ依リ更ニ繼續ノ出願ヲ爲スコト
ヲ得

第四條 株式會社組織ノ取引所ハ營業保證金ヲ政府ニ納ムヘシ
第二章 取引所ノ組織

第五條 取引所ハ土地商業ノ情況及賣買取引スヘキ物件ノ種類ニ仍リ會員組織又ハ株式會社組
織ト爲スコトヲ得

第六條 會員組織ノ取引所ニ於テハ其取引所ノ仲買人及會員ニ限り賣買取引ヲ爲スコトヲ得
株式會社組織ノ取引所ニ於テハ其取引所ノ仲買人ニ限り賣買取引ヲ爲スコトヲ得

第七條 取引所ハ法人トシテ財産ヲ所有シ及之ヲ處分スルコトヲ得
取引所ノ責任ハ其ノ財産ニ限ルモノトス

第八條 取引所ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ營業部類ニ屬スル商品ノ倉庫ヲ設置シ及指圖式ノ倉荷

證書ヲ發行スルコトヲ得

取引所ハ其倉荷證書ニ對シ前貸ヲナシ又ハ買受クルコトヲ得ス

第九條 取引所ノ定款ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第三章 取引所ノ會員株主及仲買人

第十條 一箇年以上取引所ノ營業部類ニ屬スル商業ニ従事シタル商人ハ定款ノ規程ニ從ヒ其ノ
取引所ノ會員トナルコトヲ得

二箇年以上其ノ取引所ノ營業部類ニ屬スル商業ニ従事シタル商人ニシテ年齢二十五歳以上ノ
者ハ政府ノ免許ヲ受ケ其ノ取引所ノ仲買人トナルコトヲ得

一種ノ商業ニ付前項ノ資格ヲ有スル者ハ土地商業ノ情況ニ仍リ二種以上ノ物件ヲ賣買取引ス
ル取引所ノ仲買人タル免許ヲ受クルコトヲ得

第十一條 帝國臣民ニ非サレハ取引所ノ會員株主又ハ仲買人トナルコトヲ得ス

婦女未成年者公權剝奪及停止中ノ者復權セサル破産者及家資分散者並ニ取引所ニ於テ除名ノ
處分ヲ受ケタル者ハ取引所ノ會員タルコトヲ得ス

重禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレ又ハ信用ヲ害スル罪財産ニ對スル罪商業及農工業ヲ妨害スル
罪ヲ犯シテ刑ニ處セラレ其ノ滿期若ハ赦免後二箇年ヲ經サル者及前項ニ該當スル者ハ取引所

ノ仲買人タルコトヲ得ス

第十二條 取引所ノ會員ハ自己ノ計算ヲ以テスルノ外取引所ニ於テ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス
仲買人ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算ヲ以テスルトヲ問ハス取引所ニ對シ其實買取引
上一切ノ責任ヲ負フヘシ

第十三條 取引所ノ仲買人ハ其ノ免許ヲ受クルトキ免許料ヲ納ムヘシ
免許料ノ金額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 取引所ノ會員及仲買人ハ身元保證金ヲ其ノ取引所ニ納ムヘシ

第十五條 取引所ハ其ノ秩序ヲ保持スルカ爲定款ノ規定ニ仍リ會員又ハ仲買人ノ營業ヲ停止シ
五百圓以内ノ過怠金ヲ課シ且政府ノ認可ヲ受ケ會員又ハ仲買人ヲ除名スルコトヲ得

第四章 取引所ノ役員

第十六條 取引所ノ役員ハ定款ノ規定ニ仍リ會員又ハ株主中ヨリ二箇年以内ノ任期ヲ以テ之ヲ
撰舉シ政府ノ認可ヲ受クヘシ

取引所ノ役員左ノ如シ

理事長 一人

理事 二人以上

監査役 若干人

理事長及理事ハ會員ニ非サル者ヲ撰舉スルモ妨ケナシ

第十一條第三項ニ該當スル者ハ取引所ノ役員ト爲スコトヲ得ス

第十七條 取引所ノ役員及雇人ハ其ノ取引所ニ於テ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス但シ監査役ハ此
ノ限ニ在ラス

第五章 取引所ノ賣買取引

第十八條 取引所ノ賣買取引ハ直取引延取引及定期取引ノ三種トス

第十九條 取引所ノ賣買取引ノ方法ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 取引所ハ其ノ定款ニ仍リ賣買取引ニ付證據金ヲ納メシムルコトヲ得

第二十一條 取引所ハ賣買取引ノ責任ヲ履行セサル者アルトキハ其ノ證據金及身元保證金ヲ以
テ損害賠償ノ用ニ供スルコトヲ得

第二十二條 株式會社組織ノ取引所ハ賣買取引ノ違約ヨリ生スル損害ニ付賠償ノ責ニ任スヘシ
前項ノ場合ニ於テ取引所ハ其ノ賠償シタル金額及之ニ關スル諸費ノ追償ヲ其ノ違約者ニ要求
スルコトヲ得

第二十三條 取引所ハ賣買取引高ニ應シ賣買双方ヨリ手数料ヲ徵收スルコトヲ得其ノ率ハ政府ノ
認可ヲ受クヘシ

第二十四條 取引所ハ證據金及身元保證金ニ付他ノ債主ニ對シ優先權ヲ有ス

第二十五條 取引所外ニ於テ取引所ノ定期取引ト同一又ハ類似ノ方法ヲ以テ賣買取引ヲ爲スコト
ヲ得ス

第二十六條 取引所ニ於テ賣買取引シタル物件ノ相場ハ公定相場トス

第六章 取引所ノ監督

第二十七條 農商務大臣ハ取引所ノ行爲法律命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ公衆ノ安寧ニ妨害
アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 取引所ノ解散

二 取引所ノ停止

三 取引所一部ノ停止又ハ禁止

四 役員ノ解職

五 會員又ハ仲買人ノ營業停止若ハ除名

第廿八條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ取引所ノ業務帳簿財産其他一切ノ物件及會員又ハ仲買人ノ帳簿ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ取引所ノ役員會員及仲買人ハ其物件ヲ提供シ質問ニ應答スヘシ

第廿九條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ取引所ノ定款ヲ改正セシメ又ハ其決議及處分ヲ停止シ禁止シ若ハ取消スコトヲ得

第三十條 取引所任意ノ解散ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第七章 罰則

第三十一條 第十二條第一項及第十七條ノ規定ニ違背シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 第二十五條ニ違背シタル者及公定相場ヲ偽リタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

第三十三條 取引所ノ稅則ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 取引所ノ資本金營業保證金株式手數料及積立金ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 本法ハ明治二十六年十月一日ヨリ施行ス

明治九年布告第百五號米商會所條例明治十一年布告第八號株式取引所條例明治二十年勅令第十一號取引所條例明治十三年布告第二十一號明治十五年布告第四十六號明治十六年布告第四

號及同年布告第二十九號ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

第三十六條 本法發布以前ヨリ營業スル米商會所株式取引所及取引所ハ本法ニ依リ更ニ免許ヲ受ケ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得但シ本法施行ノ日ヨリ二箇月以前ニ於テ出願ノ手續ヲ爲サ、ルモノハ此ノ限ニ在ラス

取引所法施行規則農商務省令第十三號

第一條 會員組織ノ取引所ヲ設立セントスルトキハ發起人ハ左ノ事項ヲ記載シタル發起認可申請書ニ假定款及發起人ノ履歷書ヲ添へ農商務大臣ニ差出シ認可ヲ受クヘシ

一 取引所ノ組織名稱位置

二 資本金及發起人各自ノ引受クル總金額

三 資本金使用ノ概算

四 賣買取引スヘキ物件

五 取引所ノ地區ト爲サント欲スル市町村名

六 設立ヲ要スル事由

七 賣買取引スヘキ物件ノ其市街内ニ於ル集散ノ沿革及現況

八 其市街内會員又ハ仲買人タルヲ得ヘキ商人ノ概數但各賣買品毎ニ區別スヘシ

第二條 株式會社組織ノ取引所ヲ設立セントスルトキハ發起人ハ商法第百五十九條ニ據リ提出スヘキ發起認可申請書ニ第一條第四號乃至第八號ノ事項ヲ記載シタル書面及發起人ノ履歷書ヲ添へ農商務大臣ニ差出シ認可ヲ受クヘシ

第三條 農商務大臣取引所ノ地區ヲ定メタルトキハ隨時之ヲ告示スヘシ

市場并に取引所

第四條 取引所設立發起人ノ人員ハ賣買取引セントスル物件ノ各種類毎ニ十五人以上タルヘシ

發起人ハ賣買取引セントスル物件ノ各種類ニ對シ人員ノ二分一以上ハ其種類ノ營業者ニシテ會員組織ノ取引所ニ於テハ會員又ハ仲買人株式會社組織ノ取引所ニ於テハ仲買人タルノ資格ヲ有スルモノタルヘシ

第五條 取引所ノ定款ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ但其他必要ノ事項ハ之ヲ掲載スヘシ

- 一 取引所ノ名稱位置及地區
- 二 賣買取引スヘキ物件
- 三 資本金株式ニ關スル事項
- 四 會員仲買人ノ入退身元保證金組合代理人ニ關スル事項
- 五 役員ノ撰舉及其職務ニ關スル事項
- 六 會議ニ關スル事項
- 七 取引所手数料及仲買人口錢ニ關スル事項
- 八 仲買人ノ業務ニ關スル事項
- 九 市場ノ開閉及休業ニ關スル事項
- 十 賣買及受渡ニ關スル事項
- 十一 倉庫ニ關スル事項
- 十二 公定相場ニ關スル事項
- 十三 取引所ノ帳簿記録及會員仲買人ノ帳簿ニ關スル事項

十四 取引所ノ出納決算ニ關スル事項

十五 準備ノ積立金保管及出納ニ關スル事項

十六 仲裁ニ關スル事項

十七 違約處分ニ關スル事項

十八 定疑ノ變更及解散ニ關スル事項

第六條 會員組織ノ取引所ノ發起人ニ於テ發起ノ認可ヲ得タルトキハ少クトモ十四日間之ヲ公告シ會員募集スヘシ其公告中ニハ認可ノ年月日第一條第一號乃至第四號ノ事項取引所ノ地區及發起人ノ氏名ヲ掲載シ且各會員申込人ニ假定疑ヲ展開セシムル旨ヲ附記スヘシ

株式會社組織ノ取引所ニ於テ目論見書ヲ公告シ株主ヲ募集スルトキハ其公告中ニハ商法第六十條規定ノ外第一條第四號ノ事項及取引所ノ地區ヲ掲載スヘシ

第七條 會員組織ノ取引所ノ發起人ハ會員ヲ募集シタル後創業總會ヲ開クヘシ其總會ニ於テ總會員申込人ノ半數以上ノ承諾ヲ得テ定疑ヲ定メ役員ヲ撰舉シ後設立免許申請書ニ會員申込簿ヲ添ヘ農商務大臣ニ差出シ免許ヲ受クヘシ

株式會社組織ノ取引所ノ發起人ハ商法第六十六條ニ據リ設立免許申請書ヲ農商務大臣ニ差出シ免許ヲ受クヘシ

取引所ノ發起人ハ設立免許申請ト同時ニ定疑及役員認可申請書ヲ農商務大臣ニ差出シ認可ヲ受クヘシ但役員ノ履歷書ヲ添付スヘシ

第八條 役員ノ認可ヲ得タルトキハ發起人其事務ヲ役員ニ引渡スヘシ

- 第九條 役員ニ於テ開業ノ準備ヲ整頓シタルトキハ開業ノ日ヲ定メ農商務大臣ニ届出ツヘシ但株式会社組織ノ取引所ニ於テハ開業届出前ニ營業保證金納入ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十條 取引所ハ設立ノ免許ヲ得タル日ヨリ六箇月以内ニ開業セサルトキハ其免許ノ効力ヲ失フモノトス
- 第十一條 取引所ノ仲買人ノ免許ヲ得ントスル者ハ其願書ニ履歷書ヲ添ヘ農商務大臣ニ差出スヘシ
- 第十二條 農商務大臣仲買人ノ免許ヲ與ヘタルトキハ地方長官ヲ經由シ免許狀ヲ取引所ニ送付シ取引所ハ免許料ノ金額ニ相當スル登記印紙ヲ貼用シタル受書及身元保證金ヲ差出サシメタル上之ヲ本人ニ交付スヘシ
- 免許狀ノ受書ハ速ニ取引所ヨリ農商務大臣ニ差出スヘシ
- 第十三條 仲買人廢業シタルトキハ免許狀ヲ添ヘ農商務大臣ニ届出ツヘシ
- 第十四條 仲買人免許狀ヲ紛失シタルトキハ事由ヲ具シ農商務大臣ニ申出テ更ニ其交付ヲ請フヘシ
- 仲買人氏名ヲ變更シタルトキハ免許狀ヲ添ヘ農商務大臣ニ申出テ書換ヲ請フヘシ
- 第十五條 取引所ハ左ノ報告書ヲ調製シ各期限ニ從ヒ農商務大臣ニ差出スヘシ
 - 一 毎日公定相場表
 - 二 毎月賣買高表
 - 三 毎月商品集散及商況報告
- 以上翌月十五日限り發送

四 收支豫算表

以上議定後十五日限り發送

- 五 每半季財産目錄
 - 六 每半季貸借對照表
 - 七 每半季損益計算表
 - 八 每半季末日現在會員株主仲買人氏名表
- 以上決算期後二十日限り發送

第十六條 取引所ヨリ農商務大臣ニ差出スヘキ文書ハ總テ地方長官ヲ經由スヘシ

地方長官ハ前項書類ヲ接受シタルトキハ意見書ヲ添附シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ但取引所設立人發起認可申請書ヲ接受シタルトキハ發起人ノ身元ヲ詳查スヘシ

第十七條 仲買人ヨリ農商務大臣ニ差出スヘキ文書ハ總テ之ヲ取引所ニ差出シ取引所ハ地方長官ヲ經由シテ農商務大臣ニ差出スヘシ

取引所ノ資本金營業保證金株式手數料積立金及賣買取引ノ方法ニ關スル規程并ニ仲買人免許料金額ヲ定ム明治二十六年七月勅令第七十四號

第一條 株式會社組織ノ取引所ノ資本金ハ三萬圓以上トス

農商務大臣ハ賣買取引ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ資本金額ヲ増加セシムルコトヲ得

第二條 會員組織ノ取引所ノ創設及維持ノ資本金ハ其會員ノ餘金ヲ以テ之ニ充ツヘシ解散ノ場合ニ於テ在留スル資本及其他ノ財産ハ一切ノ義務ヲ解除シタル後ニ於テ現時ノ各會員ニ平分スヘシ

- 第三條 取引所ニシテ倉庫ヲ設置スルトキハ其倉庫ニ關スル資本金ハ第一條及第二條ノ資本金以外ニ之ヲ増加スヘシ
- 第四條 株式會社組織ノ取引所ノ營業保證金額ハ其資本金額ノ三分ノ一トス但倉庫ノ爲メ増加シタル資本金ハ之ヲ算入セス
- 營業保證金ハ營業開始前大藏省預金局預金ノ證書若クハ國債地方債證券ヲ以テ其全額ヲ地方廳ニ納ムヘシ但國債地方債證券ヲ以テ納入スル場合ニ於テハ其價格ハ農商務大臣ノ指定スル所ニ依ルヘシ資本金増額ノ場合ニ於テ増納スヘキ營業保證金ハ農商務大臣ノ指定スル日限迄ニ其手續ヲ爲スヘシ
- 第五條 取引所ノ資本金ノ各株式ハ其株金ノ半額以上拂込前ニ讓渡ヲ爲スコトヲ得ス
- 第六條 會員組織ノ取引所ニ於テハ利益ヲ會員ニ分配スルノ目的ヲ以テ手数料ヲ徵收スルコトヲ得ス
- 第七條 取引所ニ於テ賣買双方ヨリ徵收スル手数料ハ取引所ノ組織賣買ノ物件賣買ノ方法及賣買ノ狀況ニ應ジ賣買約定代金ノ千分ノ八ヲ超過スルコトヲ得ス
- 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ定限以内ニ於テ取引所ノ手数料ノ率ヲ改定セシムルコトヲ得
- 第八條 會員組織ノ取引所ハ毎年其總收入金ノ二十分ノ一ニ相當スル金額ヲ準備ノ積立金トシテ積置クヘシ但準備ノ積立金額資本金額ノ四分ノ一以上ニ達シタルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ其積立ヲ停止シ若クハ其積立金額ノ率ヲ減少スルコトヲ得
- 第九條 取引所ノ準備ノ積立金ヲ支出セントスルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

- 第十條 取引所ハ毎日一定ノ時間ニ於テ直取引延取引及定期取引ノ市場ヲ開閉スヘシ但定款ヲ以テ定例及臨時休業ヲ爲スノ場合ヲ規定スルコトヲ得
- 第十一條 取引所ノ賣買取引ノ契約ハ現物見本又ハ銘柄ニ依リ取結フヘシ
- 第十二條 取引所ノ賣買取引ノ契約履行ノ期限ハ當日ヨリ起算シ直取引ハ五日以内延取引ハ百五十日以内賣買双方約定ノ日限ニ依リ定期取引ハ三箇月以内取引所指定ノ限月ニ依ルヘシ
- 第十三條 取引所ノ定期取引ニ限リ左ノ方法ヲ用ウルコトヲ得
 - 一 單位ヲ定メテ賣買スルノ方法
 - 二 競賣買ヲ爲スノ方法
 - 三 米ニ限リ標準物ヲ以テ賣買契約ヲ爲シ取引所ニ於テ豫メ指定スル同種商品ノ格付ニ從ヒ代品ヲ以テ受渡ヲ爲スノ方法
 - 四 契約期限内ニ於テ爲シタル轉賣買戻ヲ取引所ノ帳簿ニ記載スル所ニ依リ相殺スルノ方法
 - 五 賣買双方ヨリ證據金ヲ差出サシムルノ方法
- 取引所ハ特ニ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ直取引及延取引ニ於テモ亦賣買双方ヨリ證據金ヲ差出サシムルノ方法ヲ用ウルコトヲ得
- 第十四條 取引所ニ於テ賣買取引ノ契約ヲ爲シタルトキハ賣買双方ノ氏名賣買品ノ數量及其價格ヲ取引所ノ帳簿ニ記載スヘシ
- 第十五條 賣買取引ノ物件代金ノ受渡ハ取引所ノ役員立會ノ上執行スヘシ
- 第十六條 取引所ノ仲買人免許料ノ金額ハ十圓トス

第一款 天満青物市場

天満青物市場は大阪市北區天神橋北詰東角より東方龍田町に至る天神橋一丁目天神筋町瀧川町河内町一丁目此花町一丁目市町及び壺屋町一丁目に亘り一帯の河岸に沿ふ廣衢に在り標杭を建て市場の境界を定め其の面積東西凡百六十間南北凡廿五間餘を限る抑明應五年の秋眞宗本願寺の八世蓮如錫を飛ばして生玉の庄大阪の地を過ぎ偶々石山の形勢非凡なるを觀て留りて一字の坊舎を創建し布教の基を建つ是れより先坊舎は山城國山科の里に在り傳へて同十七世證如に至る然るに山科の地叡山に近く叡山の細侶は偏狹にして猜忌を起し證如をた日蓮宗の徒と好からずして兩宗相共に僧兵を交へ叡山の徒の山科を攻め坊舎全く劫火の灰燼する所となるに及び證如この暴鋒を避けて石山の坊舎に入る是に於いて近國門徒の相率ゐて歸依する者陸續として踵を接し茅屋竹籬の錯落たる寒陋も一變して村となり邑となり遂に講社を立てし或ひは滯泊するもの出で各民家を指定して常宿の處と爲すに及び尋常普通の民家も忽その構造を改めて遂に旅舎の招牌を掲げ各種商店次第に軒を并ぶるに至りて茲に需用供給の必要起れり而して其の最初に出でたるを菜蔬とす斯くて菜蔬の需用起るや青物商人は來たりて戸々に販賣し本願寺の益々盛となり市街の膨大するに隨ひ大阪に近き攝河兩國各村落の民は舉げて菜蔬を作りて搬出し便宜なる本願寺門前は需用者と供給者と共に相集まりて賣買取引を爲し延いて乾物鳥類魚族等の取引をもなすに至りて宛然市場の觀を呈し日を経るの久しき皆面識と爲れり然れども商人の常態として取引の繁多なるに隨ひ時に賣買上の口争起るや附近旅舎の主人は中間に立ち是れが仲裁の勢を取り屢々斡旋せしかば自然問屋なるものを形成するに至り是れを青物市と稱す即是れ市場の濫觴なり

右の如くにして村落は開發せられて市場は其の形を成し殊に石山本願寺は證如上人に繼いで顯如十一代の門主と爲り門徒六十餘州に充ちて權勢武人を凌ぎ且織田信長と隙を生じ防戦屢々勝を制して附近を管領するや青物商人は市場開設を門主に乞ひて其の許可を得遂に同坊の青物用達をなすに至れり而して後天正十年顯如の勅命に依りて石山御坊を退き紀の鷲森に移るに至りても市場は依然として開設せられしが豊臣秀吉の石山御坊の趾に城廓を構へ深濠を穿ち追手玉造京橋の三所に城門を設け市街を南北西に布くに當りて市場は終に退轉を命せられ京橋南詰土手下に移れり地は濱屋故庵の邸地にして船車の便に富み殊に城下の益々繁盛を極めて需用供給の進むに隨ひ市場も之れに伴なひて漸次發達せり

降りて慶長元和の交冬夏の戦亂起り商估みな難を近國に避くるに及び市場は豊臣氏と共に一度は絶えき然れども幾干もなくして世は平和に復し繁榮日に加はるに及びて市場をた舊地に復り營業を繼續して以つて慶安四年に至りしに偶々市場は御用地として收められ代地を片原町（爾後眞宗少しく片原町と稱せしが同年天満川普濟の節その南川尻を南方に下與せられ町奉行曾我丹波守松平準人正の傳達に依りて直ちに移轉せり此の年由井正雪江戸城下に於いて反を謀り終に誅に伏す蓋城下の附近に商估を置くは城の威嚴を蔑し要害を損するの虞あるを以つて斯く轉地せしめしか當時青物問屋の内八名天満に移りて新たに市場を開始せしものあれども町奉行所に訴へられて八名悉追放せられき是れ實に青物市場の一所特免たる基礎を建てたるものなれどもなほ菜蔬を主として海川魚鳥を兼業せり是れより先市場の始めて片原町と規定せらるるや町の家主は其の賃銀を高めて不等の利得を貪れり各問屋も管に此の法外なる賃借に耐へざるのみならず京街道に當り人馬の往來頻繁にして到底永遠市立を維持すべき地にあらざるを以つて二たび相當の地を相して移

轉せんことを出願せしに、町奉行(當時は丹波守なり)より場所を撰擇し重ねて上申すべき違ありしかば更に天満の地を擇みて上申し奉行所は直ちに問屋を召して移轉を許可し、且、不當の利を食らす市場の發達と市街の繁榮とを企圖すべきを訓せり。時は承應二年七月晦日にして、此の日召されし者は尼崎屋是三、尼崎治郎右衛門木屋孫左衛門吹田屋仁右衛門灰屋忠兵衛、神道意及び總代九兵衛父子なりき。當時問屋の人数は久寶寺屋源右衛門外三十一名にして、天神橋北詰東角濱通龍田町西角迄を以つて市場と定められ、其の境界に青物市場と記したる標杭を建設して官許青物市場と稱し、而して問屋仲買等を營むものは此の標杭内に居住すべきを達せられき。是れ即現今の市場なり。又、天満組總年寄も召喚せられ、市場移轉の上は其の土地の繁榮を來たすべきを以つて厚く保護すべきを達せられ、總年寄より一般町人に通達せり。而して移轉の際市場創設の頃より附屬の賣買物たるが如くなりし海魚鳥類は共に天満に據り、天満七丁目裏町近傍に於いて營業し、煎雜魚イカナゴの類は當市場に繼續し、又、當時、川崎日屋町に東照大權現の宮殿遺跡あり、毎年四月十六七の兩日の祭典には、川魚類は片原又、天満、五丁目、目黒、時出店、し販賣せしより世に魚の標筋と稱し、今に其の名を存せり。川魚類は片原町(北詰)に残り、維新の際まで繼續せり。(方今、北區中ノ島五丁目に、後に川魚賣買の命脈)斯くして移轉の上、屋賃銀を定め、其の戸數は總べて五十三戸にして、當時、向岸は芦葦叢生し、天満は薄尾花の草原にして、河へ渡る月に野犬の寂莫を破り、往來の人々も少なき地なりしが、移轉後諸般の設備を了へて營業に着手し、幕府も將來の土地繁榮を豫期して大いに保護を加へ、問屋は接近郡村より輸入し來たる菜蔬、果物、半類、其の他附屬品取扱の品物を悉引受け、之れを同盟仲買人に或ひは市立或ひは直組を以つて賣捌き、仲買人は更に市の内外を問はず總べて小賣商人に賣却し、茲に初めて全市菜蔬供給の唯一市場となり、獨占的營業となるに至れり。是に於いて其の利潤に垂涎せる者更に新市場を起して之れと拮抗せん事を謀り、道頓堀筋太左衛門橋畔に問屋を設けて營業を開始せしが彦坂

壹岐守、石丸石見守の兩町奉行より取拂を命せられ、尋いで思案橋、日本橋、長堀、炭屋町等の各所に續出せし者みな當時の奉行藤堂伊豫守、設樂肥前守より撤去を命せられ、其の後、代官萬年傳兵衛の支配下たる高津新道に於いて青物問屋營業を爲すものあり、目付役之れを停止せんとせしが所轄以外なるを以つて敢て停止の命を聽かざりしかば、更に町奉行藤堂伊豫守、代官萬年傳兵衛に交渉して即日停止せしめき。

降りて天和三年七月廿日、町奉行所より川普請のため、天満川崎御村木藏より難波橋下手まで北四十四間御用地として收むべき違あるや、市場は大いに驚き相會して之れが善後策を議せしに更に決する處なかりしが、天満の總年寄之れを聽き、川普請終了の後また良案あるべきを以つて安じて其の業を營ましめ、衆意を了して塔に安せり。越えて翌四年正月九日、川奉行加藤兵助、堀八郎右衛門、猪子佐太夫下阪し、又之れより先既に河村瑞賢も下阪せり。二十五日町奉行所より市場の濱納屋を撤却すべき命を受け、翌二十六七日之れを除き、二月五日市場家屋より八尺の地點に標杭を植ゑ、同五月十一日、巖に撤却せる濱納屋の跡に假小屋を建設せんことを請願し、設樂肥前守の情を酌みて直ちに幕府に京請するや、同七月二日更に標杭を地平に埋め以つて營業の妨害と爲らざる様達せられ、又、川普請奉行加藤兵助は對岸に館して朝夕親しく市場の盛況を觀、川普請中といへども朝市を止むるに及ばざる命あり。尋いで二たび濱納屋建設を請願せしに貞享二年十一月廿五日に至り、小田切喜兵衛市場の問屋の濱納屋を除却せられし以來の不便を察し、在府の奉行藤堂伊豫守と妥協して漸その建設を許可せられき。蓋、總年寄の力その多きに居れり、而して川普請終了後、各問屋の建物は狹隘と爲りしに拘はらず、家主は此の川普請の爲に多額の經費を要したりとの口實を構へて其の貸賃價額を昇騰せしめたるを以つて、各問屋は既に前難を破りて復後難に遇ひ殆之れに堪へず、堂島新地の好位置をトして市

場を移さんとするに至れり。然るに偶々問屋中に有志數名あり、相謀りて六丁目より十丁目迄の年寄に依り、托するに家主に對して其の貸貸額を減せしめんことを以つて、年寄は直ちに家主に交渉し双方の意見の中を探りて貸貸額を定めき。其の目録左の如し。

一 油屋村なほ借家裏尻の義は家主と借屋の仁と可爲相對事

一 布屋伊兵衛借屋差シオロシの義は此度暖候一段目の裏尻五分五厘ムシロ埒明可申候

一 東龍田町六丁目七丁目阪上尉右衛門借屋池田屋左兵衛迄は

表三間梁行三間は八分筵

サシオロシは五分五厘筵

一 瀧川町阪上尉右衛門借屋大津屋五郎兵衛八丁目市、町九丁目萬屋長左衛門借屋太郎右衛門迄は

表二間梁行三間は八分五厘筵

サシオロシは六分筵

一 九丁目炭屋庄兵衛借屋諸福屋次左衛門より十丁目尼崎屋次郎右衛門借屋迄

表二間梁行三間九分筵

サシオロシ七分筵

右は此度市場龍田町より西十丁目迄問屋五十四軒家賃高直にて迷惑致候由被申候に付双方中道を以暖埒明候所如此候市場問屋の外借屋の義は家賃銀家主と可爲相對事

是に於いて川普請以後に於ける問屋對家主の貸貸借事件も漸沈靜せり。時に元祿二年五月十一日にして問屋數は五十四軒なりき。

同年十月十二日、堂島新地の商估相謀り同地に青物新市場を開始せんと欲して兩奉行所へ出願せしに、小田切土佐守能勢出雲守より當市場の同意を得て更に出願すべしと却下せられ遂に止めき。此の月また長堀の裏町屋敷と爲るを以つて此にも青物市場を開設せんとするものあり、町奉行所の天滿市場に其の影響如何を諮詢せしに同十八日左の如く上申せり。

乍恐口上書以申上候

一 今度長堀の裏町屋敷と相成申候に付彼地青物新市場爲仰付候由奉承知天滿中歎敷奉存候天滿の義は諸商賈不勝手故不繁昌に御座候得共市場御座候に付借屋裏店の者迄瀉命を凌ぎ申所に此度新市出來仕天滿市場サビ申候得ば天滿惣町中衰微仕迷惑至極奉存候御慈悲の上新市無御座候様被仰付候は難有可奉存候以上

町奉行所に於いても其の意を酌みて新市開設を停止したりき。

後十數年を経て寶永五年六月廿四日に至り中ノ島の備前屋權兵衛と稱するもの冥加銀六拾兩を官に納れ會根崎新地に青物新市を開設せんことを出願し、町奉行所之れを天滿市場に謀りて其の衰微を來たすこと尠少ならず、冥加銀六拾兩は更に當市場より上納すべきを以つて新市の開設を停止せられんことを請願するを聞くに及びて備前屋權兵衛の願書を却下し且當市場の納めんとせし冥加銀を免せられき。

降りて享保十三年の比、京橋六丁目に相集まりて青物立賣を爲すものありしかば同十一月二十五日之れを停止せんことを申請し、翌二十六日雙方町奉行所に召喚せられ對決の上京橋六丁目の青物立賣は即日禁止せられき。後、同十八年十一月、京橋六丁目の商估の二たび天神橋上に於いて青物立賣を爲すや又其の停止方を町奉行所に請ひ、同月十三日双方町奉行所に召喚せられて立賣商人は即日

追拂ふこととなりき。

又元文六年の比京橋六丁目内兩替町高麗橋一丁目同二丁目本天満町本靱町の各所に相集まりて青物を立賣する者あり二月十二日町奉行所に(佐々美濃守)また其の停止方を請ひて直ちに立退かしめ寶曆元年に至り接近郡村の農民天満樋ノ上町に相集まりて自作の青物立賣を爲すや當市場の間屋仲買人より之れを訴へて同十二月七日停止せしめ同三年十二月天満菅原町字市の側太平橋附近に又青物立賣を爲すものありしが同町の年寄茨木屋太兵衛之れを制せず因りて太兵衛を相手取り町奉行所(小濱四郎守)に訴へ城代松平右京大夫之れを聽きて直ちに禁止したりき又明和六年天満菅原町樋ノ上町北濱二丁目今橋二丁目高麗橋二丁目同三丁目天満町道修町三丁目の各所に相集まりて青物立賣を爲すもの簇出するや同五月二十七日當市場の間屋仲買人より之れを停止せられんことを請ひ町奉行所は各町の年寄を召喚して悉停止せしめき又同八年十一月廿七日申合式法を定めて間屋株竝に仲買株を許可せられんを町奉行所(室賀山城守)に願し

乍恐御訴訟

天満市場問屋共

一市場問屋の儀は往古天満橋上手土手下にて商賣仕罷在候處慶安年中唯今の所へ御替地被下置渡世相續仕難有仕合奉存候依之此度私共爲冥加初年銀二十枚奉差上翌年より銀十五枚宛永々奉上納候間何卒問屋株四十枚仲買株二十枚御赦免被爲成下候は尙又市場の者共一統無恙渡世仕難有仕合奉存候尤右願の通御免被爲下候共新規の義仕候義にては曾て無御座候間乍恐右御願御聞届被爲下候は廣大の御慈悲難有可奉存候以上

明和八年卯十一月廿七日

年行司

和泉屋五郎兵衛

月行司

茶屋六兵衛

池田屋平右衛門

久寶屋與兵衛

外三十六名

御奉行所様

乍恐口上

一今日市場問屋共三十九人連判にて問屋株御免の御願奉申上度不殘罷出申候所多人數の義に付左の人數罷出申度奉存候

泉屋武兵衛

外六名

右の通罷出申度奉存候に付乍恐御親奉申上候以上

卯十一月卅七日

年行司

泉屋五郎兵衛印

御奉行様

西御奉行様神谷大和守様

市場并に取引所

東御奉行様室賀山城守様

安井新重郎様

西地方 杉浦林左衛門様

服部彌三右衛門様

東地方 西田喜右衛門様

牧野平左衛門様

以上の書面を提出せしに、泉屋五郎兵衛等地方役所に召され、安井新重郎より説諭せられて曰はく、問屋にして問屋株下渡を出願するは素より其の分なれども、仲買株を併はせて出願するは事權外に屬せり。殊に曩に仲買人より仲買株百五十許可の出願あり、依りて更に理由を付して出願すべしと。是に於いて同日更に口上書を呈して曰はく、

乍恐口上

一私共今朝御冥加銀差上問屋株四拾并仲買株貳拾御願奉申上候所唯今被爲御召成問屋の者より仲買株の義書加願上候義如何譯に候哉委細可申上旨被仰渡奉畏候此義多人數に御座候故銘々存寄も有之候に付右の通願上候得共疾と掛合候上尙又被仰聞候趣爲申聞候得共一統承知仕候依之御冥加銀は別紙願の通可奉差上候問屋株四拾枚斗御免被下候様仕候に付乍恐奉願上候以上

明和八年卯十一月廿七日

天満市場年行司

和泉屋五郎兵衛

月行司

茶屋六兵衛

池田屋半右衛門

御奉行様

と然れど同日奉行所より冥加銀の額少さを以つて更に其の額を増加して二十九日迄に申出づべきを命せられしが、之れを多數の協議に付するに及びて異論沸騰して直ちに決定するに至らず、因りて其の復申を十二月三日迄延期を乞ひ左の如く提出せり。

天満市場問屋

一去る廿七日市場問屋共より御冥加銀差上問屋株四拾枚御免被爲成下候様奉願上候處右銀高少少に付増方可任旨被仰渡奉畏候依之私共一統相談任何卒冥加銀出精可奉存候得共當時身上不如意の者に御座候故先達て奉申上候通の銀高にて御免被爲成下候様御願奉申上度旨申上候得共此度私共御願奉申上候問屋株御免被爲成下候へば古來より御免の市場彌相續仕右渡世の者共一統難有奉存候右の利害を疾と爲申聞候に付此度は銀高相増初年より永々貳拾枚づゝ可奉差上候尤此餘増銀の義は難仕奉存候に付縦右株御免不被爲成候共無是非御義に奉存候間何卒右の通にて御聞届被爲成下候は御慈悲難有可奉存候以上

明和八年卯十二月三日

年行司

和泉屋五郎兵衛

月行司

市場并に取引所

茶屋 六 兵衛
外 三 名

御奉行様

と、然れども町奉行所はなほ之れを不足として二たび熟議を遂げ復申すべき旨を達せしかば、同月六日左の願書を提出せり。

乍恐口上

天満市場問屋共

一 去る廿日私共より御冥加差上問屋株四拾御免被成下候様御願奉申上候所被召呼右冥加銀無數候間随分出精仕候て可申上旨被仰渡奉畏候依之私共相互に進め合銀相増候て初年より銀貳拾枚づゝ永々可奉差上旨當三日書付を以て奉申上候得共右銀高にても無數の思召書付御差戻し被成下候故亦々一統打寄相談仕候所此度私共より右御免の御願申上御聞届被成下候は往古より御免被成下候市場問屋の内にも當時荷物引受候て手廣く商内仕候者は聊にて大方は相休居候者も有之亦々少々の荷物引受仕候者共も一統問屋の名目にて御座候得ば嵩に相聞へ申候得共是等の者は年々出銀仕候義難相成候に付此度勿論是迄も相殘る問屋共より餘内遣し候御事に御座候私共此度株札御免の御願奉申上候て箇様の義共奉申上候段々甚恐多き御事に御座候得共右の譯に御座候得は此上増銀難仕候に付何卒右の通にて御聞届被成下候様一同申立候へ共私共爲申聞候は右株御免被爲下候は當時難澁の者共も問屋列に加り末々に至り候ては無恙渡世相續仕候様可相成左候得ば御冥加の義は難忘れ段色々爲申聞候に付一統承知此段は初年の銀高相増貳拾五枚に任り翌年より貳拾枚宛永々奉差上候間何卒右之通にて御聞届爲成

下候は問屋共一統廣大の御慈悲難有仕合奉存候此上は縦右株御免不被成下候共乍恐無是非御義奉存候以上

明和八年卯十二月六日

年行司

和泉屋五郎兵衛

月行司

茶屋 六 兵衛

外三名

同日は追つて沙汰に及ぶべき旨を下し翌十三日年行司は召喚せられて明十四日四ツ時出頭すべき命を受け且營業の仕方を詳細具狀すべく口達せられ左の如く上申せり。

乍恐口上

天満市場問屋共

一 先達て私共より御冥加銀奉差上問屋株四拾株御免被成下候様奉願上候に付今日御召被爲出私共是迄商内の仕法委細奉申上候様被仰渡奉畏候則左に奉申上候以上
一 市場問屋と申候者諸國在々より積送り亦是寄行爲にて持参り候青物類不殘私共へ引請候て其市場中へケ様の品参り候と觸流し仕候得は仲買亦は出賣の者其外町方荷ない賣八百屋小店等迄寄参り候上市を立賣渡申候御事
一 右賣渡候に付問屋徳用と申候者銀物錢物に不限少々宛の口錢荷主方より取來り申候尤荷物の品に依り口錢の違も御座候に付左に奉申上候

市場并に取引所

一西瓜 一かも瓜 一山椒
右の類は壹貫文に付七拾文の口錢
一西條柿 一近江柿 一千物類

右の類は壹貫文に付五拾文宛の口錢
右の外一切壹貫文に付六拾文宛の口錢に御座候御事

一右荷物賣拂候て荷主方へは問屋より何程にても仕切仕候て銀子相渡候賣先の義は現銀も有
之亦是問屋共より掛ヶ銀に致毎月晦日に私共より取集申候御事
一代呂物の内拾貳品と申は先年より其品に相極め是は市場仲買に限り外商人へは一切賣渡不
申外商人は仲買の手先より買取可申事尤右拾貳品日々左に奉申上候

- 一 葡萄 富田 森春 大ヶ塚 一 密柑
- 一 若和布 一片田布
- 一 獨活 名古屋 山ッ 一 山椒
- 一 イヶ栗 一 山葵
- 一 駿河茄子 一 西條柿 但他所行
- 一 ホウヅキ 問計ハシヨリ十日ノ 他所行ハ格別
- 一 近江柿 右同斷

一是迄問屋の内荷物無數來り候問屋の分は仲間内にて少々宛荷物買集等小賣仕候義も古來より仕來り候御事

右の通住古より仕來申候段少々も相違無御座候尤右御願奉申上候問屋株御免被成下候共右の外
新規の儀仕候義にては曾て無御座候に付乍恐此段書付を以奉申上候以上
明和八年卯十二月十三日

問屋總中
月行司
年行司

御奉行様
以上は營業の仕方種類及び口錢等にして同十七日又左の上申を爲せり。
乍恐口上

天満市場問屋共
一去る十三日私共被召呼是迄問屋共仕來り候商内の仕方委細可申上旨被仰渡候に付則書付を以
て奉申上候所右仕來りの内問屋にて仲買同様の商内仕候義も是迄私共仕來りに御座候得共此
義は仲買より株札御免の御願奉申上候に付私共へ段々掛ヶ合向後右商内の義相止め呉れ候様
申候に付双方對談の上一札取爲替問屋一件にて仲買同様の商内不仕候赴掛合相濟其外の義は
是迄仕來りの通可仕筈に御座候に付乍恐此段書付を以奉申上候以上
明和八年十二月十七日

月行司
年行司

御奉行様

市場井に取引所

此の如く菜蔬干物の口銭規定品物取扱の方法等を上申せし結果越えて同九年正月十一日に至りて初めて株制(青物乾物兼二十八名)を允許せられ而して干物類も共に市場に於いて賣買し青物干物問屋仲買と稱して慶應年中まで繼續し就物組古組新組等の區別を生じ終に干物商仲買を組織して市場と分離せり然れども分離後も同じく古物市場の附屬にして其の一部分たるに過ぎず問屋は初年銀四十枚次年よりは毎二十枚宛を仲買人は初年銀七拾枚次年より毎四拾枚宛を各納付すること爲り増額免除の請願も屢に及びて其の効無く最後の決意も其の薄弱なるを看破せられて更に徹底せず町奉行所の豫期額に達して初めて株制を立つるに至り同日請書を出だし冥加銀は同十五日兩地方役所へ納付すべき命ありき其の請書は左の如し。

差上申一札

私共仲間四拾人古來より於市場青物問屋渡世仕候得共内仲間にて諸事不取締に付右軒數株に御定被下候は爲冥加初年銀數貳拾枚翌年より銀十五枚ツ、上納可仕旨奉願上候に付商賣仕方御尋被成候處諸事は迄仕來りの通にて聊新規の義は不仕旨申上候に付尙亦冥加増方御吟味の上初年四拾枚翌年より貳拾枚ツ、年々上納可仕旨申上候處願の通株御赦免被成下候然る上は新規の義不相企仕來りの通商賣仕り冥加初年の分四拾枚は早々相納來已年より貳拾枚ツ、年々十一月中上納可仕候若新規の筋相企る歟其外不埒の義有之候は株御取放可被成旨委細被仰渡候赴奉畏候依て御請書奉差上候以上

明和九年壬辰正月十二日

天満市場青物問屋四拾人惣代
年行司

和泉屋五郎兵衛

月行司

大根屋小兵衛

東町奉行室賀山城守様
西町奉行神谷大和守様

是に於いて仲間申合式法は成り問屋仲買の區別は確定し年行司外一名を撰舉して仲間一般の事務を委任し諸國荷主より輸入する菜蔬乾物は必問屋に於いて引請け市立又は直組を以つて賣却して相當の手数料を荷主より請取り仲買人は問屋より小賣商人は仲買より買受け仲買小賣商は荷主より直買せざることを茲に全く相互の分限定せられり。

安永三年十一月大平橋より東龍田町に至る濱側南北凡十間東西凡百六十間餘を市場請地として下附せらる。因りて問屋中より初年三十貫目次年より毎年銀二百枚づゝ納付して是れに酬ゆ。

同七年山陰山陽四國九州より輸送し來たる薩摩芋を兩川口の船宿に於いて賣買し以前右諸國より入津の薩摩芋は悉天満市場の問屋に依りて聚散せしものなりしに是に於いて天満市場殆薩摩芋の跡を絶つに至れり。因りて同十月兩川口の船宿に交渉して其の業を停止せしめんとせしに船宿は強硬の態度を取りて容易に聽かず却りて同月七日市中の買客二十六名と相謀りて薩摩芋賣買の公許を得んと欲し町奉行所に冥加銀を納めて問屋仲買株十三五軒御免の出願を爲すに至れり。是に於いて當市場は同十四日船宿及び之れに附屬せる商估等の出願せる問屋仲買株のもし誤りて許可せらるゝに至らば當市場に影響を及ぼすこと尠少なざるを以つて之れを却下せられんことを訴願せしに同廿八日に至り雙方共に召喚せられ船宿及び附屬せる町商人より出願せる株は詮議に及ばず

市場并に取引所

して却下せられ、其の賣買の義は對談すべきを諭示せられき。
 同八年六月、江ノ子島築地に椋橋大根の間屋營業を出願せし者あり、同月九日、町奉行所は當市場の間屋營業、年行司、月行司を召して其の許否に付き意見を徴し、彼等は翌十日對ふるに、江ノ子島築地の間屋營業にして許可せられなば、天満市場の盛衰に關する少からざる旨を復申し、同間屋營業は終に許可せられずして已みき。

後、天明二年八月二十五日、和泉大島郡五ヶ村の百姓惣代五名より近年百姓の作れる薩摩芋其の賣口狹隘にして糊口に苦しむを以つて、直賣を爲して廣く需要者に應せんことを兩奉行所(土屋備後守に佐野備後守)に出願せり。是に於いて奉行所は翌二十六日當市場の間屋仲買人等を召喚して故障の有無を下問し、間屋等は同九月朔日、當市場の盛衰に關するを以つて許可せられざらんことを上申し、同月十四日、間屋及び仲買は町奉行所に召されて和泉大島郡各村百姓の願書を却下せしことを達せられき。越えて翌三年三月三日、三郷及び接近各村の蔬菜直賣買を禁止し、同四月十五日また三郷各町に達せられき。同八年六月廿七日、讃岐小豆島惣百姓惣代池田村の百姓久左衛門、同村庄屋善右衛門より市内地區の制限なく薩摩芋の賣買御免を出願せり。町奉行所は因りて翌二十八日當市場の間屋を召喚して意見を詢ひ、問屋は其の答申を七月三日迄延期を乞ひて、同月四日答申書を提出し、同十日に至り小豆島百姓惣代等の願書は却下せられき。
 寛政十一年久しく錢の相場下落して確定の貨銀を得るもの皆窮迫し、淀川筋各所より天満市場に輸送する諸荷物小回業者も亦多大の影響を受け、問屋に向かひて増賃を迫る。依りて品銘により増賃して諸荷物を丁重に取扱ひ、後日二たび錢相場十三四點に上らば小廻賃も亦舊に復することゝ爲せり。其の荷物小廻賃定額は左の如し。

淀川筋下り荷物小廻賃定

- 一 近江釣枝柿 十箇に付 貳拾貳文
- 右荷物先年の通百十箇に仕隨分損し不申様運送可致候
- 一 近江多賀午券 一九に付 三文半
- 一 近江梨所柿 一併に付 三文半
- 一 近江濱松茸 一樽に付 拾二文
- 一 近江多賀山獨活 一併に付 三文半
- 一 京口里芋 一俵に付 四文三步
- 一 京口慈菇 一籠に付 四文三步
- 一 京口根芋 一籠に付 四文三步
- 一 京口水菜 一荷に付 六文
- 一 長鬚 一籠に付 五文三步
- 一 同 一箱に付 五文三步
- 一 同 二籠に付 四文
- 一 同 大ツト入 拾八文
- 一 同 小ツト入 九文
- 但し長鬚は別て損し物故立ッ積に致し横積に致間敷候事
- 一 伊賀口薯蕷 一俵に付 三文
- 一 山崎口里芋 一俵に付 五文

一山葵 ミカン籠入 一拵に付 四文
ツルシ籠入 一籠に付 二文
ツルシ籠入二籠より五籠迄 一拵に付 三文
ツルシ籠入六籠より十籠迄 一拵に付 五文
ツルシ籠入十一籠より上 一拵に付 七文
新度入箱入大俵入 一箇に付 六文
ミカン籠入中俵入 一箇に付 五文
 右八十八夜迄の定なり
新度入 一箱に付 五文
一箱に付 五文
ツルシ籠入 一箇に付 三文半
カマンス入 一箇に付 三文半
ナラ藤 一箇に付 五文
道灘カワコへ類 一籠に付 四文
道灘カワコ類 一箇に付 三文半
新度入 一籠に付
 一山城柿 サルカゴ入
 柑子 ミカンカゴ入
 梨子 ミカンカゴ入
 松篋 タワラ入 一俵に付 四文

一同同 目カゴ入 一拵に付 三文
 一同棗 一俵に付 六文
 一路根 一俵に付 七文
 一山城午券 一束に付 四文
 相渡可申候事
 右荷物は夜に入候ては繪符等難見分義に付七ツ時より後は著船の荷物へ其許より番を致翌日

一下山城午券 一束に付 三文
 一山城里芋 一俵に付 四文三步
 一樂 一俵に付 七文
新度入 一籠に付 六文
 一石打松茸 新度入 一籠に付 六文
 一枯露柿 一俵に付 三文半
 一澁柿 一俵に付 六文
 一澁汁 四斗樽入 一樽に付 十三文
 一山城薩摩薯 一俵に付 六文
 一交野口薩摩薯 一俵に付 七文
淀伏見出 一薩摩薯 新度入 一籠に付 六文
 一伏見生大根 一束に付 大四文
 一伏見出松茸 一籠に付 七文